

木簡研窗

第二〇号

木門研磨

第二〇号



木
簡
学
会

題字
藤枝
見刻

目 次

卷頭言——機器の目・人の眼	和田 茅
一九九七年出土の木簡	1
概要	渡辺晃宏
奈良・平城宮跡	山下信一郎
奈良・平城京跡(1)	6
奈良・平城京跡(2)	23
奈良・青野遺跡	古尾谷知浩
奈良・藤原宮跡	原田香織・三好美穂
奈良・酒船石遺跡	松浦五輪美
京都・長岡京跡左京二条四坊三町	安井宣也・松浦五輪美
京都・長岡京跡右京六条二坊六町	45
京都・平安京跡右京三条一坊三町	43
京都・平等院庭園	寺崎保広
大阪・細工谷遺跡	相原嘉之・寺崎保広
大阪・大坂城跡	54
大阪・天満本願寺跡	大坂・堺環濠都市遺跡
大阪・東浅香山遺跡	豆谷 浩之・鳥居信子
京都・長岡宮跡	平田洋司
清水みき	古市晃
中島信親・山口均	吹田直子
奈良・青野遺跡	野島永・堀大輔
奈良・藤原宮跡	木村泰彦
奈良・酒船石遺跡	伊藤潔
京都・長岡京跡左京二条四坊三町	大輔
京都・長岡京跡右京六条二坊六町	64
京都・平安京跡右京三条一坊三町	67
京都・平等院庭園	69
大阪・細工谷遺跡	69
大阪・大坂城跡	71
大阪・天満本願寺跡	74
大阪・堺環濠都市遺跡	77
大阪・東浅香山遺跡	79
京都・長岡宮跡	81
清水みき	83
中島信親・山口均	iii
豆谷 浩之・鳥居信子	i
平田洋司	vii
古市晃	1
吹田直子	1
野島永・堀大輔	1
木村泰彦	1
伊藤潔	1
大輔	1
64	1
67	1
69	1
71	1
74	1
77	1
79	1
81	1
83	1

兵庫・猪名庄遺跡	渡辺 真界
兵庫・屋敷町遺跡	新竹由美
兵庫・加都遺跡	渡辺 昇
兵庫・明石城武家屋敷跡	別府 洋二
兵庫・境谷遺跡	別府 洋二
兵庫・茂利宮の西遺跡	高木 芳史
兵庫・安坂・城の堀遺跡	高木 芳史
滋賀・大将軍遺跡	高木 隆
愛知・大脇城跡	仲川 和宏
静岡・瀬名川遺跡	中川 律子
東京・明治大学記念館前遺跡	北村 和宏
東京・千駄ヶ谷五丁目遺跡	及川 登
塔玉・山崎上ノ南遺跡B地点	大熊 広季
千葉・西原遺跡	追川 吉生
長野・松本城三の丸跡小御町	桐村 久美子
長野・松本城下町跡伊勢町	鈴木 勝彦
高橋・三輪田遺跡	荒木 龍
高橋・一本柳遺跡	水戸 弘美
岩手・志羅山遺跡	菅原 実央・羽柴 直人
山形・三条遺跡	高橋 弘美
山形・上高田遺跡	高橋 弘美

菅原 実央・羽柴 直人	渡辺 真界
高橋 弘美	新竹由美
齊藤 健	渡辺 昇
139	138
132	131
129	125
125	123
126	121
121	106
111	97
104	95
102	94
99	92
97	89
95	87

山形・山田遺跡	本多 達哉・河村 健史
秋田・弘田横跡	眞壁 建・松田 亜紀子
青森・大光寺新城跡遺跡	見玉 準
福井・福井城跡	波部 学
石川・堅田B遺跡	滝川 重徳
石川・金石本町遺跡	前田 雪恵
石川・戸水大西遺跡	谷 口宗治
石川・七尾城下町遺跡	善端 直
富山・蛇喰A遺跡	神保 孝造
富山・蛇喰B遺跡	久々忠義
富山・二口五反田遺跡	鹿島 昌也
富山・清水堂F遺跡	田 中靖
新潟・下ノ西遺跡	水澤 幸一
新潟・中倉遺跡	根 鈴智津子
富山・大御堂庭寺	根 鈴智津子
鳥取・三田谷I遺跡	久保田 一郎
鳥取・有福寺遺跡	中野 雄人
鳥取・高田遺跡	北浦 健一
岡山・百間川米田遺跡	岡田 博
岡山・津寺遺跡	中野 雄人
山口・末原窯跡群(灰原上層)	谷口 哲一
山口・萩城跡(外堀地区)	池田 善文・森田 孝一

199	197	194	192	190	189	187	185	182	175	173	171	167	165	160	158	156	151	149	144	142
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

香川・高松城跡	藤好史郎	藤本正志
徳島・觀音寺遺跡	藤川智之・和田翠	大庭康時
福岡・上長野A遺跡	前田義人	水原道範
一九七七年以前出土の木簡（二〇）	214 205 201	福岡・香椎B遺跡
奈良・藤原宮跡	和田萃・鶴見泰寿	福岡・博多遺跡群
積文の訂正と追加（一）	224	福岡・魚屋町遺跡
兵庫・山垣遺跡（第六号）	加古千恵子・平田博幸	流本正志
古尾谷知浩	兵庫・入佐川遺跡（第一八号）	大庭康時
兵庫・袴狹遺跡（深田地区）（第六号）	島根・出雲國厅跡（第一二号）	水原道範
藤田淳	平石藤田淳	福岡・香椎B遺跡
232 227	236 235 233	福岡・博多遺跡群
再び長屋王家木簡と皇親家令について	八木充	福岡・魚屋町遺跡
（長野特別研究集会の記録）	227	流本正志
信濃の古代と屋代遺跡群	224	大庭康時
七世紀の屋代木簡	220 219 216	水原道範
七世紀の地方木簡	287 276 266	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	241	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	236 235 233	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	227	流本正志
七世紀の屋代木簡	220 219 216	大庭康時
七世紀の屋代木簡	214 205 201	水原道範
七世紀の屋代木簡	201	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	196	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	195	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	194	流本正志
七世紀の屋代木簡	193	大庭康時
七世紀の屋代木簡	192	水原道範
七世紀の屋代木簡	191	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	190	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	189	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	188	流本正志
七世紀の屋代木簡	187	大庭康時
七世紀の屋代木簡	186	水原道範
七世紀の屋代木簡	185	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	184	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	183	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	182	流本正志
七世紀の屋代木簡	181	大庭康時
七世紀の屋代木簡	180	水原道範
七世紀の屋代木簡	179	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	178	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	177	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	176	流本正志
七世紀の屋代木簡	175	大庭康時
七世紀の屋代木簡	174	水原道範
七世紀の屋代木簡	173	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	172	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	171	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	170	流本正志
七世紀の屋代木簡	169	大庭康時
七世紀の屋代木簡	168	水原道範
七世紀の屋代木簡	167	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	166	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	165	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	164	流本正志
七世紀の屋代木簡	163	大庭康時
七世紀の屋代木簡	162	水原道範
七世紀の屋代木簡	161	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	160	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	159	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	158	流本正志
七世紀の屋代木簡	157	大庭康時
七世紀の屋代木簡	156	水原道範
七世紀の屋代木簡	155	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	154	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	153	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	152	流本正志
七世紀の屋代木簡	151	大庭康時
七世紀の屋代木簡	150	水原道範
七世紀の屋代木簡	149	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	148	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	147	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	146	流本正志
七世紀の屋代木簡	145	大庭康時
七世紀の屋代木簡	144	水原道範
七世紀の屋代木簡	143	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	142	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	141	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	140	流本正志
七世紀の屋代木簡	139	大庭康時
七世紀の屋代木簡	138	水原道範
七世紀の屋代木簡	137	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	136	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	135	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	134	流本正志
七世紀の屋代木簡	133	大庭康時
七世紀の屋代木簡	132	水原道範
七世紀の屋代木簡	131	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	130	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	129	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	128	流本正志
七世紀の屋代木簡	127	大庭康時
七世紀の屋代木簡	126	水原道範
七世紀の屋代木簡	125	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	124	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	123	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	122	流本正志
七世紀の屋代木簡	121	大庭康時
七世紀の屋代木簡	120	水原道範
七世紀の屋代木簡	119	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	118	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	117	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	116	流本正志
七世紀の屋代木簡	115	大庭康時
七世紀の屋代木簡	114	水原道範
七世紀の屋代木簡	113	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	112	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	111	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	110	流本正志
七世紀の屋代木簡	109	大庭康時
七世紀の屋代木簡	108	水原道範
七世紀の屋代木簡	107	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	106	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	105	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	104	流本正志
七世紀の屋代木簡	103	大庭康時
七世紀の屋代木簡	102	水原道範
七世紀の屋代木簡	101	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	100	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	99	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	98	流本正志
七世紀の屋代木簡	97	大庭康時
七世紀の屋代木簡	96	水原道範
七世紀の屋代木簡	95	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	94	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	93	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	92	流本正志
七世紀の屋代木簡	91	大庭康時
七世紀の屋代木簡	90	水原道範
七世紀の屋代木簡	89	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	88	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	87	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	86	流本正志
七世紀の屋代木簡	85	大庭康時
七世紀の屋代木簡	84	水原道範
七世紀の屋代木簡	83	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	82	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	81	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	80	流本正志
七世紀の屋代木簡	79	大庭康時
七世紀の屋代木簡	78	水原道範
七世紀の屋代木簡	77	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	76	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	75	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	74	流本正志
七世紀の屋代木簡	73	大庭康時
七世紀の屋代木簡	72	水原道範
七世紀の屋代木簡	71	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	70	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	69	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	68	流本正志
七世紀の屋代木簡	67	大庭康時
七世紀の屋代木簡	66	水原道範
七世紀の屋代木簡	65	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	64	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	63	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	62	流本正志
七世紀の屋代木簡	61	大庭康時
七世紀の屋代木簡	60	水原道範
七世紀の屋代木簡	59	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	58	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	57	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	56	流本正志
七世紀の屋代木簡	55	大庭康時
七世紀の屋代木簡	54	水原道範
七世紀の屋代木簡	53	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	52	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	51	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	50	流本正志
七世紀の屋代木簡	49	大庭康時
七世紀の屋代木簡	48	水原道範
七世紀の屋代木簡	47	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	46	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	45	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	44	流本正志
七世紀の屋代木簡	43	大庭康時
七世紀の屋代木簡	42	水原道範
七世紀の屋代木簡	41	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	40	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	39	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	38	流本正志
七世紀の屋代木簡	37	大庭康時
七世紀の屋代木簡	36	水原道範
七世紀の屋代木簡	35	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	34	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	33	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	32	流本正志
七世紀の屋代木簡	31	大庭康時
七世紀の屋代木簡	30	水原道範
七世紀の屋代木簡	29	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	28	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	27	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	26	流本正志
七世紀の屋代木簡	25	大庭康時
七世紀の屋代木簡	24	水原道範
七世紀の屋代木簡	23	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	22	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	21	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	20	流本正志
七世紀の屋代木簡	19	大庭康時
七世紀の屋代木簡	18	水原道範
七世紀の屋代木簡	17	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	16	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	15	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	14	流本正志
七世紀の屋代木簡	13	大庭康時
七世紀の屋代木簡	12	水原道範
七世紀の屋代木簡	11	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	10	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	9	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	8	流本正志
七世紀の屋代木簡	7	大庭康時
七世紀の屋代木簡	6	水原道範
七世紀の屋代木簡	5	福岡・香椎B遺跡
七世紀の屋代木簡	4	福岡・博多遺跡群
七世紀の屋代木簡	3	福岡・魚屋町遺跡
七世紀の屋代木簡	2	流本正志
七世紀の屋代木簡	1	大庭康時
七世紀の屋代木簡		水原道範

七世紀の宮都木簡

鶴見泰寿

律令制の成立と木簡—七世紀の木簡をめぐって

館野和己

討論のまとめ

平川南・佐藤信

書評 佐藤信著「日本古代の宮都と木簡」

仁藤敦史

新刊紹介 大庭脩編著「木簡—古代からのメッセージ」

丸山裕美子

業報

鈴木景二

「木簡研究」第一六一—〇号総目次

研究集会（第一〇回—第一九回）・特別研究集会（新潟・長野）報告一覧

編集後記

清水みき

英文目次

コラム

平城京左京二条二坊十一坪出土の墨書き土器
（渡辺見宏）

藤原宮出土の「大贊」木簡
（寺崎保広）

会告

「枳文の訂正と追加」欄の新設について

凡例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び釈文の記載形式などについては編集担当の責任において調整した。執筆者の所属が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。

一、報告は「一九九七年出土の木簡」、「一九七七年以前出土の木簡」、及び「釈文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。
一、各欄ごとの遺跡の排列は、それぞれ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の釈文・内容、関係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、建設省国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を[▲]で示した。（）内は図幅名である。

なお、「釈文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に（）で用記し、地図は原則として割愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の釈文・内容」において最少限の言及を行なった。
一、紹介する木簡には遺跡ごとに木簡番号を付し、（）で示した。数

次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、調査ごとの通し番号とした。なお、「釈文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、釈文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「畫」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「ヰ」「ヰ」「季」「林」などについてのみ使用した。

一、釈文下段のアラビア数字は、木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はmm）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。なお、

「釈文の訂正と追加」の欄において釈文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を[17]のごとく付した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである（iv頁第1圖参照）。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていること

を示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。

抹消された文字であるが、字画の明らかな場合に限

り原字の左傍に付した。

穿孔のあることを示す。

抹消により判読困難なもの。



欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

011型式 短冊型。

015型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

019型式

一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

021型式

小形矩形のもの。

022型式

小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

031型式

長方形の材の両端の左右に切り込みを入れたもの。方

032型式

頭・圭頭など種々の作り方がある。

033型式

長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの。

034型式

長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの。

038型式

長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

041型式

長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作つたもの。

043型式

長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みを入れたもの。

049型式

長方形の材の一端を羽子板の柄状にしてあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

051型式

長方形の材の一端を尖らせたもの。

055型式

長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。



×

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

凡例



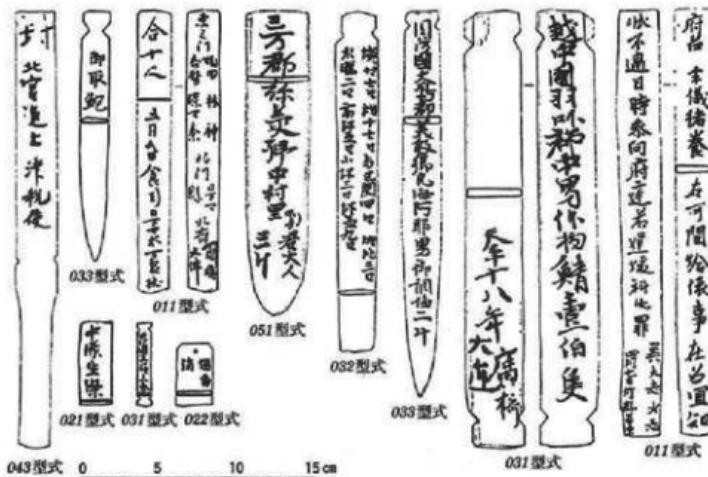
第1図 木簡軽文の表記法

031型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。
032型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。
033型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

031型式 削屑。

なお、中・近世の木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、註記を省略する場合がある。
一、この凡例は木簡出土事例報告に関するものであり、論文などにおいては、必ずしもこれを用いるものではない。

一、英文目次は天理大学のエドワーズ・ウォルター氏にお願いした。



第2図 木簡の形態分類

奈良・平城宮跡

1 所在地 一 奈良市佐紀町、二・三 奈良市法華寺町
2 調査期間 一 一九九七年（平9）四月～七月、二 一九九七年一〇月～一九九八年一月、三 一九九七年七月

月～一〇月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査会部

4 調査担当者 代表 町田 章

5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡、都城跡

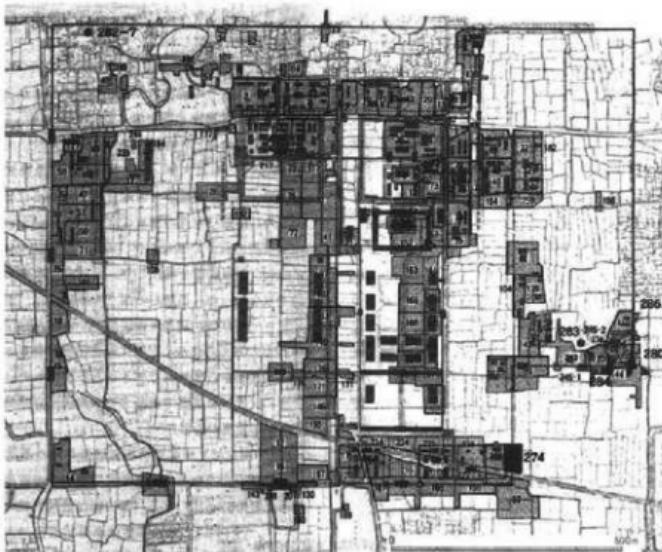
6 遺跡の年代 奈良時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一 式部省東方・東西大垣（第二七四次調査）

第二七四次調査は、これまで継続して行なってきた壬生門（南面東門）内東方官衙の発掘調査の最終段階として、東西大垣とその周辺約一八〇〇m²を発掘したものである。調査地は奈良時代前半の式部省東官衙、同後半の神祇官の遺構を検出した第二七三次調査区（本誌第一九号参照）の東隣にある宮東南隅である。

調査の結果、奈良時代の主な遺構として、宮東西大垣と造営時の添柱列・埴板溝跡などの関連遺構、溝五条、掘立柱塀二条、掘立柱建物六棟、東一坊大路、暗渠一基、橋状遺構一基などを検出した。



平城宮跡発掘調査位置図

東一坊大路西側溝SD四九五一は、調査区北方にある小子門西脇を経て宮内から南流する排水路で、宮東西外堀を兼ねる南北溝。幅約六・二m、深さ〇・八一・四m。上層は平安時代以降、下層は奈良時代の堆積。下層は四層に大別でき、幅約四m、深さ〇・五一〇・八mである。溝は何度も改修を受け、遷都当初の堆積は残存しない。後述のSD一七六五〇を切って本溝が改修され、溝最下層に天平宝字の年紀木簡を含むことから、奈良時代後半の堆積と考えられる。護岸施設の痕跡と思われるテラス状の段を西岸で検出した。

宮内基幹排水路SD三四一〇は、東面大垣の西側を南流する南北溝で、幅六・〇七七・八m、深さ一・一ー・三m。溝の堆積は上下二層に大別でき、奈良時代の堆積土である下層は、幅五・三m、深さ〇・六五一〇・八m。本溝も数度の改修で遷都当初の堆積は残存せず、やはり奈良時代後半の堆積と考えられる。三・四期に区分でき、当初は素掘溝だが、後に溝幅を狭め、石積護岸が施される。

東面大垣SA四三四〇は、宮の東面を画する南北方向の築地堀で、約四八m分を検出した。最大二六〇の掘込地業を施し一層あたり約五〇mの厚さで版築したもので、残存高は最大〇・七m、残存基底幅は最大一・六二mである。下層に掘立柱構はなく、当初から築地堀である。大垣は、奈良時代前半までは調査区中央やや北で開口し、そこを東西溝SD一七六五〇が貫流していた。その開口幅は、遷都当初の第Ⅰ期大垣で南北約六・二m、後に狭められ幅約三・六mと

なり、埋立部に難き足しの第Ⅱ期大垣が造営される。最後に開口部を経て宮内から南流する排水路で、宮東西外堀を兼ねる南北溝。幅約六・二m、深さ〇・八一・四m。上層は平安時代以降、下層は奈良時代の堆積。下層は四層に大別でき、幅約四m、深さ〇・五一〇・八mである。溝は何度も改修を受け、遷都当初の堆積は残存しない。後述のSD一七六五〇を切って本溝が改修され、溝最下層に天平宝字の年紀木簡を含むことから、奈良時代後半の堆積と考えられる。護岸施設の痕跡と思われるテラス状の段を西岸で検出した。

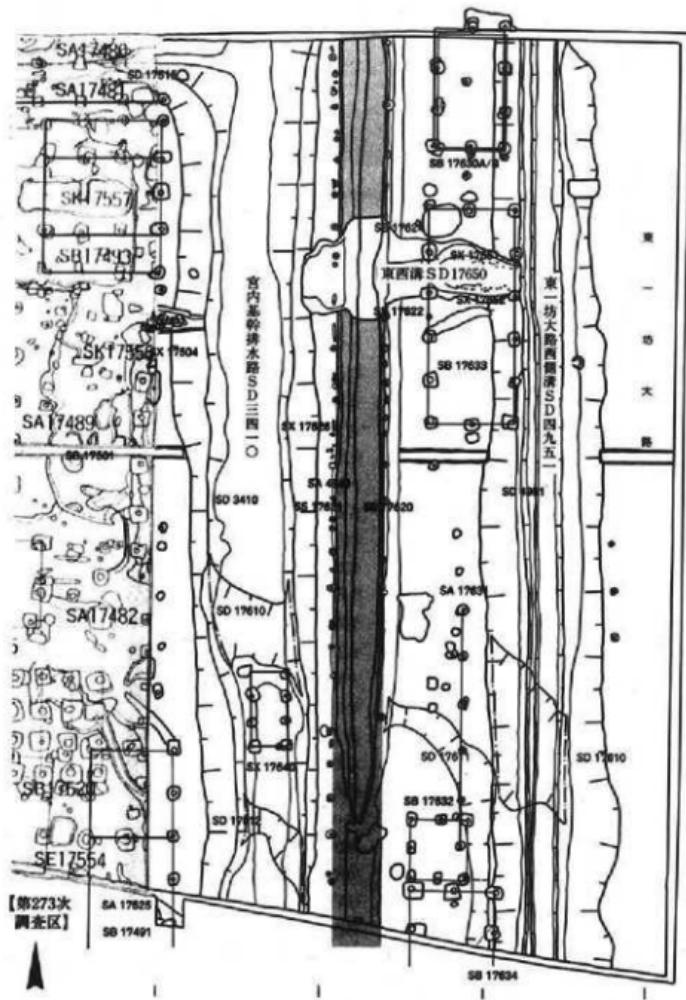
東西溝SD一七六五〇は、東面大垣の開口部分を開渠で抜け、SD三四一〇からSD四九五一に東流する溝。SD三四一〇の水量を軽減し、宮東南隅部分での氾濫を防ぐための分水路と考えられる。

SD一七六五〇Aは遷都当初の素掘溝。幅五・五m、深さ一・五m。大垣造営に先立つもので、第Ⅰ期大垣造営後も機能した。次に、A溝を埋め立て、幅を約一・九mに狭めたSD一七六五〇B、さら

に改修され幅約一・六mのSD一七六五〇Cとなる。B・C溝には大垣横断部分に石の護岸が、大垣からSD四九五一までの間に杭列護岸が設けられた。C溝は、堆積土・埋立土から軒瓦六・二・五A (II-2期-I期)、埋立土から平城宮Ⅲ古段階 (七三〇-七四〇年頃) の土器が出土しており、天平一〇年 (七三〇) 前後に廃絶、大垣が閉塞する第Ⅲ期の造営もそれ以降と考えられる。

大垣とSD四九五一との間の堀地部分で掘立柱建物五棟、掘立柱堀一条を検出した。このうち、SB一七六三〇A・Bは奈良時代前半、SB一七六三三はSD一七六五〇廃絶後のものである。また、SD三四一〇内で検出した橋状造構SX一七六四〇 (術行三回×梁間一間) は溝の水流を利用した便所造構の可能性がある。

遺物は、上記三条の溝から大量に出土した。SD一七六五〇埋立土出土土器は一括性が高く、平城宮Ⅲ土器古段階の好資料である。



第274次調査遺拂配置図 (1:350)

木製品として、加工板、箸状木器、刀装具の様^{なまこ}、刀子形、漆器柄、独楽、賽子、算木、すりざさら、琴柱、人形、太刀形、鳥形など、金属製品として、和同開珎・万年通宝・神功開宝・金銅装刀子把口・金具、金銅鏡、銅鎧帶金具、鉗具の弓金具、鉗板、丸網、海老簾牡金具、刀子、銅大刀装具、銅製人形などが出土した。瓦類の顯著なものとして、三彩軒丸瓦、綠釉陶木蓋などがある。

木簡は、SD一七六五〇から一〇四六点（うち削層九四四点）、SD三四一〇から八三点（うち削層六五点）、SD四九五一から三〇九五点（うち削層二六六三点）、出土遺構不明一四点、合計四二三八点（うち削層三六七二点）が出土した。SD一七六五〇木簡は、ほとんどB・C溝出土である。SD四九五一木簡は、最下層の木層混じり暗褐色粘土層とその上のラス混暗灰砂質土・灰褐色砂層を中心出土した。SD三四一〇木簡は、主に最下層の灰褐色ラス・暗褐色粘土層から出土した。いずれも上流の宮内で投棄されて調査地に堆積したもののが多いと考えられ、特定の史料群を形成するものではない多様な内容である。ただ、SD四九五一出土木簡には東一坊大路上から投棄されたものが含まれる可能性は皆無でなかろう。

木簡以外の文字資料として、「蘇^{安寧}」「莫取研[○]鑿[○]風」「北僧坊」「朝」「支良女」「近衛」「□厨」「西」「猶」「茹」「□附名」、「朝」「難」などと記した墨書土器、「修」「理」「中」「真依」「乙万呂」などの刻印瓦が出土した。

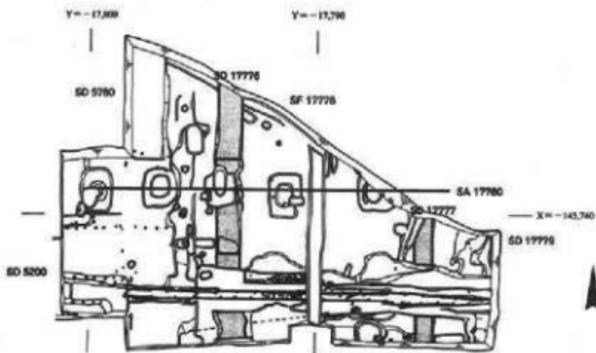
二 東院庭園地区（第二八〇次調査東区）

第二八〇次調査は、東院地区の庭園遺構周辺で南・北・東区の三カ所合計約七〇〇m²を発掘した。南区では、東院東南隅部分を調査し、東面大垣・南面大垣とその雨落溝、二条糸間路北側溝、庭園の池に伴う溝、ラス敷などを検出した。従来「隔樓」と呼ばれていた櫻閣状建物SB五八八〇の全貌が解明され、二間×二間（八尺等間）の身舎に間口一六尺の庇が西と北につく建物、あるいは三間×二間の東西棟に間口一六尺の北庇が東寄りにつく建物であると想定される。北区では、庭園内の東面大垣西側を調査した。東区では、東二坊坊間路と二条糸間路との交差点北部を調査し、二条糸間路北側溝SD五二〇〇、東二坊坊間路路面とその東西両側溝などを検出した。東二坊坊間路には新旧二時期があつて、当初は坊間路相当の道路として造成され、後に大路と同等の道路上に拡幅されたことが判明した。

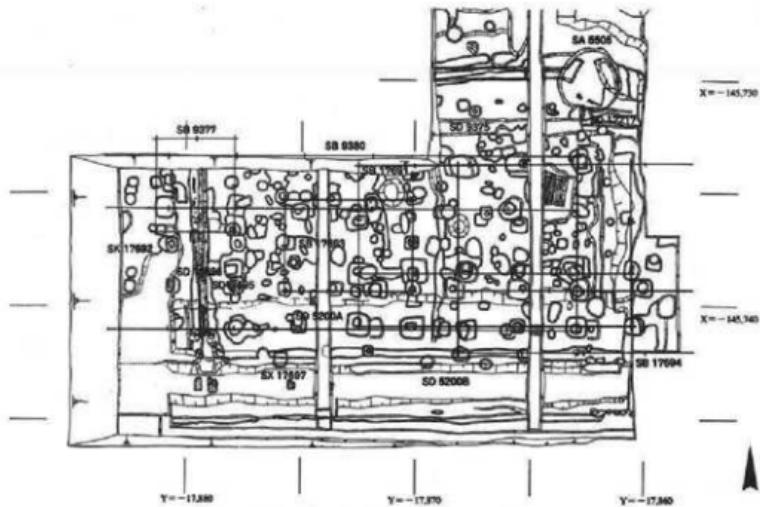
木簡は東区の調査のうち、SD五一〇〇から三点、拡幅後の二条糸間路東側溝SD一七七七九から一点、合計一四点出土した。

三 東院庭園地区（第二八〇次調査南区）

第二八〇次調査は、東院庭園の園池南西部の北区、南面大垣から二条糸間路北側溝までの南区、合計約七五〇m²を発掘した。北区では東院上層園池SG五八〇〇B、奈良時代末期の州浜SSX一七七〇、二期の園池南岸建物SB一七五八二・SB一七七〇〇などを



第280次調査東区遺構平面図 (1:250)



第284次調查南区遺構平面図 (1:250)

検出した。南区では南面大垣SA五五〇五、大垣南雨落溝SD九三七五とその下層の東西溝SD一七七一七、二条余間路北側溝SD五一〇〇A・B、壙地上で建物五棟・土坑などを検出した。SD五一〇〇Aは、遷都当初開削のAa溝と、北岸で約一・七m南にずらしたAb溝の二時期がある。SD五一〇〇Bは、SD五一〇〇Aを南に約三mずらし開削したもので、石組み護岸のないBa溝、改修して石組み護岸を施したBb溝の二時期がある。Ab溝からBa溝への改修時期だが、第二二〇次調査で和銅・養老の年紀木簡が出土し、今回もAb溝から養老六年(七二二)の木簡が出土したが、那都制下の可能性がある荷札木簡(三四)も出土しており、確言できない。

恭仁遷都前の天平年間前半と推測しておく。SD五一〇〇Ba段階では、それまで空閑地であった壙地部分に建物が建てられた。この

うち、掘立柱東西棟建物SB一七六九四は最も新しく、桁行三間以上(九尺等間)×梁間二間(九・五尺等間)の身舎に南庇(九・五尺)がつく。しかしSD五一〇〇Bbが機能する奈良時代末期には、壙地部分は再び空閑地となつたと考えられる。

主な遺物としては、SD五一〇〇Aから馬形、SX一七七〇一

(奈良時代後半の園池南岸建物SB一七七〇〇の北側柱筋の布掘地盤)から蕭串、壙地上の南北溝SD一七六九五から巡方表金具と鉈尾裏金具が出土し、また包含層から新型式の唐草文鬼瓦が出土した。

木簡は、南区のSD五一〇〇Aから一九点、SD五一〇〇Bから一点、同北側護岸石裏込めから二点、SB一七六九四の南庇の西から二基めの柱穴から一点・土坑SK一七六九一(時期不明)から一点・出土地不明一点(いずれも判読できず)、合計二五点が出土した。

8 木簡の釋文・内容

一 式部省東方・東面大垣(第二二七四次調査)

東西溝SD一七六五〇

- (1) 「内藏出絶十四匹 上緼布十端 糸卅綱
凡布十端 布四十匹〔段カ〕
右依内侍牒進」

362×323×1 011*

(2) 「申進殿門 薦草十尺八尺束 又背十尺八尺束之中著八尺束東此者
道守□合在〔臣カ〕」

362×323×1 012*

「」
養老三年十月八日 知末呂申
〔臣カ〕」

367×35×4 011

- (3) □□□六斤養老五年十〔月カ〕
〔月カ〕×19×4 081
- (4) □老五年四月辰時付神人安麻呂
〔月カ〕×22×2 019
- (5) □内親王宮
〔神龜カ〕
〔月カ〕×(7)×4 081

(6)	中務省解	091
(7)	「召高橋」 <small>〔国カ〕</small>	137×34×3 011
(8)	・大倭国進稻六十四口	137×34×3 011
(9)	「伊豆国那賀郡那賀郷」 〔伊豆國那賀郡那賀郷〕	137×34×3 081
(10)	・「△美濃国厚見郡大郷郷」 <small>〔根カ〕</small>	(177)×25×4 019
(11)	・「△米六斗」 「△智夫郡由良里鴨マ六斤」 <small>〔△〕</small>	242×15×7 033
(12)	「△伊予国伊予郡古鶴」 <small>〔△〕</small>	173×31×5 031
(13)	・「△壇年魚入一斗七升六合」 <small>〔糸カ〕</small>	(176)×24×3 039
(14)	「△員一百卅口」 「△連山守」	(218)×18×5 061
(15)	「△内舍人平」 <small>〔群カ〕</small>	(69)×2×6 019*
(16)	・高夫」 <small>〔久カ〕</small>	〔使カ無位カ〕
(17)	・「△高夫」 <small>〔久カ〕</small>	〔△部〕 <small>□□□</small>
(18)	・「△榎本連少床」 「△神正月」 <small>〔久カ〕</small>	〔△部〕 <small>□□□</small>
(19)	□ 若桜郡牛養	(136)×(9)×5 081
(20)	土師宿林	(69)
(21)	□連山守	(69)

- 22 * 当□
* 「老カ」
* ×□五年□
(24)×15×1 061
- 23 □三斗九升
(23)×(6)×3 081
- 24 造醬
西 □□半
(24) 091
- 宮内基幹排水路 SD三四一〇
25 * □上 瓜四丸 茄子六丸 使秋女
六月八日国麻呂 」
(223)×24×3 019
- 26 「西大寺元興寺□□供養△」
(223)×24×3 033*
- 27 * 「△幡多郷戸主葛木△」
「△同□麻呂 同小国
(裏面二朱賞通ノ小孔水等間隔二一四アリ)
(130)×25×5 039
- 28 * 「△幡多郷戸主葛木△」
「△同□麻呂 同小国
(裏面二朱賞通ノ小孔水等間隔二一四アリ)
(20)×(160)×4 081
- 29 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
「進酒捌升壺合 正月一日茨田鷦國
(20)×(160)×4 081
- 30 * 「謹解申請給布事合」
東一坊大路西側溝SD四九五一
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
(裏面)
(75+83)×22×4 019
- 31 * 「謹啓 申請錢□
□注狀謹□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
(115)×58×6 019
- 32 * 「請問食常 治部□□□□」
210×22×2 011
- 33 「請問食五□…□五人料□
「草湯作料所請如前
・「四月十七日吉田古麻呂」
(77)×(11)×2 081
- 34 * 「内務所請真魚
・「 四月一日大×
「進酒捌升壺合 正月一日茨田鷦國
(20)×(160)×4 081
- 35 「進酒捌升壺合 正月一日茨田鷦國
(20)×(160)×4 081
- 36 「進酒八升一合 正月一日茨田鷦國」
(20)×(160)×4 011*

(37) • 進上□□

・宝字五年十一月五日

(130)×(19)×5 081

(38) [質方] □□武口 依政所宣上

(135)×(19)×3 081

(39) • 諸□□□繩一方少進大伴

□

・「十二月七日私部〔人成々〕」

171×25×2 011

(40) • 「伊勢部吉成 安倍永年 湯坐」

□

・「書生子部人主 大資人紀東人 四月廿六日

264×24×2 011

(41) 十九日參 内舍人

(10)×25×2 081

(42) • □□[村方] □ 川村各五枚 自員外破板十枚。」

○ (259)×33×5 081

•十一日模作千足

(43) [子方] □三百卅五枚女瓦 四百五十枚辟瓦
○ (430)×(27)×4 081

(44) □日料

□十八日秦一□

(59)×22×2 081

(45) 「伊豆国鈴鹿郡仕」

(76)×19×2 039

(46) 「伊豆国田方郡久夜郷物部宿余麻呂調」

(175)×23×3 039

(47) 「安房国安房郡」

(122)×29×3 039

(48) 「若狭国三方」

〔郡方〕

(85)×(12)×6 081

(49) 「越前国江」

○

(97)×15×3 089

•「天平宝字×

○

(10)×15×3 089

(50) 「出雲國仁多郡横田郷前分一籠」

174×20×6 031*

(51) 「出雲國仁多郡天平宝字×」

126×31×5 032

(52) 「出雲國大原郡来火郷前」

〔膳方〕

○

天平宝

〔字方〕

○

六年

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

53	・「△播磨国美嚢郡平野郷」 ・「△阿波国名方郡」	(75)×17×1.5 039	52	・「従従七位下紀朝臣貞」 ・「△船身道衛衛国益」	(106)×(15)×6 001
54	「△鹿穴未齧」	(86)×8×3 019	53	□造高「所カ」	(141)×14×3 032
55	「△村社隊尖脛」	(97)×31×3 039	54	□本監「伊カ」	001
56	「○五千文重舟六斤」	55×22×4 022*	55	「女「端カ」」	149×55×6 011
57	「○貫二野廣足」 ・「○貫民領木岳進德」	100×17×6 022*	56	「大伴虫麻 ・「△曹男足」」	091
58	「○貫三野廣足」 ・「○貫民領木岳進德」	81×15×3 061	57	「△益津鶴鳥」	144×33×3 011
59	「○貫三野廣足」 ・「○貫民領木岳進德」	86×15×3 061	58	佐波出「麻口」	127×15×8 011
60	「○貫三野廣足」 ・「△從八「位トキ」」	(96)×33×5 081	59	「阿倍「五カ「世カ」」佐賀「○○」」	091
61	「○上道朝臣」				

71 長谷部□□

□忌部小龍
(刻様)

(114)×13×4 081

・薦□□□放□

三井部里人公侯マ□万邑

(223)×(34)×10 081

72 ×郡□高郡車[郡々]
□郡□久[郡合七郡]

〔⁶〕

〔⁶〕

・薦□□□「解カ」

三井部里人公侯マ□万邑

〔⁶〕

〔⁶〕

(115)×(13)×5 081

・薦□□□放□

三井部里人公侯マ□万邑

〔⁶〕

〔⁶〕

(114)×13×4 081

(52+24)×(10)×(2) 081

・薦□□□放□

三井部里人公侯マ□万邑

〔⁶〕

〔⁶〕

(52+24)×(10)×(2) 081

(71)×(76)×1 061

・薦□□□放□

三井部里人公侯マ□万邑

〔⁶〕

〔⁶〕

(52+24)×(10)×(2) 081

(71)×(76)×1 061

1997年出土の木簡

67	原里櫛 (拾取)	「山背」 〔国カ〕 (拾取)	(71)×(25)×1 061
68	「矢田部」 (拾取)	(61)×(23)×0.5 061	「山背」 〔国カ〕 (拾取)
69	「主」 〔主カ〕	(62)×(23)×1 061	「比者無」 □
70	「○主 北」	(63)×(23)×1 061	「生而」 □
71	「○善 戊戌 戊」	(64)×(23)×1 061	「前神神」 □
72	「○娶善 戊戌」	(65)×(24)×1 065	「仄仄疣疣」 □
73	「○妻善妻娶時來」	157×47×2 065	「少國麻呂」 □
74	「○眼見眼見不如手作」	(145)×20×9 019*	「少國麻呂」 □
75	「○蛇坊北一倉匙」	77×29×7 011*	「少國麻呂」 □
76	「○「不得預」」	157×47×2 065	「少國麻呂」 □
77	大鑿	65×(26)×3 061	「少國麻呂」 □
78	刻鑿	65×(26)×3 061	「少國麻呂」 □
79	「タタタタタタタタ」 〔千カ〕	65×(26)×3 061	「少國麻呂」 □
80	寅卯未申酉戌亥子 〔辰巳午カ〕	65×(26)×3 061	「少國麻呂」 □
81	忍 乃止 国 未年 (表裏二人物画及ビ相模絵アリ)	65×(26)×3 061	「少國麻呂」 □
82	士 木善佐美 人国	65×(26)×3 061	「少國麻呂」 □
83	甲斐	65×(26)×3 061	「少國麻呂」 □
84	口	65×(26)×3 061	「少國麻呂」 □
85	口	65×(26)×3 061	「少國麻呂」 □
86	口	65×(26)×3 061	「少國麻呂」 □
87	口	65×(26)×3 061	「少國麻呂」 □

(1)は、内蔵寮が、施・上絹布・糸・凡布などを「内侍牒」によつて支出、某所に進上した際の送り状である。「内侍牒」とは、天平八年(七三六)の「内侍司牒主薪所」「大日本古文書」「編年」以下「大日吉」と略す「二一四・八月」のように、内侍司の牒のことである。内蔵寮は中務省に属し天皇の宝物や日當の物品を掌る官司。内蔵寮が内侍の命で綿羅製品を支出する例としては、御服料などは、季節毎に内侍の宣に従つて綿羅寮に出しあたるという「延喜式」卷一五内蔵寮の規定が参考になる。本木簡は綾など高級織物を含まず、御服に關係するかは疑問だが、綿羅寮宛の可能性は残る。「内侍牒」により内蔵寮が物品を進上する宛先は自ずと限られよう。

(5)の内親王の候補として、裏面の年号「神龜」を根据にすれば、吉備・阿倍・井上・不破などが挙げられる。(6)は、中務省解と書した削屑。(7)は、高橋国足を召す召文。天平一〇年に遠江少掾であつた人物。(8)は大倭国(天平九年一二月に大倭國と改名する以前の名称)の進補木簡。下端から三分の一あたり、左から右下に抹消の墨線が引かれる。裏面は飲酒に関すると思しき興味深い習書。あるいは書状の草葉か。(9)は荷札。(10)は美濃國の米の荷札。「和名抄」厚見郡条には市侯郷がみえるが、本木簡の署名の第一字めはかすかに残る墨痕による限り「大」と読める。(12)は伊予國の古跡の荷札。これまで類例は少ない(『平城宮木簡』一、三六一等など)。(13)の高夫久は高句麗系の高氏

の一族か。

SD三四一〇出土木簡は点数が少ない。(4)は瓜・茄子の進上木簡か。(5)は西大寺・元興寺での仏事における「供養」に関わる物品の付札か。南都諸寺のうち西大寺・元興寺の二カ寺で行なう「供養」の実態については不明。上端を圭頭とし、下端を尖らせ、中央やや下に切り込みを入れるやや異型の木簡である。(6)は荷札。幡多郷は、河内国茨田郡・摂津国有馬郡・遠江国長下郡・相模国余縫郡・備前国上道郡・淡路国三原郡に所在しており、特定できない。

SD四九一出土木簡は、内容としては、食料・布・銭など物品を請求する木簡、伊勢・伊豆・安房・若狭・越前・出雲・播磨などの荷札、板・瓦など通常に關する木簡、錢の付札などがある。

(8)は布を請求する木簡。表に異筆があり、裏面記載は常食支給の請求の習書か。(13)は錢を請求する文書木簡。

(3)は、吉田古麻呂が草湯を作る材料を請求した木簡。草湯は草薑(煎じ薑)と考えられる。請求先は典薑寮か。医薬關係であることから、吉田古麻呂は、吉田宜の子で奈良時代後期から平安時代初めにかけての医家・吉田連古麻呂と同一人と見なせよう。古麻呂は、宝亀七年(七七六)に正六位上から外從五位下になり、延暦三年(七八四)に侍医のまま内蔵正に任じられた人物。なお、「延喜式」卷三七典薑寮に「凡五位已上、有須草薑者、就寮請之」とみえ、貴族が草薑を典薑寮に請求できる規定があるが、古麻呂はそもそも医

家であり、本木簡を古麻呂が五位に昇進後のものと見なす必要は必ずしもなかろう。ところで、本木簡には草湯作科の具体的な内容が記されていない。請求の具体的品目は別の木簡に書かれ、複数枚で情報が伝達されたのか、あるいは別紙などに書かれていたのかは不詳。

④は内務所の魚請求木簡。「内」は天皇の意味か。四鈴は酒の進上木簡。記載内容は同一。同筆と思われ、法量もほぼ同じであるが、函が数字が大字で日付・署名が小書き右寄せであるのに対し、④は一行書きで数字も大字を用いず、書風もより大らかである。元日付けで珍しく、正月各官司で備された饗宴に供する酒に間わるものか。

⑤は、政所の宣によって□□を進上した木簡。「政所」の語を記した木簡は、調査区の上流、宮内の第二次調査、第一〇四次調査で出土例があるが(『平城宮木簡』一、二六二五号)、「平城宮発掘調査出土木簡概報」(以下「概」と略記)一一一五頁、具体的にどこの官衙ないしは貴族家のそれかは不明である。

⑥は穂の請求に関する木簡か。「進」は、「殿」「坊」の第三等官。⑦は、本調査区南側の第三二次調査で、奈良時代末のSD三四〇・SD一二五〇から出土した「^同食式升少進大伴宿祢」^{所持}などとある木簡(『平城宮木簡』三、三五三八号)と書式・記載が類似しており、例の「少進大伴」以下欠失部にも「宿祢所持」と書いた可能性が高い。ちなみに、第二五九次調査でも「大伴少進」と書いた木簡が東西溝SD一六〇〇(SD三四一〇・四九五)の上流域の宮内道

路南側溝)から出土し、奈良時代末の皇后宮職官人と推定される(本誌第一八号参照)が、これら三者の関係は判然としない。

⑧は、六人の名前を連ねた歴名。召文の類か。左右は二次的削りか。表の上部には現状では墨痕が確認できない。「昌賢達」「子都人主」「紀東人」は天平勝宝年間の造東大寺司写経所関係文書に散見する人物である。昌賢達は天平勝宝六年(七五四)一月に東大寺

写経所の装潢として布施を受け(『大日占』一三一一四月、同七年二月、四月に東大寺の諸経使となっている人物(『同』一三一三一頁、三一六〇八頁、一三一七四頁)。書生の子都人主も天平勝宝四年二月にみえる(『同』一一二三六頁)。紀東人は、天平勝宝四年七月、同五年八月に大納言藤原仲麻呂家から東大寺務所へ請経使として赴いた仲麻呂家資人(『同』一三五八五頁、四一九七頁)。東人の肩書き

「大資人」は、「オホトネリ」と謂じて大舎人を意味するか。⑨の裏面、以下の「^同秦一□」は、第二五九次調査でSD一六〇〇から出土した春宮坊主膳監解にみえる秦一万か(本誌第一八号参照)。⑩は安房國の荷札。安房國は天平一二年上総國に併されており、恐らく、天平宝字元年(七五七)再置後ものであろう。⑪~⑬は出雲國の荷札。⑭に「前分」とみえ、⑮も同じであろう。「前分」は文獻的には貢納物を収納する際の役人の手数料と言われるが(『続日本紀』天平勝宝八歳一月丁巳条)、木簡の「前分」の語義は未詳。類例として、奈良県藤原京跡右京五条四坊、兵庫県見瀬岡遺跡

で出土している（木簡第一五・一六号参照）が、平城宮で「前分」と記した荷札木簡が出土したのはこれが初めてで、注目に値する。

図四四は錢の付札。額は錢五千文の付札。記載の三六斤四兩は、

「貰」の字と名前しか記載されていないが、⁶⁴と同様に錢の付札とみなせよう。天平勝宝七歳（七五五）の班田司史生の三努（美努）広足（大日古）四一八・八二貰と同一人か。

一斤＝六〇〇・六七〇gとして計算すると二一・七五・二四・二八kgとなり、一文の重さは四・三五・四・八五gと算出できる。重量的にみて、本木簡が付された錢は天平宝字四年鋳造の万年通宝とみても過不足ない。⁶⁵は、民領の木高進徳が一千文を「貰」した付札。一千文の下、日付は右寄せ小書きを意識して書き出すが、宝字以下は再び大きな字で中央に書く。「貰」は、一千文を単位として差し錢にすることが、「民領」の語は、第三次補足調査（城）西一五頁）や西隆寺跡出土木簡などにみえ、業務の責任者の意。木高氏は大化前代に散見する百濟系氏族であるが、八世紀の所見は珍しい。「・・一千文 年月日／・・貰民領某」なる木簡の出土例としては、第一〇四次調査東院西辺の南北溝SD三三三六C（SD四九五）の上流域に相当）から出土した、天平神護二年（七六六）二月の「山〔子〕三上」（長さ一〇五・幅一八・厚さ五）、〇二三型式、「城」一一一六頁）があり、書式・形態・法量が酷似する。また、第一七二次調査内裏東大溝SD二七〇〇から出土した「・・一千文」、○□□□□□（長さ八四・幅二・厚さ四）、〇二二型式、「同」一九一七頁）も、裏面を赤外線テレビカメラ装置で再検討すると、「貰民領恵我馬葉」と軒説でき、これらと同様の木簡である。66は

67の「上道朝臣」は、天平宝字元年（七五七）七月、上道臣斐太

都が橘奈良麻呂らを密告した功をもつて朝臣と賜姓されて以降のもの。国史では他に千若・広成の例が知られるが、平城京時代の者としては斐太都のみが文献的に知られるだけである。

68の「公僕マ」は、天平宝字元年三月に君子部を吉美侯部と改め、ほどなく吉美侯部に改められ、また、姓「君」が天平宝字三年一〇月に「公」字に改められているので、それ以後の表記と思われる。

69は、槍尾に墨書したもの。同一個体か。⁶⁸は形状類似の薄いやや幅広の長方形の材（用途未詳）に墨書されたもので、ほぼ一括して出土した五点の一部である。記載内容に記号もあり、その意味は不明。⁶⁸は「善妻娶時來」などと書いた習書木簡。別に類似の表現がみえ、出土地点も近接しており、⁶⁸と⁶⁹は一連のものか。

69は、鷲坊の北一倉の匙（海老鏡の牡金具）の所謂キーホルダー木簡。鷲坊の所在地については確言できないが、「続日本紀」天平勝宝八歳（七五六）一二月己酉条や「造寺雜物請用帳」（大日古）二五二三六頁）にみえる法華寺の外鷲院か。⁶⁹は十二支を記した木簡。二条大路木簡などに類似がある（城）一二一四頁、一九一四〇一七頁）も、裏面を赤外線テレビカメラ装置で再検討すると、「貰民領恵我馬葉」と軒説でき、これらと同様の木簡である。66は

- (1) 東院庭園地区（第一八〇次調査東区）
東二坊坊間路東側溝S01一七七七九
「若狭国遠敷郡〔佐分郷〕」
(200)×29×3 019
- (2) 「く美作国勝田郡川辺郷唐米五斗」
「V□□□□□」
190×21×7 032
- (3) 「V譲岐国寒川郡造太郷□□□唐米五斗」
171×21×5 032
- (4) □天平神護二年
(91)×(36)×3 081
- (5) • □ □[佐]夜□
二条金岡路北側溝S051100
150×16×6 081
- (6) 天天（表二花咲鳥ノ絵、裏二花ノ絵アリ）
(140)×(55)×17 065
- (7) □田朝臣
(149)×(10)×3 081
- (1) 東院庭園地区（第一八四次調査南区）
二条金岡路北側溝S051100A
「竹」
・ □山陽道〔駅カ〕長等□
(142)×(11)×3 081
- (2) 「召」
(42)×(9)×1.5 081
- (3) □万口 大々三三綱
(126)×23×2 019
- (4) 「V近江国印勘郡〔遠佐郷カ〕」
・「V穴太子人〔口〕俄」
179×28×4 083
- (5) 「V若狭国遠敷郡野〔鷹鳴田里カ〕V」
〔六々〕ハカ
・「V 老者〔六々〕月」
V
174×14×3 081

(1)(2)(3)はいずれも荷札。(1)の佐分郷は、天長二年（八一五）七月に遠敷郡から大飯郡が分立して以降は大飯郡に属する。(2)(3)は唐米の荷札。(5)は習書。(6)は用途不明の木製品の破片に墨書きしたもの。表には文字以外に、細長い茎の先につぼみがつく植物と、葉が生い茂る枝をくわえる尾の長い鳥が描かれ、裏には五弁の花を中心とし、周間に三葉一对の葉が数枚生えた植物が描かれている。

(6) □右美作国英多郡

・秦人マ□万呂三斗 「□□」

(128)×18×3 059

(7) □家家家家家家家家家
・〔家方〕家家家家家家家家家
・〔通字〕飴□□屋澤

□□□飴□□屋澤

(272)×23×2 081

二条金門路北側溝SD五〇〇B

(197)×28×7 081

(8) ×郡野田郷諸マ□□

二条金門路北側溝SD五〇〇B北側溝岸石裏込め

(9) □□□□□

111×(26)×2 031

・〔貯酢〕「△△△△△」

(203)×(16)×4 081

・〔貯酢〕「△△△△△」

(1) は、山陽道の駅長等に発した符形式の文書木簡の断片で、注目される。ただ、いかなる主体が符を駅長に発給するのか、詳細は検討を要しよう。(2)(3)は一括して出土した材質酷似のもの。直接接続はしないが、一連の可能性がある。(4)(5)(6)は荷札。(4)の「印勘部」は伊香郡のことか。(5)の「野」以下の割書き部分の墨痕は極めて薄

い。左側面は一次的調整を被る。(7)は習書。(8)の「野田郷」は、「和名抄」では下総國通堀郡・越前國丹生郡・同足羽郡に所在する。(9)は、貯(イガイ)貯貝とも)のすしの付札。左側面は割れ。(10)の養老の年紀木簡は、本来SD五二〇〇Aの遺物であったものが、SD五二〇〇Bbの裏込めに混入したものか。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九九八」
III (一九九八年)

同「平城宮発掘調査出土木簡概報」三四 (一九九八年)

(山下信一郎)



(奈良)

奈良・平城京跡(1) 奈良・平城京跡

1 所在地

一・二・三 奈良市法華寺町、四 奈良市横瀬町、五 奈良市三条大路二丁目

2 調査期間

一九九七年（平9）七月一～〇月、二一九年一月一～二月、三一九九七年一～〇月、一月、四一九九七年一月一～一九九八年三月、五一九九七年五月

3 発掘機関

奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者

代表 司田 章

5 遺跡の種類

都城跡

6 遺跡の年代

八世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構

の概要

一九九七年度に奈良国立文化財研究所が行なった平城京内の発掘調査では、次の五件（六ヵ所）において計七七一点の木簡が出土した。

一 左京二条二坊十・十一坪、二条三条間路（第二八・一次調査）
この調査は分譲住宅建設に伴うもので、面積八七〇坪の調査区を設けて実施した。主な検出遺構には、二条三条間路SF七〇九五及びその北側溝SD七〇九〇、南側溝SD七一〇〇、門SB七一一〇などがある。

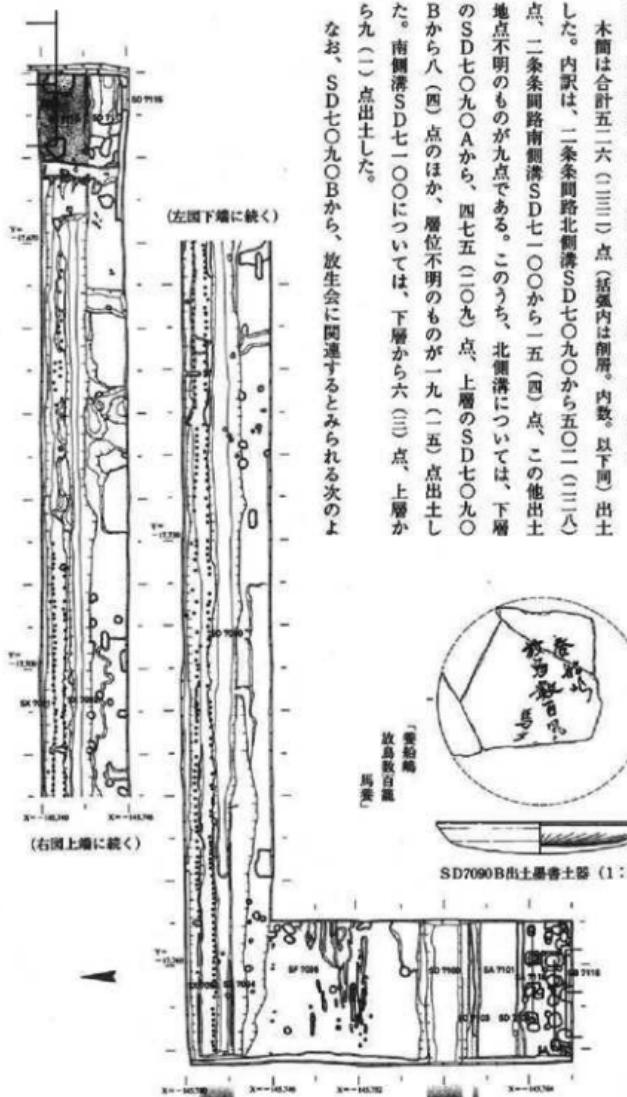
SF七〇九五は路面幅約一二坪、側溝心々間約一六・二坪を測る。SD七〇九〇は長さ約一一〇mにわたり検出した素掘りの東西溝で、奈良時代中頃に改修されている。改修前の溝SD七〇九〇Aは、幅約三・八mで、東流している。改修後の溝SD七〇九〇Bは、幅約二・〇mで西流し、当初の流水方向とは逆転している。この改修は門SB七一〇の基壇がSD七〇九〇Aを埋め立てた上に築かれていることから考えて、この門の造営に伴うものとみられる。

SB七一〇は、調査区東端で検出した十坪の南に開く門で、二条三条間路と東二坊坊間東小路が丁字に交差する地点に面している。基壇はほとんど削平され、また、南西の一部を調査したのみであるが、桁行三間、梁間二間、柱間一五尺等間の門に復原できる。門の造営時期は、基壇築の際に埋め立てたSD七〇九〇Aから出土した最新の紀年木簡が天平二〇年（七四八）であることから、これ以後ということになる。門の建つ位置や、造営時期からみて、この門は、北に占地された法華寺の中心伽藍・付属施設・阿弥陀淨土院などを含めた寺域全体の南辺中央部に設けられた門と考えられる。

SD7100は、約二三mにわたって検出した、幅約四・六mの素掘りの東西溝である。堆積は大きく上層、下層に分かれる。

木簡は合計五二六(二三三)点(括弧内は削削。内数。以下同)出土した。内訳は、二条条間路南側溝SD7090から五〇二(二三八)点、二条条間路南側溝SD7100から一五(四)点、この他出土地点不明のものが九点である。このうち、北側溝については、下層のSD7090Aから、四七五(二〇九)点、上層のSD7090Bから八(四)点のほか、層位不明のものが一九(二五)点出土した。南側溝SD7100については、下層から六(三)点、上層から九(二)点出土した。

なお、SD7090Bから、放生会に関連するとみられる次のよ



第281次調査遺構平面図 (1:400)

うな墨書を底部外面にもつ土師器皿が出土した。

「蓑船嶋」

放鳥数百籠

馬糞」

外面はナデ調整を、内面は一段の放射暗文を施している。

二 左京二条二坊十一坪（第十八九次調査）

この調査は分譲住宅建設に伴うものである。第二十八一次調査区のすぐ南あたり、左京二条二坊十一坪を東西に二分する地点を含む。

調査面積は約一八二m²である。

検出した主な遺構は、二条糸間路SF七〇九五及びその南側溝SD七一〇〇、奈良時代前半の東西溝SD七二九〇A・B、同じく奈良時代前半の掘立柱建物SB七二九一・七二九一、奈良時代後半の門SB七三〇〇、同じく奈良時代後半の東西溝SD七二九五A・Bなどである。

SF七〇九五は南端のみ検出した。SD七一〇〇は、幅四・五m、深さ〇・七mの素掘りの溝。土層は大きく上層・下層に分けられる。SD七二九〇Aは、幅〇・四m、深さ〇・五mの素掘りの東西溝である。調査区西端のみで検出し、大部分はSD七二九〇Bと重なっているが、本来は調査区を東西に貫流していたと思われる。

SD七二九〇Bは、幅一・六m、深さ〇・六mの素掘りの東西溝である。SD七二九〇Aと同じく南北溝SD七一〇〇の南肩から約

二・〇mの間隔をおいて流れ。SD七二九〇Aを拡幅して調査区西端で北折させたもの。土層は大きく上層、下層に分けられる。上層は人為的な埋土で、下層は堆積土である。調査区西半では、最下層に木屑を多く含む砂層を検出した。下層から郡里制下の付札が出た。最上層から奈良時代初頭の土師器が出土しているので、比較的短期間で埋め戻されていることがわかる。十一坪内の排水を南側土し、最上層から奈良時代初頭の土師器が出土しているので、比較的短期間で埋め戻されていることがわかる。十一坪内の排水を南側



左京二条二坊十一坪調査位置図 (1:3000)

溝に流すために設けられた溝と思われる。

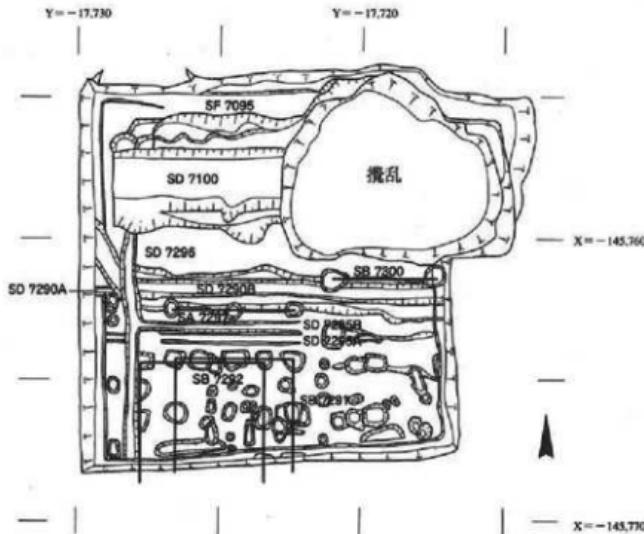
SB七二九一・SB七二九二は、いずれも十一坪内の南北棟建物で、桁行三間以上、梁間二間で、柱間は七尺等間である。東西にわずかにずらして建て替えているが、柱穴の重複ではなく、いずれが古いかは決められない。これらの柱を抜き取った後に、後述するSD七二九五Aの木樋を据えている。

SB七三〇〇は、左京一条二坊十一坪の北に開く棟門である。柱間約三・九m(一三尺)。東西溝SD七二九〇Bを埋め戻した後に築かれている。この門の存在から、この東西延長上、つまりSD七二九〇Bを埋めた上に十一坪の北面築地が造られたことが想定できるが、築地基底部の積土は削平されていて検出できなかつた。

SD七二九五Aは、門SB七三〇〇に取り付く築地の南雨落溝である。調査区中央部分では幅約四五m、現存長約四・〇mの木樋を設けているが、それ以外は幅約〇・六m、深さ約一五cmの素掘溝である。木樋の四隅に沈下防止用の瓦を敷いているが、うち一点は六六三C型式の軒平瓦であり、木樋、さらには築地、門SB七三〇〇の造営時期が平城遷都後に降ることが推定できる。

なお、築地北雨落溝は検出しており、二条一条路南側溝SD七一〇〇と兼用していたと考えられる。

SD七二九五Bは、SD七二九五Aを北にずらして付け替えたもの。調査区中央部では幅四〇cmの木樋を設けている。北側板は現存



第289次調査遺構平面図 (1:200)

長約〇・八mであり、南側板はSD七二九五Aの木橋北側板をそのまま用いている。木橋以外の部分では幅〇・四m、深さ一五cmの素掘溝である。

掘溝である。

木橋は合計三一点出土した。内訳は、SD七一〇〇から一三点、SD七二九〇Bから一八(一)点、

SB七二九二の柱穴から一点である。

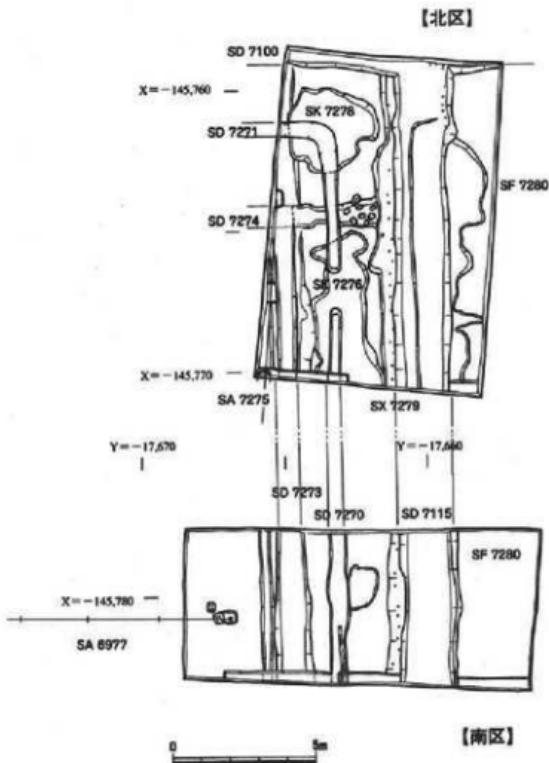
三 左京二条二坊十一坪（第二八二一〇次調査）

この調査は個人住宅建設と駐車場建設に伴うもので、南北に近接した二つの調査区を設定して実施した。調査面積は計五〇m²。遺存地割では左京二条二坊十一坪東面の東二坊坊間東小路と北面の二条小路が交差する地点、及び交差点の西南部分の坪内にあたる。

検出した主な遺構は、東二坊坊間東小路SF七二八〇及びその西側溝SD七一〇〇、東西溝SD七

二七四、南北溝SD七二七〇、東西溝SD七二七一、南北溝SD七二七三、土坑SK七二七六などがある。

東二坊坊間東小路西側溝SD七一五は上端幅一〇m、底部幅一・四m、深さ約〇・七mの南北溝である。



第282-10次調査遺構平面図 (1:200)

SD七二七四は幅〇・八m、深さ一五cmの東西溝で、北区の中程で西側溝SD七一五に流れ込んでいる。底部には直径二〇cm前後の浅いくぼみが連続しており、底石を抜きとった痕跡とも考えられる。西湖溝SD七一五の東側は東二坊坊間東小路の路面敷SF七二八〇にあたる。やや東に向かって高くなっているが、舗装を施していた形跡はない。

二条条間路南側溝SD七一〇〇については溝の南肩を検出したにとどまる。溝の堆積土は西側溝SD七一五と一体となっている。

南北溝SD七二七〇は西側溝の西肩から一九・一・〇mの間隔をおいて西にある、断面が箱形の南北溝で、北端は西に延びる東西溝SD七二七一に接続する。東西溝SD七二七四よりも古い。幅四〇・六〇cm、深さは二五cmほどで、北区の中で一・二mの間隔切れており、この部分に向かって南北から溝底が次第に浅くなっている。溝の中には南区で薄い板材が重なった状態で埋まっており、また平城宮一期ないし二期に属する時期の土器片が多く出土した。

東西溝SD七二七一も二条条間路南側溝SD七一〇〇の南肩から約二mの位置にある。このし字形に続く溝は、道路側溝の内側で十坪を開む施設と推定される。

SD七二七三は西側溝SD七一五の西肩から三・一・六mの間隔をおいた位置にある、幅八〇・一・二〇cm、深さ約二〇cmの南北溝である。この溝は小路西側溝との間に想定される築地塀の西側

雨落溝と考えられる。

なお、この築地塀想定位には築地の痕跡はなく、浅い不整形の土坑SK七二七六があり、木簡や木製品などが腐植質土とともに堆積していた。

木簡は合計五四(一)点が出土した。内訳は、東二坊坊間東小路西湖溝SD七一五から四二(一)点、土坑SK七二七六から六点、東側溝SD七二七四から三点のほか、出土遺構不明のもの四点がある。

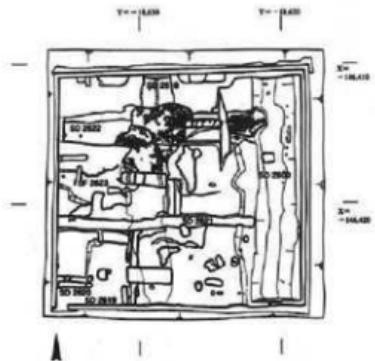
四 右京三条一坊三・四坪(第二八八・二九〇次調査)

この調査は工場改築に伴い実施したものである。調査地は平城宮の南端から四〇〇m南に位置する。調査は第二八八・二九〇次の二次にわたって行ない、総面積は約二〇〇〇m²である。

第二八八次調査区は北区と南区に分かれれる。

北区(約四〇〇m²)では、朱雀大路と三条条間南小路の交差点の検出を目的とし、朱雀大路西湖溝SD二六〇〇、その西側に想定される三・四坪東辺築地塀西湖の南北溝SD二六一八、三条条間南路SF二六二三、及びこの西湖溝SD二六二一、北側溝SD二六二二のほか、溝三条などを検出した。

このうちSD二六〇〇は奈良時代を通じて機能した。一方、三条条間南小路は当初造られず、三・四坪東辺をSD二六一八が貫流しており、少なくとも三・四坪は一括した占地が行なわれていたらしい。その後、三条条間南小路を設けてこの部分のSD二六一八を埋



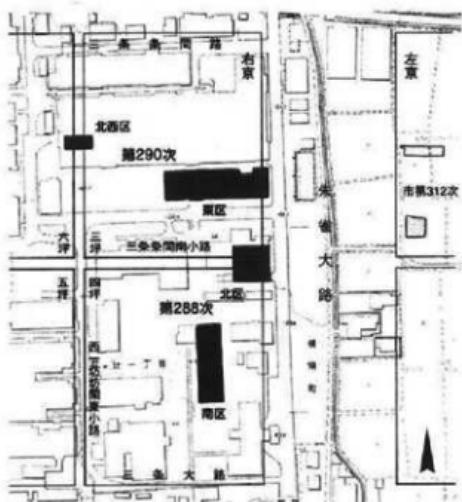
第288次调查北区遗物平面图 (1:400)

、三・四坪は分割される。但し、三条渠間南小路東端の朱雀大路側溝SD二六〇〇を渡る部分に橋が設けられたような痕跡はない。南区(約六〇〇m)は四坪内の宅地の様相を明らかにすることを目的とし、堀二条、掘立柱建物七棟、溝二条、井戸二基、土坑二基などを検出した。

南区(約六〇〇m²)は四坪内の宅地の様相を明らかにすることを目的とし、堀二条、掘立柱建物七棟、溝二条、井戸二基、土坑二基などを検出した。

とし、朱雀大路西側溝SD二六〇〇のほか、堀五条、掘立柱建物四棟、溝一条などを検出した。

北西区(約一〇五町)は、西坊間東小路の検出を目的とし、同小路S-F二六四二、及びその東側漢SD二六四〇、西側漢SD二六四一などを検出した。



右京三条一坊三・四坪調査位置図(1:3000)

このうち、木簡は、

一八八次北区及び第一九

〇次東区の朱雀大路西側

溝SD二六〇〇から合計

二一点出土した。SD二

六〇〇は、幅約三・〇m、

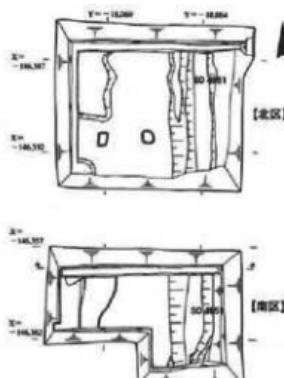
深さ約〇・九mで、両岸

に部分的に護岸の杭が残

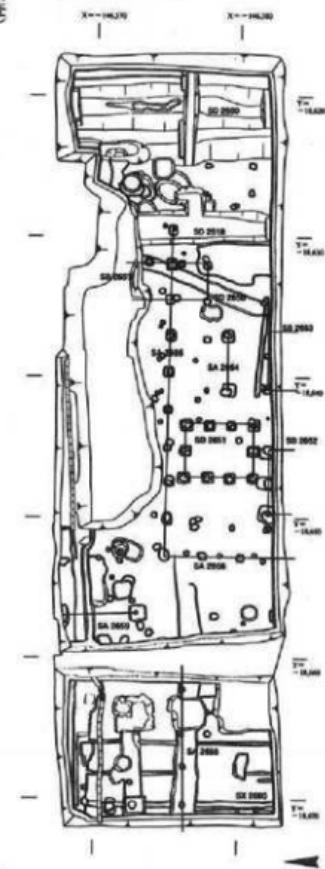
つていた。

五 左京三条一坊十四坪（第二八）〔一三次調査〕

この調査は店铺建設の事前調査である。左京三条一坊十四坪東辺のほぼ中央部にある位置に、南北二つの調査区を設定した。検出した主な遺構は、東一坊大路西側溝SD四九五一である。この溝は一九九七年度の第二七四次調査（平城宮小字門南の東西大垣の調査。本号六頁、山下信一郎「奈良・平城宮跡」参照）、一九六五年度の第三二次調査（平城宮東南隅の調査）、一九九二年度の第三三四一九次調査（左京三条一坊十六坪東辺の調査。本誌第一五号）、一九七九年度の第一一八一八次調査（左京三条一坊十五坪東辺の調査。本誌第一二号）などで木簡が出土した溝の下層にある。土層は大きく二層に分かれ、木簡はSD四九五一の下層を中心に一三九（一二二）点が出土した。



第282-3次調査
遺構平面図（1:300）



第290次調査南区
遺構平面図（1:400）

8 木簡の釋文・内容

一 左京二条二坊十・十一坪、二条間路（第二八一次調査）

二条間路北側溝SD七〇九〇A

〔符□野守ヶ〕

〔隨到通乞〕

〔□而□〕

〔宿侍司人屋方呂火司皇方呂右三人六月八日〕

(28)×(25)×3 081

〔後宮務所任大見治人水亂〕

(177)×(16)×2 081*

〔□九月一日〕

〔進上○御倉條架八枝又御垣木二枝合十枝〕

(4) 〔進上○御倉條架八枝又御垣木二枝合十枝〕

・「鮑。六年四月廿六日本守角万呂」

(242)×(27)×4 011

〔上祐事合祐式拾荷〕

(5) 〔付。神人荒尾〕

〔神龜六ヶ〕

〔□□□年三月十七日大生〕

(223)×(35)×2 019

・「炭三石薪二荷并五荷進上上東人三野人□炭□」

・「年則則式拾檢玖式畢□檢為□兩畢□兩式」

・「在」(重書)

〔校〕(375)×(33)×5 019

・「〔廣カ〕子」

・「〔廣カ〕兵衛少少初位〔請數〕」

(104)×(18)×4 081

・「九月七日角万呂」

〔死去重書〕

〔請數〕

(121)×(12)×3 081

・「〔廣カ〕」

・「〔廣カ〕」

〔廣カ〕

〔廣カ〕

〔廣カ〕

〔廣カ〕

〔廣カ〕

(13) ×国駿河郡古家

(81)×(20)×4 081

04 「近江国浅井郡益」

298×24×3 032

「近江国」

182×20×3 033

05 「近江国□□□X」

182×20×3 033

06 「浅井郡新家」

135×16×2 033

「主石」

135×16×2 033

07 「近江国伊香郡余須郷戸主栗田臣船麻呂戸栗田臣」

135×16×2 033

「牛麻呂庸米」

135×16×2 033

08 「一俵」

135×16×2 033

天平廿年九月廿六日

135×16×2 033

09 「十九卅九」

135×16×2 033

「十九卅九」(刻書ニヨル重書)

135×16×2 033

10 「野木本櫛郡栗柄田郷刑マ石寸」

135×16×2 033

11 「廣」

135×16×2 033

「廣」

135×16×2 033

20 「美濃国山県郡出石郷」

199×24×4 065

「守マ阿止見三斗右六斗」

197×20×5 033

21 「越中国羽咋郡邑知郷衛士乃止臣吉万呂」

151×19×6 033

「錢六百文」

151×19×6 033

22 「越中國風至郡小屋郷宮作衛士車以マ牛甘」

151×19×6 033

23 「青海鶴川里主カ作達」

151×19×6 033

「六斗神」

151×19×6 033

「六斗神」

151×19×6 033

24 「丹波国水上郡春マ里生マ真君俵V」

135×23×4 019

「青海鶴川里主カ作達」

135×23×4 019

25 「丹波国水上郡春マ里生マ真君俵V」

135×23×4 019

「丹波国水上郡春マ里生マ真君俵V」

135×23×4 019

27	「丹波国何鹿郡文井郷根本里 加乎木本里 一斗六升斗」	(147)×(19)×5 039
28	「佐須里伊支須二斗」	(146)×17×3 051
29	「上岡里人□マ□ 廣庭々」	(146)×17×4 032
30	「×郡法太里 \vee 」	(84)×33×4 039
31	「口人俵 \vee 」	(89)×(14)×5 039
32	「美作國真鷲郡□ 天平 \times 」	225×23×8 031
33	「備前國乾意毗尼斗伍升 \vee 」	(148)×21×3 039
34	「備前國大來郡八浜里御調 ・魚膳一斗五升」	(79)×23×3 039
35	「安芸國佐伯郡中□□□ 周防國大 \times 」	(74)×17×5 039
36	「淡路國御原郡□□里 麻六斗」	(121)×26×4 069
37	「阿波國板野郡田上鄉 主宗何マ麻呂庸米」	122×32×5 032
38	「阿波國板野郡□□□□□ □」	(147)×(19)×5 039
39	「阿波國板野郡□□□□□ □」	(84)×(12)×5 039
40	「高井郷々 郡□□□□□□□□□□ [家里物マカ]〔俵米〕」	(157)×28×5 019
41	「阿波國名方郡佐濃郷 刀林 _{阿波マ名方刀林} 同マ佐婆」	136×22×6 033
42	「讃岐國香川郡成□秦公貢 \vee ・讃岐國多度郡御井郷神奴鳥庸米六斗 神龟五年」	168×23×4 031
43	「郡旦地郷川音里」	177×18×7 051*

69	「△耳中マ百 ・「△右八月〔廿九〕 」	(59)×23×4 039
70	「△七氣丸求給遣无難中丸尔在△」	221×22×3 043
71	比壳太利 破奈利古 米字□	(36)×29×4 061
72	「東十四日不十□〔日々〕參東廿口□」	182×(11)×5 061
73	・「子木堅〔板釘カ〕六長□□○	(釘カ)
74	・「○」	○
75	連益國夜麻	(173)×25×5 061
76	「大原史栗柄万呂	(101)×18×2 019
77	「△□○□○□」	(261)×(15)×4 061
78	□□〔位カ〕	(牛糞カ)
79	神人部〔神カ〕(表面)	(257)×(10)×7 061
80	「 □ □ 」(裏面)	(83)×26×13 065
81	大尔波女	(128)×17×2 063
82	□□□□□	(47)×(30)×2 061
83	「△万呂 宇万呂 大食 小熊	(269)×25×2 061
84	大村 右五人	

1997年出土の木簡

091	□□□「口受×」	二条春闌路北側溝SD七〇九〇m
091	□□□年□□	〔銅カ〕〔九月カ〕
091	出土地点不明	
091	□千磯マ刀良□ 玉作マ五百足 □□	(186)×(11)×7 (63)
091	「○甲第五應受五□三」	(242)×(6)×5 (61)
091	二条春闌路南側溝SD七一〇〇上層	
091	「秦足人恐々頬首啓□□□□侍者 右令□須來月望」	
091	〔貸件尊宅カ〕	
091	「□□□享思沢	
091	神龜元年七月十九 〔日記〕 〔日記〕 〔日記〕 〔日記〕	(231)×(20)×6 (11)
091	□□□上物マ宮万呂	
091	〔奉カ〕 〔奉カ〕 〔奉カ〕	
091	「由加□□御□□男□」	(177)×(10)×7 (61)
091	「□□□□□□□□□」	
091	廿四日幸行□	(186)×(19)×4 (69)
091	茎□□	
091	林□林林林	
091	千千千千□	
091	林□林林林	
091	葉□□	

×調締毫×

(32) × 25 × 4 061

「鮎三隻口」

(32) × 20 × 4 019

・ □古万呂

(102) × 8 × 7 019

・ 上十丈マ尔口

(127) × 15 × 3 081

玉作口

大伴得口

「下」

「書口」(コノ他、表裏二人面、動物画ナドアリ)
450 × 45 × 6 011

SD七〇九〇A(改修前)出土の木簡では、年紀を記したものとして、初和銅八年(七一五)、神龜五年(七二八)、24の神「鬼カ」(七二四一七二九)、10269の天平二〇年(七四八)、四の天平…

(七一九一七六七)がある。これらを含め、郡里制下(大宝元年「七

〇一」～靈龜三年「七一七」)の年紀または地名表記をもつものが九点、郡里制または郡里制下(大宝元年「七〇一」～天平一二年「七四〇」)のものが四点、郡里制下(靈龜三年「七一七」～天平一二年「七四〇」)のものが五点、郡里制または郡里制下(靈龜三年「七一七」)のものが九点、郡里制下(天平一二年「七四〇」)のものが三

点ある。これらの分布をみると、調査区中央部の約四〇町の範囲で

は郡里制以後(七一七)のものが集中し、郡里制のものがみられないものに対し、その他の地区はほとんど郡里制のもので占められるという際だった偏りを示す。

内容をみると、後宮所からの文書木簡⁽³⁾が注目される。文意は

不明であるが、「後宮」の語が律令の規定通り用いられていてるとすると、妃、夫人、嬪を指す。出土したのが現法華寺、つまり藤原不比等邸のすぐ南であったことを考へると、立后前にここに居住して

いた聖武夫人藤原光明子にあたる可能性が高く、この木簡は光明子の家政機関から発給された文書ということになる。なお、以上の推定が正しければ、日付が「閏九月一日」とすると神龜四年(七一七)

以外に可能性はなく、光明子が皇子を出産する(閏九月二九日)直前である。他に光明子に関係する可能性があるものとしては、「右大殿」と記した付札⁽⁴⁾がある。これが右大臣を指すとすれば、藤原不比等、長屋王あるいは藤原武智麻呂が候補となろう。

また、付けが多いことが注意される。貢進地別にみると、駿河国駿河郡古家里(123)、近江国浅井郡(1419)、丹波国氷上郡(229)、阿波國板野郡(265)に偏りがある。税目をみると、庸米付札(17089)、446切など明記されたもの八点、その可可能性の高いもの四点)が多い。これには越中國衛士義錢付札⁽⁵⁾も併せて考えるべきであろう。なお、然にみえる「官作衛士」は、官の造営に拂わるべき衛士が存在したことを示しており、軍防令第一條衛士上下条

獨立柱建物SB七二九一柱穴

(1) 「丹波国多紀郡宗マ□」

(120)×27×5 059

・「戸主和尓マ黒麻呂庸×

(120)×27×5 059

SD七一〇〇出土木簡の中には、郷里制下、恐らく神龜元年(七
一四)と見られる年紀を持つもの(4)がある。また、庸米付札も見ら
れ(5)(6)、第一八一次調査の二条条間路北側溝SD七〇九〇出土

・「大伴マ田毛流七斗五升
〔天地連〕」

(156)×(14)×5 051

木簡と共に通する傾向がうかがえる。

・「〔合カ〕人部足□□

(94)×(10)×5 061

三 左京二条二坊十一坪(第一八)一一〇一次調査

・「〔合カ〕人部足□□

(94)×(10)×5 061

東二坊塙岡東小路西側溝SD七一五

・「参河国宝祇郡度津郷〔海松カ六斤大〕」

145×21×2 032

(1) 「令申

(186)×(19)×4 061

(2) 「当月人 □

(128)×31×4 019

(3) 「美濃国安八郡大田郷」

(186)×(16)×6 061

・「大□君□□米六斗俵」

(232)×18×7 033

・「〔合カ〕人部足□□

(186)×(16)×6 061

(4) 「播磨国鴨郡

(117)×25×4 059

・「〔猪甘カ〕六口

(87)×25×3 059

(5) 木本村御賛

(82)×18×3 081

SD七一五出土のものでは、村を単位に貢納されたと思われる
賛の付札(5)が注目される。そのほか郷里制施行(七一七年)以後

の美濃國のおそらく麻糸付札とみられるもの(3)、播磨國の付札(4)がある。SK七二七六からは參河國の付札(9)や、晝書などが、SD七二七四からは隱岐國の付札(2)などが出土した。付札は両者とも郡郷里制以後のものである。

四 右京三条一坊三・四坪 (第二八八・一九〇次調査)

朱雀大路西側第SD二六〇〇

(1)

・「召 水 □_口_カ」

・「内舍人尊

(2) •「下道 □_カ」「屋代カ」「下道臣」止]

・「□□米六斗

(3) •「下道臣」止]

165×21×4 011

・「□□米六斗

(4) •「<備後國西良郡□□米

犬養マ

・「<□□□□」

(5) •「少錄正六位上

犬養マ

(6) •「<隱岐國周吉郡奄可郷吉城里□
服マ尿人軍布六斤養老四年」

「<阿波國生鯨五十貝」

120×23×5 032

(7) □波米五斗「」

(14)×24×5 038

(1)～(4)が第二八八次調査、(5)～(7)が第一九〇次調査出土分である。

(1)は、召文である。下端は折れている。(2)は、備中國下道郡の、

(3)は備後國西良(世羅)郡の米の付札である。

(4)は隠岐國周吉郡の軍布(メ)の付札、(5)は阿波國のアワビの付

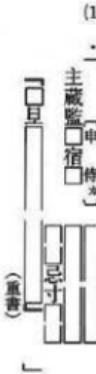
札である。

五 左京三条一坊十四坪 (第二八一～三次調査)

東一坊大路西側第SD四九五一

(1)

・「主藏監 □宿 □待カ」



」

」

300×39×4 011

(2) •「少錄正六位上」

犬養マ

・「□□□□」

(3) 「玉様

(4) •「少錄正六位上」

(5) 「少錄正六位上」

(6) •「少錄正六位上」

(7) 「少錄正六位上」

(1)は、主藏監が所管の春宮坊に対して宿直者の名を報告した文書

木簡である。春宮坊関係の木簡は、第三二次調査において検出した、この溝の上流にあるSD四九五一、及びこれに合流する二条大路北側溝SD一二五〇、宮内の排水のための南北溝SD三四一〇などから奈良時代後半のものが出土している（平城宮木簡三）。また、第三三次調査区の北方にある第一〇四次調査でも、SD四九五一の小子門を越えた宮内の上流部にあると思われる南北溝SD三一三六から、やはり奈良時代後半のものと考えられる春宮坊関係木簡が出土している（平城宮発掘調査出土木簡叢報一二）。さらにその上流、造酒司推定地の南を調査した第二五九次調査でも、宮内道路南北側溝SD一一六〇〇から同様の奈良時代後半のものが出土している（本誌第一八号）。今回の第二八一一三次調査出土の（1）は、年代を考える手がかりがなく、以前に出土したものと一連のものか否かは確定できない。どこで廃棄されたものであるかも検討を要する。

（2）に見える少録は、八省または省レベルの官司の第四等官であるが、記載されている正六位上の位階は八省少録の相当位である正八位上より高い。（3）は玉のためし（見本）の付札である。

9 関係文献

- 奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九九八年III」（一九九八年）
同「平城宮発掘調査出土木簡叢報」三四（一九九八年）

（古尾谷知浩）



(奈良)

本調査は、近鉄西大寺駅
南土地区画整理事業に伴う
もので、調査地は平城京右
京二条三坊七坪の西辺部中

奈良・平城京跡(2)

央付近に位置し、発掘面積は九〇〇坪である。

- 1 所在地 一 奈良市青野町、二 奈良市宝来町
- 2 調査期間 一 一九九七年(平9)九月一~二月、二 一九九七年九月一~一月

- 3 発掘機関 奈良市教育委員会・奈良市埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 一 立石堅志・原田香織
二 三好美徳・大庭淳司

- 5 遺跡の種類 都城跡

- 6 遺跡の年代 一 奈良時代・室町時代、二 調文時代、弥生時代、奈良時代

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

- 一 右京二条三坊七坪
(第三七八一四次調査)

木簡は、井戸SE五一六から一点出土した。この井戸の掘形は、平面陽丸方形で、東西三・三m、南北三・二m、検出面からの深さ一・六mである。枠の構造は方形縦板組横材留めで、内法は〇・九m×〇・九mである。枠内の埋土から木簡とともに奈良時代後半から長岡京期の土器が、掘形の埋土から奈良時代後半の土器が出土した。その他の遺物には、西三坊間路東側溝から出土した和同開珎、横柄、三彩小壺蓋、三彩杯か皿の破片、綠釉碗、円面鏡がある。また、これまでのところ墨書土器四点、質記号のある土器一点を確認している。このうち文字の判読できるものは、須恵器杯底部内面に書かれた「□考所」、須恵器杯蓋頂部外側に書かれた「大」、須恵器甕口縁部外側に線刻された「十」がある。

- 二 右京三条四坊十坪(第三八六次調査)

本調査は、大和中央道街路整備事業に伴う事前調査である。当該地は、平城京の三条坊では右京三条四坊十坪の西半部に相当する。これまでにこの十坪内では、一九八九年度に本調査地の東側で事務所新築に伴う試掘調査(奈良市平成元年度 第五次調査)を実施してお

り、その際に掘立柱列や土坑など数多くの遺構を検出している。今回は十坪内の宅地の様相を把握することを主目的として、約八〇〇坪の調査区を設定し実施した。

調査の結果、縄文時代の土坑一基、弥生時代の自然流路一、奈良時代の掘立柱建物二棟、掘立柱塀二条、井戸三基の他に、時期不明の自然流路二を検出した。

奈良時代の建物は、規模が小さく、建物の主軸が国土方眼方位の北で東に振れているものが多い。掘立柱塀も北で東に振れる傾向が窺われる。発掘区の南端では、三条余間路が近いためか建物などの遺構は検出できなかった。井戸は、三基とも井戸枠は既に抜き取られており残存しない。このうち、一基の井戸の抜取り穴からは今回報告する木簡をはじめ、奈良時代中頃の土器類・須恵器・瓦片・種子・畜糞・著が遺物整理用コンテナで計六箱分が出土した。

弥生時代の自然流路は、一部を検出しだけで、西端と北端は発掘区外へ続いたため全長は不明である。深さは、検出面から〇・二メートルを測る。流路内の堆積土には、弥生土器片、サヌカイトが含まれていた。サヌカイトは小さな剥片が多く認められたため、自然流路の堆積土ごと採取した。現在、土壤を洗浄しながらサヌカイト片を選別している。

縄文時代の土坑は、弥生時代の自然流路の下層で検出した。東西径一・一m、南北径一・三mの平面積円形の掘形で、深さは〇・三



—(1)

mである。埋土からは、縄文土器破片、石器(叩石、台石)が出土した。奈良市内では縄文時代の遺構が検出された例は少ないが、本調査地から北東七〇mの音原町付近に位置する音原東遺跡では、縄文時代後期～晩期の石器や自然流路が検出されている。こうしたことから、本調査地周辺に縄文時代の集落がある可能性も十分に想定されるため、今後は、奈良時代の下層をも含めた縦密な調査が必要であると考えられる。

8 木簡の积文・内容

一 右京二条三坊七坪 (第三七八—四次調査)

(1) 「山背国京都」

木簡の上端から刀物を入れて削ぎ取った削屑で、上端は木簡の原形をとどめている。この削屑と同材と思われる削屑の小片三點が同じSE五一六の井戸枠内から出土したが、いずれも墨痕が認められず接合もしなかつた。

「京都」は、都を指す一般名詞と考えられ、「京師」ほど頻度は



二(1)

高くないが『続日本紀』にも七例用例がある。このうち天平一二、一三年の記事に基「京を指す例が三例まとまっているのが注意されるが、今回の木簡の「山背国京都」は、共伴遺物の年代からみて長岡京を指す可能性がある。

二 右京三条四坊十坪（第三八六次調査）

(1) □其□[糸]□

(130)×31×4 081

文字は全体に左寄りに書かれている。「糸」は麻と糸がかなりずれているが一文字とみられる。全体の文意は不明であるが、糸は麻糸を意味するものかと考えられる。

なお、両調査出土の木簡の訳説・解釈については、奈良国立文化財研究所史料調査室の方々のご教示を得た。

9 関係文献

奈良市教育委員会「奈良市埋蔵文化財調査概要報告書（第一分冊）平成九年度」（一九九八年）

（一）原田香穂、二 三好美徳・松浦五輪美

奈良・青野遺跡

所在地

奈良市青野町

調査期間

一九九七年(平9)七月一~二月

発掘機関

奈良市教育委員会・奈良市埋蔵文化財調査センター

調査担当者

篠方正樹・安井宣也

遺跡の種類

集落跡

遺跡の年代

中世

遺跡及び木簡出土遺構の概要



近鉄西大寺駅南方地域では、一九八八年度から土地整理事業に伴い広範囲にわたる発掘調査を実施している。この地域は奈良盆地北西部の西の京丘陵東側に形成された緩傾斜扇状地にあたる。事業地全体が平城京城で、南半には飛鳥時代から中世の複合遺跡である普原東遺跡が重複して存在する。

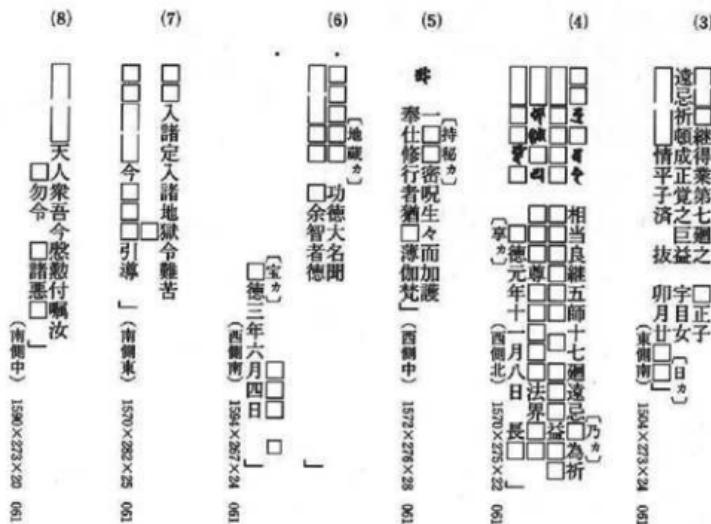
今回の調査は、奈良市第
三七八一三次調査として事

業地北寄りで実施した。平城京右京二条三坊七坪北東部の様相確認を主目的としたが、奈良時代の遺構とともに中世の建物・堀・井戸・土坑を検出した。同時期の遺構はすぐ南隣の調査地でも確認されており、これらの中世の遺構群を大字名をとつて青野遺跡と仮称する。

井戸枠に墨書きが確認された室町時代の井戸SE五一八は、調査区東寄りで検出した。掘形は東西一・三m、南北一・二mの平面隅丸

○・八田の方形縦板横桟留めである。縱板は一辺につき三枚で構成され、横桟は下から二段分が遺存していた（阿えは「東辺の縱板を北から順に「東側北」「東側中」「東側南」、北辺の横桟下段を「北横桟下」のように示す）。棹内の堆積物中から、一五世紀末から一六世紀初頭の瓦質土器が出土している。

8



残存状況は良好とはいはず、(3)(7)(1)以外は墨が完全に流れしており、文字は微かな浮き彫り状に残っている程度である。また井戸の内側に向けられていた面は腐蝕が著しく、横模があてられていた部分に文字の痕跡が認められるのが二三あるだけであるが、本来は全て両面に墨書きされていた可能性が高い。

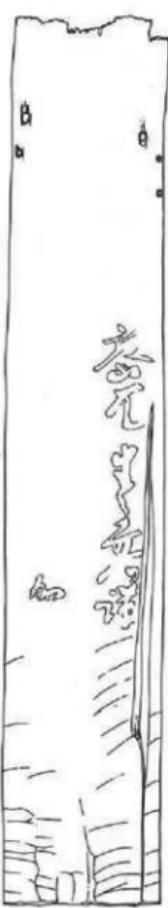
(5) 00時の上端に五大種子の一部とみられる「哥(またはモ)」が残っていることから、卒塔婆の水輪以上を切除して利用したものと判断される。(3) - 06はさらに縱割りにして棟木としたものである。また一定の位置に残る釘孔から、これらはもともと塔婆堂の壁板として貰に打ち付けられていたものと推測される。

内容は大きく三つに分けられ、供養願文（2）（3）（4）（5）（6）（7）、
偈（5）～（8）、尊仏の名号（9）（10）がある。願文から、僧良縉・生沒
年不詳）の追善供養のために製作されたものであることがわかる。

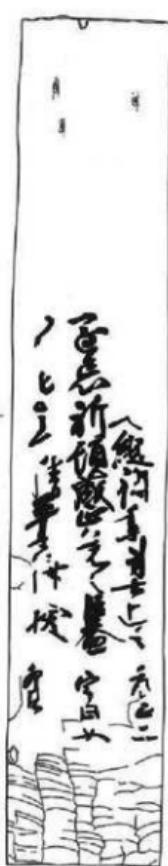
供養願文は七・十七・二十五回忌の鉢があり、また十三仏信仰に
基づけば、（2）は「大日尊」の文言によつて十三回忌とも考えられる
このうち（2）（3）は忌日が異なつてゐるが、同一人物とみて差し支えな
いものと思われる。（4）の十七回忌を享徳元年（一四五二）とすれば、
（5）の長禄四年（一四六〇）の二十五回忌と整合し、良縉の没年は永
享八年（一四三六）となる。また、（4）（10）は上部に梵字が書かれて
おり、（4）は光明真言（左上から横書き）、（10）は随求小呪（左上から横書き）



(6)表



(5)



(3)

0 40cm

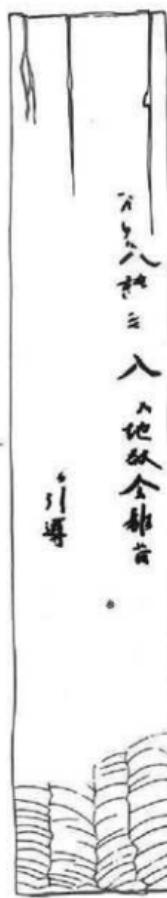
1997年出土の木簡



(9)



(8)



(7)

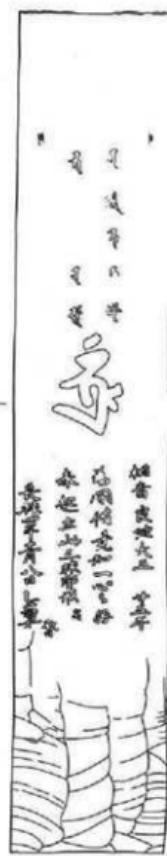
0 40cm



(12) 表



(11) 表



(10)

0 40cm

と思われる。(4)はさらに一字金輪が大きく書かれている。(2)は阿弥陀三尊を表している。

偈文は、(5)が不動經、(6)が大乘大集地藏十輪經、(7)が延命地藏經、(8)が地藏菩薩本願經を出典とする。十三仏に対応させると、(5)は初七日、他三點が五七日となるが、定かではない。それぞれ全文は、「一持秘密観 生生而加護 泰仕修行者 猶如薄伽梵」(5)、「一日称地藏 功德大名聞 勝俱胝劫中 称余智者德」(6)、「毎日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無仏世界度衆生 今世後世能引導」(7)、「現在未來天人衆 吾今懸意付嘱汝 以大神通方便度 勿今墮在諸惡趣」(8)となる。なお、(7)の行間にある一字は、「世」か「龍」の加字と思われる。

名号は十三仏(初七日から三十三回忌のそれぞれに対応する主尊)を表したものと考えられ、(9)は三回忌、(10)は百カ日の主尊である。(9)の下部に並ぶ二文字は恐らく「朝」「暮」であろう。

以上、これらの資料が全て年忌供養に関わるものとすれば、(2)十三回忌、(3)七回忌、(4)十七回忌、(5)初七日、(6)五七日、(7)五七日、(8)五七日、(9)三回忌、(10)百カ日、(11)二十五回忌と考えられるが、確定的ではない。例えば、(10)と(11)は同じ長様四年であっても主尊が異なり、ともに良縁に因むものであれば(10)は百カ日供養ではあり得ない(なお、紀年銘の十一月と五月については再度誤認でないことを確認した)。また、(2)の「造大日尊之形」は絵塔婆が存

在しないことから五輪塔(卒塔婆)製作そのものを指しているとも考えられ、十三回忌ではない可能性がある。(10)の「三昧耶形」はまさに卒塔婆を作ったこと自体を意味するものである。

ところで、「大乘院寺社雜事記」に後円心寺(巖)孝尋の同學として興福寺僧良縁が見え(慶正三年六月八日条など)、応永九年(一四〇二)には權大僧都の地位にあった(長享二年一月二日条)。今回出土した卒塔婆で供養の対象となっている僧良縁と同一人とみて年代的にも矛盾はない。

なお、本資料の根拠、及び内容の解釈については、奈良国立文化財研究所の笛野和己・古尾谷知浩・山下信一郎の諸氏、勧元興寺文化財研究所の藤澤典彦氏、奈良大学の本下雷連氏、奈良県立橿原考古学研究所の今尾文昭氏にご教示いただいた。

9 関係文献

奈良市教育委員会「奈良市埋蔵文化財調査概要報告書(第一分冊)
平成九年度」(一九九八年)

(安井宣也・松浦五輪美)

奈良・藤原宮跡

ふじわらきやう

1 所在地 奈良県橿原市繩手町

2 調査期間 第八五次調査 一九九七年(平9)四月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 猪熊兼勝

5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡

6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初期

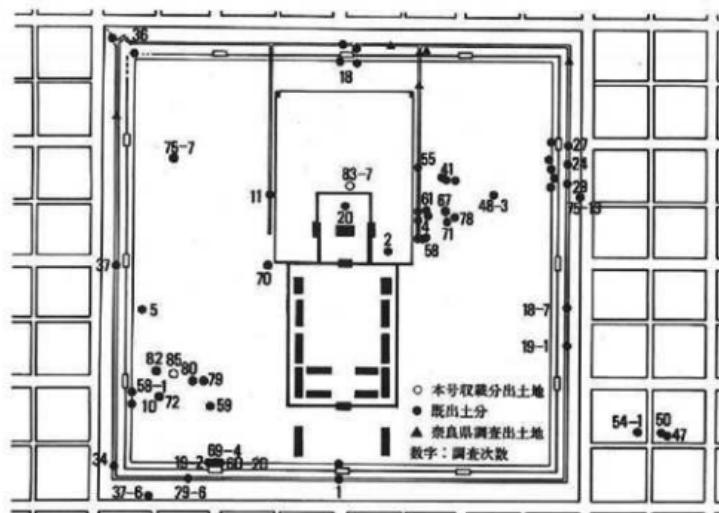
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

この調査は集合住宅建設に伴うものである。調査区は藤原宮西方官衙南地区にあたり、前回報告の第八二次調査区の東に位置する。発掘面積は七〇〇m²である。

遺構面は三面あり、上層は藤原宮期及びそれ以降、中層は弥生～古墳時代、下層は弥生時代である。上層の藤原宮期の遺構は比較的疎らであり、調査の重点は、中層で検出した水田遺構や下層の弥生集落である四分遺跡の解明に置かれ、弥生時代の人骨の残る土塙墓などを確認した。

木簡が出土したのは上層で検出した近世の小土坑SK八二二からで、一点が出土した。

この他、大極殿院と内裏の境界部分にあたる醍醐池南岸の護岸工



藤原宮木簡等出土地点略図

事に伴う事前調査（第八三一七次調査）で、宮中心部を南北に縱貫する南北大溝SD一九〇—Aから木簡一点が出土したが、断片であり

訳読できない。

また、飛鳥池遺跡の一九九七年度の調査（飛鳥藤原第八・四次調査）でも多数の木簡が出土したが、同遺跡は一九九八年度も継続して調査中であり、また木簡についても現在整理途中であるため、次号に

8 木簡の釈文・内容

池田武市
明
出
カ

□

卷之六

厚みのある板材に墨書きしたもので、四周は原形をとどめているが墨痕は薄い。荷札であろう。

9 関係文献

奈良國立文化財研究所「奈良國立文化財研究所年報一九九八—九九九年」(一九九八年)

(寺町保存)

熊野町は後の丹波国熊野郡で、熊野町の木簡としては一例めにあたる。近代の貴重例は一條大路木簡の志摩國につくものである。「塩塗」は他の木簡にみえる「塩染」と同義で、保存のために塗をまぶして貯蔵したものと考えられる。「延喜式」に記載できなかつたが、これは写真撮影以前に益難にあつたためである。一九九〇年になつて実物の所在が確認され、漸く完形の大賛木簡として日の目を見るに至つたのである。



「く熊野評大贊塩塗近代百廿隻」

奈良国立文化財研究所「藤原木簡」の一九二号の上部接続断片が確認され、完形の荷札木簡となることが判明した。

藤原宮出土の「大贊」木簡

奈良・酒船石遺跡



(吉野山)

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 所在地 | 奈良県高市郡明日香村岡 |
| 2 | 調査期間 | 第九次調査 一九九七年平9月三月～四月、第一〇次調査 一九九七年四月～八月 |
| 3 | 発掘機関 | 明日香村教育委員会 |
| 4 | 調査担当者 | 相原嘉之（第九・一〇次調査）、清岡廣子（第一〇次調査） |
| 5 | 遺跡の種類 | 官衙跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 飛鳥時代～中世 |
| 7 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 酒船石遺跡は、飛鳥の小盆地の東にある丘陵に位置する。この丘陵の上には謎の石造物と呼ばれる「酒船石」がある。この丘陵の北斜面で一九九一年に大規模な土地造成痕跡と石垣遺構が発見され、「日本書紀」に記される齊明天皇の「宮 |

酒船石遺跡は、飛鳥の小盆地の東にある丘陵に位置する。この丘陵の上には謎の石造物と呼ばれる「酒船石」がある。この丘陵の北斜面で一九九一年に大規模な土地造成痕跡と石垣遺構が発見され、「日本書紀」に記される齊明天皇の「宮

は、さらに下に三重の石垣があることが判明した。一方、飛鳥京跡は一九五九年から継続して調査が実施されており、これまでの調査によって、同一場所に三時期の官殿遺構が存在することが判明している。このうち最も新しい官殿遺構は、後飛鳥宮本宮を改造・整備した天武天皇の飛鳥御原宮である可能性が高いと考えられている。

今回の調査地は、酒船石遺跡のある丘陵の西側平坦部に位置するが、飛鳥京跡の東外郭塀の外（東）側であるので、酒船石遺跡の範囲に含めることとする。なお、今回の調査は、執行年度の関係で、一九九六年度に南半を第九次調査として実施し、一九九七年度に引き続き調査区を拡張する形で北半の第一〇次調査を行なった。

検出した遺構は、大きくA・B期の二時期に区分される。A期には、南北棟の大規模柱立柱建築やこれに伴う石敷・石組溝などがあり、出土遺物から七世紀後半の天武朝には機能していた遺構群と考えられる。B期には、これらの遺構を埋めて造られた石組溝SD-10や石積遺構・素掘溝などがある。

木簡が出土した遺構は、南北方向の石組溝SD-10である。第九次調査区でSD-10の南半を、第一〇次調査区で北半を調査しており、一連の遺構である。SD-10は、幅2m、深さ1mで側壁に花崗岩を積んでいたが、石材は大小様々で積み方は雜である。埋土は大きく一層に分かれ、上層に黒灰色粘質土、下層に灰色粗砂が堆積

三田である。北端は攪乱によって破壊されていた。埋土は上層（黒灰・暗灰色混粘土）、下層（黒褐色粘土）の二層を確認した。遺物は上層を中心出土し、基本的には遺構全面に平均的に分布していたが、木簡を含む木製品は南半、ことに南端から集中して出土した。これらの遺物は流された痕跡が確認されず、まとめて廃棄され堆積したものと判断した。

木簡はすべて東一坊大路西側溝SD三一九〇一から出土した。总数四六七点のうち、削屑が二九八点（六四%）を占める。木簡と共に伴する遺物は、墨書き土器（「主工署／官人」・「内裏」・「万歳」（以上、五八頁写真参照）・「内使」・「大使」・「野」・「人給所」・「盛」・「盛」・「酒」・「上三」など）、漆紙文書、土師器、須恵器、黒色土器、綠釉陶器、丸・平瓦、祭祀用具、木製皿、檜扇、構・糸巻、漆器、冠帽、墨書き砥石、琥珀、籠甲、白雲母、ガラスなど多様である。このうち、黒色土器には杯Aを三個つなげて、接合部分に穿孔を施す類例のない器形のものがある。また琥珀、籠甲には破損した花卉形の製品、加工途中の未成品、屑が認められた。

木簡やその他多量の遺物の内容を検討した結果、これらは春宮坊から廃棄された遺物群であると推定した。木簡の年紀（延暦一〇一年（七九一・七九二））から、遺物が廃棄されたのは長岡府都に近い時期といえる。したがって、長岡京期の二人の皇太子のうち、延暦四年一月に立太子した安殿皇子の春宮坊に相当する。また

琥珀、籠甲などの出土は、春宮坊被管の主工署においてこれらを材料とする工芸品が製造されていたことを示すと思われる。なお、平安宮・京諸院によると、本調査地相当地の東に東宮町、北に東・西前坊（罪院）が位置する。

二 長岡宮北辺官衙南部（宮第三五一次調査）

調査地は、標高約一六四mの桂川氾濫原に位置する。長岡宮の官衙復原では、宮北辺官衙（南端）に相当する。調査は小学校内の防火水槽埋設に伴うもので、約三一・五m²と小面積であったが、長岡京期の土器通りと古墳時代を下限とする流路二条を検出した。土器通りSK三五一〇一は、径約二mの不整円形を呈する浅い落ち込み状の遺構で、長岡京期の黒色土器杯、土師器皿・碗、須恵器杯（転用）・壺・壺などが出土した。

木簡は、流路が完全に埋没した後の堆積土（長岡京期を含む）内から一点出土した。土器通りから約二mほど東へ離れた地点である。同じ層の遺物には、土師器皿・壺、須恵器杯・壺などがある。

なお、かつて本調査地の北西約一〇〇mで実施された宮第三二次調査では、漆器・木桶など多數の木製品とともに「八条四束納米三解九斗」と記された付札木簡（長岡京木簡四九九号）が出土しており、倉庫あるいは醸造施設をもつ官衙区画が想定されている。同一官衙区画内の可能性のある今回の調査地も、こうした周辺の調査地との関連を考える必要がある。

8 木簡の訛文・内容

一 長岡宮東辺官衙・春宮坊跡(宮第三「九次調査」)

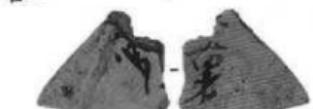
- (1) □四日内人物 青乃利一樞 海藻根一樞
 □樞 以上依専用□
 □知縫主
- (2) 「神官進送酒坏四口 整
 短緒多疑耳」 (損耗)
 □ 隨□ (損耗)
 □ 段□
- (3) ×廿一日令史船「永宗」
 (167)×(15)×3 081
- (4) □原六
 □丹比淨目一
 (墨跡)
 □益四
 □高田一
 □
- (5) □
 「忍海部春主一半」
- (損耗)
- 「安宿戸小繩一 多治比□□一 □□□」
 (500)×(15)×7 081



(2) 赤外線写真
 (上端部分)



「内薬」



「官人」 「主工署」



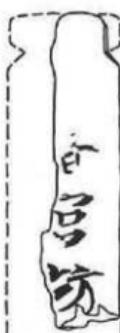
「万歳」

1997年出土の木簡

- | | | |
|------|---|--|
| (6) | □□□□雄王十人 | 211×12×3 051 |
| (7) | ・謹解申□□× | |
| (8) | ・式式部 部 | |
| (9) | 「 <u>伊豆国那賀郡井田郷戸主</u> 」
〔マカ〕廣□麻品□荒□魚拾斤伍兩八位上
〔阿カ〕〔堅カ〕延曆十年十月十六日郡司領外從 <small>レ</small>
〔足カ〕 440×25×4 051 | (86)×12×3 061 |
| (10) | ・「 <u>伊豆国田方郡江</u> 」
〔マカ〕
・「 <u>盛一斤一両</u> 」
〔マカ〕 639 | (69)×20×2 061 |
| (11) | × <u>郡</u> 〔阿カ〕列埼所生……□ 五□ (63+57)×(12)×4 081 | 06 |
| (12) | 「 <u>竹野郡竹野郷白米四斗八升八斗</u> 」
〔マカ〕 031 | (17) ·「 <u>十一月廿九日</u> 」
〔マカ〕 440×25×4 051 |
| (13) | 「 <u>竹野郷白米五斗</u> 」
〔マカ〕 031 | (18) ·「 <u>春宮坊</u> 」
〔マカ〕 031 |
| (14) | 「 <u>竹野郡聞人郷白米五斗</u> 」
〔マカ〕 031 | (19) ·「 <u>古穴</u> 」
〔マカ〕 031 |
| (15) | 「 <u>煮塩年魚</u> 」
〔マカ〕 031 | (20) 「 <u>御贋</u> 」
〔マカ〕 031 |
| (16) | 「 <u>煮塩年魚</u> 」
〔マカ〕 031 | 142×16×5 051 |
| (17) | 「 <u>春宮坊</u> 」
〔マカ〕 031 | (21) ·「 <u>古穴</u> 」
〔マカ〕 031 |
| (18) | 「 <u>御贋</u> 」
〔マカ〕 031 | (22) 「 <u>煮塩年魚</u> 」
〔マカ〕 031 |
| (19) | 「 <u>古穴</u> 」
〔マカ〕 031 | 94×21×15 032 |
| (20) | 「 <u>煮塩年魚</u> 」
〔マカ〕 031 | (23) 「 <u>御贋</u> 」
〔マカ〕 031 |
| (21) | 「 <u>御贋</u> 」
〔マカ〕 031 | (24) 「 <u>煮塩年魚</u> 」
〔マカ〕 031 |



—(3)
赤外線写真
(部分)



—(17) 表 (原寸)



—(17)



—(34)



—(8)



—(20)



—(18)



—(19)



—(26)

(31) 九日五斗。」	120×14×4 051	「六万呂五斗一升」	22 (118)×(20)×5 061
(32) □式丄丄丄丄	(94)×41×5.5 039	・「 ^ノ 御 □ □	23 (73)×(12)×4 039
(33) 内匠少属	091	・「 ^ノ □□□□	24 「大□佐」
(34) 徒八位下矢田部連福明 □	091	110×15×4 051	25 「 ^ノ 無兒
(35) 九日五斗。」	(46)×21×2 039	26 「得度文	26 「 ^ノ 得度文
(36) 一〇月の伊豆国堅魚の荷札と、26一年五月の題簽軸とがある。木簡が出土した東一坊大路西側溝SD三三九〇一は、宮東面大垣の東雨落溝を兼ねている。このような宮城区画施設が、大量の廃棄物によって埋め立てられる状況は、宮城の機能の著しい低下を示すものと考えられる。平安遷都の準備は延暦二年正月二二日に、桓武天皇が「宮ヲ壊サント欲」して「東院ニ遷御」([日本紀略])して以降、内裏とその関連施設の解体から始められた。したがって、遺物の出土状況と木簡の年紀から、これらは長岡京廢都間近に近隣に所在した春宮坊からまとめて廃棄されたものと推定した。	(66)×16×4 061	27 「 ^ノ □□給□	27 「 ^ノ □□給□
(37) 九日五斗。」	(238)×18×6 061	28 「盛」	28 「盛」
(38) 九日五斗。」	(111)×33×1 065	29 □ 最	29 □ 最
(39) 九日五斗。」	(156)×(13)×3 061	・「 ^ノ □□□□ 〔 ^{益謹} 〕 益謹」	・「 ^ノ □□□□ 〔 ^{益謹} 〕 益謹」
(40) 九日五斗。」	(94)×19×3 061	大膳職などから春宮坊被管の主膳監に宛てられたものであろうか	(なお、宮第三四一次調査では「供 被料戻主膳監」と記す記録筒が出土

している。(3)は文書木簡の断片。「令史」は小司もしくは春宮坊管下の三監六署の第四等官を示す。「水宗」の部分は自署である。

(2)は大型で厚手の短角型木筒。表面の腐蝕が甚だしく、文字の多くが消滅しているが、「神官」からの酒杯と盤の送り状である。「神官」は、カムツカサの訓みを同じくする神祇官のことと思われる。

(4)(5)は何らかの生産に携わる人名と生産量を列記した記録簡か。

(6)は雜工の付札、(6)は内匠寮の少属の削屑である。

貢進物付札には、国衙様といわれる端正な楷書で記されたものが含まれている。これらは何れも断簡であるが、(1)は常陸國那賀郡酒列壇、(4)は西海道の肥後國天草郡鷹島生の荷札が出土している。四次調査では、同類の「肥後國天草郡鷹島生」の荷札が出土している。物品付札は比較的小型で丁寧に作られたものが多く、(6)には「御賛」と記される。(6)は璽籠軸。

二 長岡宮北邊官衙（南部）（宮第三五・一次調査）

(1) 「△□□□□□

(142)×33×45 389

柾目材で、表裏両面とも、平滑に調整されている。上端部は裏面から刃を入れて切った後、粗い側面ケズリを施すか。表面に八十九文字が記されるが、墨が薄れていて読み取ることができない。他に同一層位から、柾目材の両端を主頭につくる木筒状木製品一点が出土している。

9 関係文献

向日市教育委員会・朝向日市埋蔵文化財センター「向日市埋蔵文

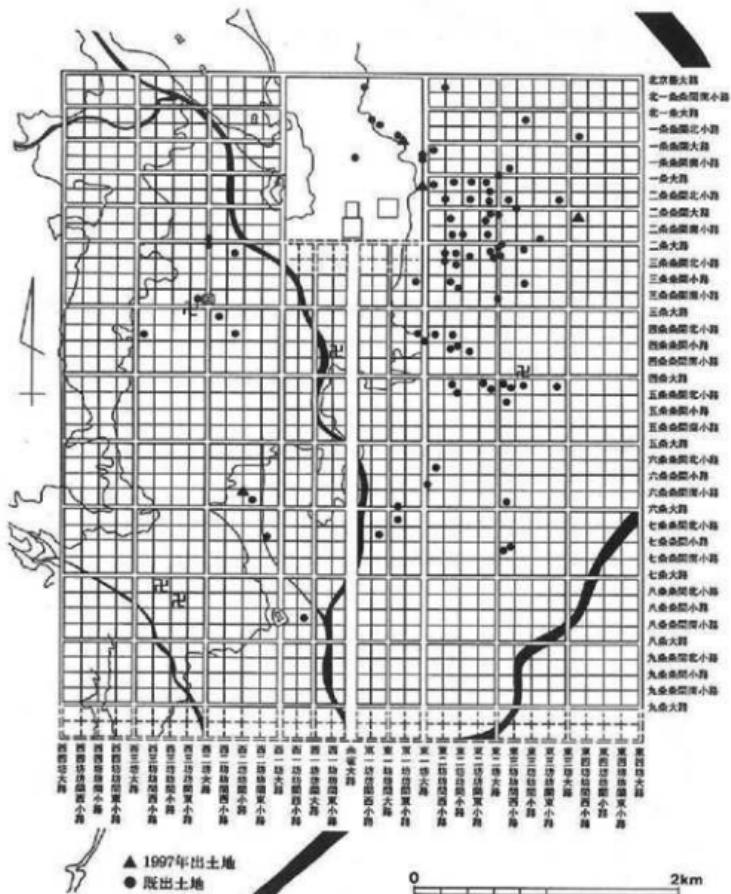
化財調査報告書」四七（一九九八年）

（一）中島信親、二 山口 均、糸文 清水みき）



二(1)
(1:2)

1997年出土の木簡



長岡京跡木簡出土地点図

京都・長岡京跡左京二条四坊三町

ながおかきょう

さきよう

たる。

これまでの京都桂川パークイングエリア建設に伴う発掘調査によつ

て、宮城東面街区の東三坊から東四坊にかけて、都合六町（長岡京

左京二条三坊十四町・二条三坊十五町・二条四坊二町・二条四坊三町・



(京都西南部)

1 所在地 京都市南区久世東土川町金井田・正登

2 調査期間 左京第三九九次調査 一九九七年(平9)四月一
一〇月

3 発掘機関 財京都府埋蔵文化財調査研究センター

4 調査担当者 平良泰久・小池 寛・中川和哉・八木厚之・
中村周平・野島 水

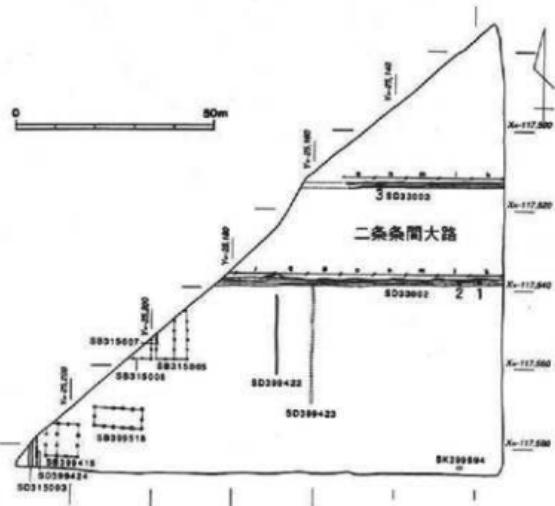
5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 弥生時代中期～中世
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

財京都府埋蔵文化財調査
研究センターでは、一九九

三年度より五年間にわたり
て、中央自動車道西宮線
(名神高速道路) 京都桂川
パーキングエリア建設に伴
う発掘調査を行なってきた。

今回の調査(B-6・B-7
地区)はその最終年度にあ



二条四坊六町・二条四坊七町にわたる調査を行なったことになる。

特に二条三坊十五町（旧呼称では南二条三坊十三町）は、宅地の大部分が調査対象地となり、ほぼ一町全域の調査を行なうこととなった。

今回の調査地は、バーティングエリア建設予定地内の南西部にあたり、東三坊大路の東側、一条条間大路とその南北両宅地（左京二条四坊二町と二条西坊三町）にある。木簡二点は、ともに二条条間大路南側溝から出土した。二条条間大路南側溝は長岡京期に再度掘削されており、木簡は新しく掘削された側溝の下層から出土した。（1）は、k区西端、標高一一一・二二〇m、（2）は、1区東側、標高一一一・三三三・三mの位置から出土した（遺構図1・2地点）。他に、底部に「伴」と墨書きされた杯Bが二条条間大路北側溝ロ区上層から出土した（遺構図3地点）。なお、二条条間大路南側溝を北辺とする二条四坊三町は、東西二分の一町ずつに分割されているが、木簡出土地点に近い東側半分の宅地には、長岡京期の顯著な遺構は検出できなかつた。

8 木簡の积文・内容

(1) • 是是是是是是□□是

・ 京京京□京京

(2) 「五十□

(40)×(17)×5
190

(421)×(20)×7
19

(1)

(2)



(1)



(2)



(1)



(2)



(1)

(1)は、表裏にそれぞれ「是」「京」字を一列に書いた習書木簡である。上端が折損、下端が二次的にキリオリのため原形は不詳であるが、遺存部分は短冊形を呈する。「是」と「京」とは筆の太さが異なり、あるいは別筆かと思われる。また、「京」は字の全体がわかるものが少ないが、三字めは字体を変えて「京」に作り、その四画めの運筆も一字めとは異なる。長岡京跡左京第二二〇次調査SD-1202-8で、同じように「□□ 是是是」と一行に習書した木簡が出土している(本誌第八号)が、本例の方が纖細な字体である。

(2)は、上部が主頭を呈する木簡の上端左半と考えられる。下端は黒く焦げており、本例はその焼け残りの部分である。

9 関係文献

野島 永・岩松 保「名神高速道路関係遺跡」(財京都府埋蔵文化

財調査研究センター『京都府道跡調査報告』七八 一九九七年)

(野島 永・堀 大輔)

京都市埋蔵文化財研究所編集・発行

『長岡京左京出土木簡』(京都市埋蔵文化財研究所)の刊行

財京都府埋蔵文化財研究所による長岡京跡の調査で出土した木簡の待望の報告書が刊行された。一九八八年から翌年にかけて長岡京左京一条三坊六・十一町で出土した木簡を中心にして、同研究所設立の一九七六年から一九九五年までの間の一地点の調査で出土した木簡七〇二点(うち削削五三九点)を収める。

考察として、「左京第二二〇三次調査出土木簡の性格」(橋本義則)、「袖・木材の漕運・京内の津」(百瀬正恒)、「木簡の保存処理の方法と問題点」(西田文男)などを併載する。

A 4判 箱入り

本文編 一七〇頁カラーフレーム版二頁

国版編 モノクロ国版六〇頁(厚寸写真、高精細印刷・中性紙使用) 限定五百部(残部僅少)

価格四五〇〇円(送料一三四番五〇〇円、五冊以上一〇〇〇円)

注文先

日本写真印刷株式会社

〒六〇四一八八七三 京都市中京区壬生花井町三

電話 〇七五一人一一人一一

FAX 〇七五一人二三一五三三三

京都・長岡京跡右京六条一坊六町
ながおかきょう



(京都西南部)

- 1 所在地 京都府長岡京市間田四丁目
- 2 調査期間 右京第五六五次調査 一九九七年（平9）五月
- 3 発掘機関 関長岡京市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 木村泰彦
- 5 造跡の種類 都城跡
- 6 造跡の年代 長岡京期（七八四～七九四年）
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査区は、長岡京跡右京六条一坊六町西南部、及びその西南の西二坊間小路と六条余間南小路の交差点にあたる。地表下約一・二

mで長岡京期の遺構面に至り、両小路とも道路幅は溝心々で約九m（三才）で、長岡京の一般的な小路の規模であることが判明した。

このうち南北道路である西二坊間小路の両側溝は、東西道路の六条余間南小路

は西二坊間小路上の両側溝で途切れており、西二坊間小路が優先されていたことが判明した。今回の調査地では南がかなり低くなっていることから、南側への排水が重要視されたために南北道路が優先されたものと考えられる。また六条余間南小路は、北側溝では北側に、南側溝では南側に、ともに宅地側だけに側板と杭による護岸がなされていた。西二坊間小路には明確な護岸施設は見られないと。これは側板を上下二段に重ねて杭で留めており、幅を狭めて作り替えたのがなされている。当初に作られたものは東側のみが残り、長いが、東側溝の六条余間南小路中心付近に橋状の施設が残されている。これは側板を上下二段に重ねて杭で留めており、幅を狭めて作り替えたのがなされている。当初に作られたものは一回り小さく、

東西とともに四枚の板を使用し、四・五本の杭で留めたもので、全体の長さは二・八m、高さは〇・三mを測る。当初の溝幅は約一・五m程であったと推定される。作り替えたものは一回り小さく、東西とともに四枚の板をそれぞれ三本の杭で留める。長さ二・二m、高さ〇・三m、溝幅は一・二mである。東西合わせて八枚の側板のうち二枚と四枚がそれぞれ接合関係にある。これらは柱状の木材を折り取ったものである。この他には西二坊間小路の路面上で、轍・足跡なども検出されている。

遺物は西二坊間小路と六条余間南小路の側溝を中心に大量に出土しており、特に西二坊間小路の東側溝の機状遺構周辺に多く認められる。最も多いのが土師器・須恵器の食器類で、他には黒色土器・綠釉陶器・灰釉陶器・墨青土器・土瓶・羽釜・竈・ミニチュア

竈・土馬・墨書き人面土器・瓦・織羽口・炉壺・万年通宝・神功開宝・木簡・人形・童申・曲物・拂・建築部材・加工木・砥石などが出土した。このうち墨書き土器で判読できたものとしては、「淨」「福」「長」「井」「二」「十」などがある。木簡は橋状連構の周辺で二点

8 木簡の軽文・内容

(1) □入趣□

(58)×(12)×1.5 081

(2) □□□ 古文孝經□

(246)×(19)×1.5 081

(1)は、上下左右を欠失する小片で、「入趣」の二字が判読できる。さらに上下に一字ずつ確認できるが判読不能である。

(2)は上下端を欠くものの、比較的良好に残っている。上半部に判読できない三文字があり、少し間隔を空けて「古文孝經」を読みとることができる。

「孝經」は孔子が弟子に述べた孝道をその門人が記録したものといわれ、「今文孝經」と「古文孝經」の二種が伝わる。今回出土した木簡には「古文孝經」の名が記されていた。養老学令では「孝經」は「論語」とともに学生の必修とされており、天平宝字元年（七五七）には、家臣とに「孝經」一本を藏め、精勤誦習するべき旨の訓が発せられている（『緑日本紀』天平宝字元年四月辛巳条）。従つ

て当調査地の周辺に「古文孝經」を使用ないし保管する施設が存在した可能性が考えられる。

当調査地一帯は、以前から中山修一氏によって長岡京の西市に推定されている場所であり、これまでの周辺の各調査地において、「金銀帳」、「(表)自司進□」(裏)三年十二と書かれた木簡や「西」と記された墨書き土器などがそれぞれ出土している（本誌第五・一五号）。このことから今回の「古文孝經」木簡については、市との関連も考慮に入れて検討していく必要がある。

なお木簡・墨書き土器の軽文に関しては、向日市教育委員会の清水みき氏よりご教示を得た。

（木村泰彦）



1 所在地	京都府宇治市宇治薬華	京都・平等院庭園
2 調査期間	第七次調査 一九九六年(平成8) 一月~一九九七年三月	
3 発掘機関	宗教法人平等院・宇治市教育委員会	
4 調査担当者	杉本 宏・吹田直子	
5 遺跡の種類	寺院跡	
6 遺跡の年代	平安時代中期~現代	
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	平等院は、永承七年(1052)藤原頼通により宇治別業が喜捨されて建立された寺院である。現存する阿弥陀堂(鳳凰堂)は、翌天喜元年(1053)に落慶供養が行なわれている。阿弥陀堂を取り巻く池を中心とした庭園は、浄土庭園の範として一九二一年に国の史蹟名勝に指定されている。しかし、	

(京都府南部)

平等院は、永承七年(1052)藤原頼通により宇治別業が喜捨されて建立された寺院である。現存する阿弥陀堂(鳳凰堂)は、翌天喜元年(1053)に落慶供養が行なわれている。阿弥陀堂を取り巻く池を中心とした庭園は、浄土庭園の範として一九二一年に国の史蹟名勝に指定されている。しかし、

長い歴史の中で度重なる改修を受けているため、必ずしも創建時の姿を留めているわけではなかった。そこで現護岸の修理を機会として、平等院庭園保存整備事業が計画され、一九九〇年より発掘調査を重ねている。

今回紹介する木簡が出土した第七次調査では、鳳凰堂背面南側にあたる尾廊から南翼廊前端までの地区の調査を行なった。平安時代の遺構は良好に遺存しており、創建当時は堂の大きさほどの種やかな中島、壇正積基壇上に磐立つ翼廊という、現在とは全く異なる姿を呈していたことが判明した。また、南翼廊から南岸の池底にかけて複数の柱穴を検出したが、これらは「洞院撰政記」の記述から反橋脚跡と理解できた。橋脚は三回以上の架け替えが行なわれている。

木簡は、この橋脚の柱穴のうち、一回目ないし三回目の架け替え期の柱穴二ヵ所から出土した。木簡は柱を抜き取った後に流入した砂質土中に包含されており、池底面より約10cm下からまとまって出土した。柱穴底からの出土はない。共伴遺物には土器器皿片一点がある。小片のため時期は確定できないが、およそ中世に属し、江戸時代に降るものではない。従って、木簡の年代についても、出土地点が現代も機能している池中であることや、木簡 자체が流入物であることから、時期決定の積極的な根拠は欠くが、おおむね中世のものと考えられる。

木簡は、同一規格の多量の薄板に経文を記した祐經の一部である。点数は、ここで紹介する墨痕のあるものを含めて数十点にのぼるが、ほとんどが一五ミリ×五ミリ程度の小片である。

8 木簡の仮文・内容

(1) ×復^カ觀^カ大勢至^カ〔甚^カ〕

(2) ×復^カ觀^カ大勢至^カ〔甚^カ〕
×□向^カ相從共生更^カ相報復無上有絕已矣

(190)×26×0.5 081

(5) □門

(23)×(14)×0.5 081

(3) ×□道莫能知者世間人民父子兄弟夫
〔之^カ〕 (18)×36×0.5 081

(1)は「觀無量壽經」勢至觀の一節である。上下端及び左側面を折損しているが、原形は短冊状で(2)(3)と同形状と考えられる。厚さ〇・五ミリと非常に薄い。墨痕は比較的明瞭に残っていて、片面に六



(1)



(2)



(3)



(1)



(2)



(3)

文字が判読できる。七文字目は経文から、「善」と推測できる。

(2)(3)は「無量寿經」の一節である。(2)は上下端を折損し、左右両側面は下部近くの四二分が遺存しているが、側面に特に加工はみられない。墨痕は比較的明瞭で、文字は片面のみ一六文字が観察できる。(3)は上下端を折損しているが、短冊状の形態をよく留めており、今回出土した佛經の中では最も遺存状態が良い。これにも側面の加工はみられない。墨痕もよく観察でき、文字は片面のみ一五文字が観察できる。文字数を揃えてあつた可能性を考えると、少なくとももう一文字は記されていたと思われる。

(1)~(3)の他に墨書のある小片が一〇点あり、いずれもその形状や文字の記されている位置などから、(1)~(3)と一連の補經の断片であると考えられる。そのうち文字の判読できるのは、(4)(5)の二点のみである。(4)は上下端と右側面を折損している。墨痕は比較的明瞭に残っていて三文字観察できるが、中央の一文字のみ判読できた。(5)は上下左右とも折損している。墨痕は比較的明瞭で、二文字が観察できる。

なお、経文の出典及びその内容については、平等院の神居文彰住職・西村恵祥氏のご教示をいただいた。

（吹田直子）

木簡研究第一九号

卷頭言

町田 章

一九九六年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡 藤原宮跡 勝仁宮跡 長岡京跡 平安京跡
 左京八条三坊十四町(八条院町) 末高跡群 大坂城跡 広島幕大坂城屋
 敷跡 摂津野田西遺跡 三条九ノ洋遺跡 大物遺跡 深田遺跡 安倉南
 遺跡 明石城跡 坪橋 明石城武家屋敷跡 桜井跡 印場城跡 角江道
 路 御殿・之宮遺跡 川合遺跡志保田地区 北条小町邸跡 伊興遺跡
 丸之内三丁目遺跡 沙留遺跡 江戸城外堀跡 牛込御門外堀跡 尾張藩
 上屋敷跡 青山学院構内遺跡 国部余里遺跡 上山神社遺跡 湯ノ
 部遺跡 醍醐寺城下町遺跡 小谷城跡 高山城三之丸堀跡 松本城三の
 丸跡十居尻 松本城下町跡伊勢町 前堀城遺跡 大曾根遺跡 根岸遺跡
 泉平船跡 山王遺跡 舟場遺跡 無量光院跡 志羅山遺跡 後田遺跡
 亀ヶ崎城跡 宮ノ下遺跡 上高田遺跡 大幡遺跡 扎田櫻跡 長田南遺
 路 金石本町遺跡 田尻遺跡 大坪遺跡 馬寄遺跡 下町
 坊城遺跡 新発田城跡 目久美遺跡 天神遺跡 三田谷一遺跡 津の里
 東遺跡 吉川元春遺跡 長豊御山跡 飛田坂本遺跡 博多遺跡群 香椎
 B遺跡 鶴賀城跡 前田遺跡 那須港周辺遺跡群 旧東村地区
 一九七七年以前出土の木簡（一九）

岡山・美作国府跡

韓國出土の木簡について

史料紹介 琉球の木簡一題

書評 山里純一著「沖縄の魔除けとまじない——フーフー」

の研究

書評 東野治之著「長屋王家木簡の研究」

叢報

頃編 五五〇〇円 送料六〇〇円

大阪・細工谷遺跡



(大阪東南部)

1	所在地	大阪市天王寺区細工谷一丁目
2	調査期間	一九九六年(平成8年)10月1日～一九九七年八月
3	発掘機関	財大阪市文化財協会
4	調査担当者	岡村勝行・古市晃
5	遺跡の種類	都城跡・寺院跡
6	遺跡の年代	弥生時代～江戸時代
7	遺跡及び木簡出土遺構の概要	

細工谷遺跡は、史跡難波宮跡の南方約一・八km、四天王寺・摂津国分寺など古代の遺跡が集中する上町台地の東斜面上に位置する。

調査地のすぐ西を、岸俊男氏によつて難波京朱雀大路の痕跡と推定された道路が南北に通る。今回の調査は

道路の延長工事に伴うもので、調査面積は約二〇〇〇m²である。

現在は土砂の堆積により埋まっているが、調査地に

は本来、北西から南東部にかけて谷筋が通つていた。調査の結果、その谷の周囲から、飛鳥～平安時代初期を中心とする溝や井戸などの遺構が見つかった。特に奈良時代中期から後半にかけて埋まつた溝からは、多数の瓦・土器の他、和同開珎四〇枚(バリ錢三枚、不鏽開一枚を含む)、帶金具・釘・鋼鉄・金鉗・匙などの金属製品が多数出土した。また、和同開珎の枝錢一点が出土したが、これは発掘調査では初めての出土であり、和同開珎の製作過程を示すものとして、また難波京における銭貨生産の可能性を検討する資料として、発見の意義は極めて大きい。

墨書き器は計百点近くが出土した。枝錢が出土した溝からは、底部に「百尼」「百尼寺」「四月八日」と書かれた土師器杯が出土している。また、溝の南に位置する、奈良時代末葉に埋められたと考えられる井戸からは、側面に「百尼」「百濟尼」と書かれた土師器の毫他、底部に「尼寺」と書かれた土師器杯が出土しており、調査地に「百濟尼寺」ともいいくべき寺院が存在したことが明らかになった。

調査地の南東約四〇〇mには、百濟王氏の氏寺「百濟寺」とされる堂ヶ芝寺があるが、今回発見された「百濟尼寺」は、これと一対で百濟王氏により造営されたものであろう。7世紀の段階で僧寺と尼寺がセットで造営された事例としては、飛鳥寺と豐浦寺、法隆寺と中宮寺などが知られている。今回の発見は、7世紀におけるこうしたセット關係の造営が、より広範な地域・階層で行なわれた可



能性を示す事例として注目される。また、百濟王氏と王權の關係も改めて検討する必要が生じたといえよう。

この他、枝錢が出土した溝に先行する溝の埋土から、富本錢一点が出土した。藤原・平城京に統くものとして五例目であり、大和以外では初めての出土となる。

木簡は、計五点が出土した。四点(1)-(4)、(4)は削屑)は枝錢が出土した溝からである。ただし、この溝は先行する飛鳥時代の溝を切つて作られており、そこからの遺物が新しい溝に入り込んでいる可能性がある。残りの一点(5)は朱雀大路に隣接する、七世紀末葉(八世紀初頭)に作られた井戸の掘形からの出土である。

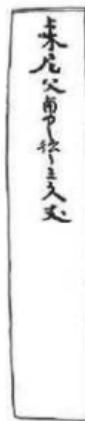
8 木簡の釈文・内容

溝

(1) 「<播磨國□郡□□升カ」

・「少カ里秦人田万口一石」

131×19×5 023*



(5)



(2)



(1)



(2) 「。 □月八日□丁欲」
「月八日□々」
199×37×2 011*

逐物意

逐物意移

199×37×2 011*

(3) □逐物意
(4) □

井戸攝影

「上和尼父南マ□□王久支」
〔德了カ〕

181×34×2 011*

(1) は、貢進物付である。国郡里制下の木簡であり、国・郡・里・人名の表記とともに書風も古様をとどめる。「播磨國」に続く部分は、「竹」あるいは「加」の可能性があるが、判然としない。「竹」の場合、「タカ」と読み、多可郡と考えられる。「加」の場合、賀古郡あるいは賀茂郡が考えられる。池邊彌「和名類聚抄郡郷里釋名考證」によると、□□里はいずれの郡にも見られない。秦人は播磨国では賀茂郡山田郷に見える(『日本古代人名辞典』五)。また、一石という貢進単位は長屋王家木簡において封戸からの米の可能性が指摘されており、注意を要する。

(2) は、月日で始まり、文章を訂正した痕があるが、内容は判然としない。隸書の雰囲気を強くもつて特徴的な書体である。

(3) は、端正な初唐風の書体である。二個体に分離していたものが

接合した。「逐物意」の文言は、「千字文」に「逐物意移」があり、その習書と考えられる。「物を逐えば意移る」と読み、事物の変遷を見て感動くものは志も常に変わつて定まらない、という意味である。「千字文」を写した木簡はすでに藤原・平城京でも出土例があるが、「逐物意移」の部分は初例ではなかろうか。

(4) は削削である。わずかに墨痕があるが、字形をなさない。

(5) は短冊形の木簡である。木簡の大きさに比して小さめの字で書かれている。「上和尼」は尼の名前と思われる所以、尼の父の名を記した木簡と考える。「南部」は攝津國百濟郡に南部郷があり、また百濟・高句麗の五部の制との関連も注目される。「南部」に続く部分はそのままでは読み下せず、渡来系の人名を音で表記した可能性がある。尼寺への一般男性の通行は僧尼令によって規制されていたから、この木簡は「百濟尼寺」に出入りする人物が身分証明のため携行したものと考えられる。

木簡の釈説に際して、大阪大学の東野治之氏、大阪市立大学の奈良原永男氏のご教示を得た。また遺物の赤外線写真撮影などで奈良国立文化財研究所の方々のご配慮をいただいた。

9 関係文献

古市亮「細工谷遺跡出土の木簡」(附大阪市文化財協会「華火」七二)
一九九八年)



(大阪西南部)

大阪・堺環濠都市遺跡

さかいかんごうとし

SFO一である。堺の町は二重の環濠で周囲を囲まれ、町中にも濠が縱横にめぐらていたことが発掘調査で明らかになってきた。当地

のSFO一は町の外郭を開く濠で、二重にめぐるうちの内側にあるものである。その規模は、当初の幅一m以上、深さ約一・九

mを測る。掘削の時期は不明だが、一六世紀第IV四半期(天正後半から文禄期)に半分以下の幅に狹められるのを嚆矢として、三次にわたる埋め戻しが行なわれ、一七世紀第II四半期までは完全に埋没する。濠の埋め戻しに関しては、天正一四年(一五八六)に豊臣秀吉の命により埋め戻されたとの記述が「貝塚天満移宅記」にあり、

- 1 所在地 大阪府堺市宿院町東三丁
- 2 調査期間 第428地点 一九九四年(平6) 1月~4月
- 3 発掘機関 堺市教育委員会
- 4 調査担当者 十河良和
- 5 遺跡の種類 都市跡
- 6 遺跡の年代 室町時代~江戸時代
- 7 痕跡及び木簡出土遺物の概要

堺環濠都市は、一四世紀代から都市としての形成が始まり、文明元年(一四六九)以降に連明船の発着港となつたことが商都としての地位を不動のものとした。また、戦国大名や仏教教団の支配を受けない自治都市として繁栄したが、慶長二〇年(一六一五)、大阪夏の陣の前哨戦による大火で、都市の全城が焼失した。一点の木簡が出土したのは、真東西方向に延びる濠

- 8 木簡の収集・内容
 - (1) 「栽松軒」
 - (2) 「宗三」

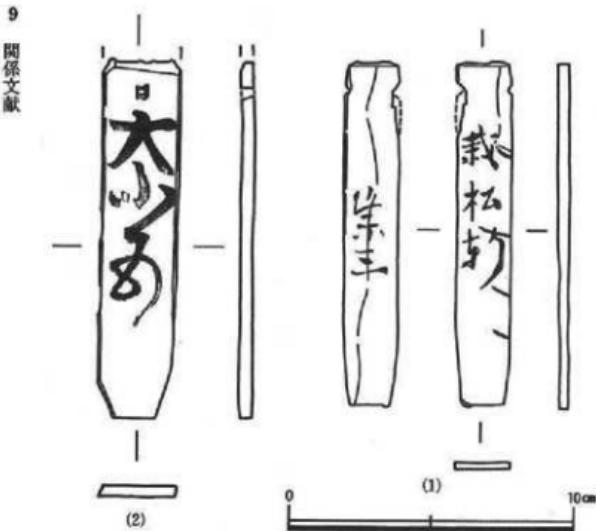
123×15×4
823

(1)は、上端の切り込みの一方が欠失する他は原形を保つが、上下の端部は切断の仕方が荒く、折損に近い。墨書きは両面に行なわれる。

「裁松軒」は、臨済宗大徳寺の第九十世住持をつとめた大林宗套^{ヒロミツ}が天文一〇年（一五四二）に大徳寺大仙院の西隣に建てた居所とされる（『脊鷹正覚普通國師塔銘』『堺市史 第四卷資料編』）。大林宗套はその後弘治二年（一五五六）に、堺市南旅籠町東に所在する同派南宗寺の開山の第一祖ともなった。一方、裏面の「宗三」については、大徳寺とつながりがあった堺の商人や戦国武将は、法名に「宗」の文字を用いる例が多いので、「宗三」も法名を意味すると考えられる。「宗三」を法名とする人物としては三好政長が知られている。

三好政長は天文一八年（一五四九）に同族の三好長慶に攻められて敗死しているが、三好長慶は大林宗套への帰依が窺かれた。大林宗套が居住したという「裁松軒」と、三好政長を指すと思われる「宗三」が表裏に記されるこの木簡は、三好氏と大徳寺、特に大林宗套との関係を考える上で興味深い資料である。

(2)は上端部が折れているが、穿孔の位置から大きさは欠失していないものであろう。左上部は斜めに切られており、切り込みがある可能性もある。下端部の側面は削られて、幅が狭められる。穿孔は一辺約四mmの方形で、表面から穿孔される。墨書きは何らかの数量を示すものと考えられるが、その意味するところは不明である。



9 関係文献

堺市教育委員会「堺環濠都市遺跡発掘調査概要報告—SKT-42
8 地点・堺市宿院町東三丁目」（堺市文化財調査概要報告）六七 一九
（十河良和）



(大阪西北部)

兵庫・猪名庄遺跡 いのしょう

1 所在地	兵庫県尼崎市潮江字東大寺
2 調査期間	第三一次調査 一九九七年(平9) 一月一六月
3 発掘機関	尼崎市教育委員会
4 調査担当者	岡山真知子・福宜田佳男・大久保浩一・矢口裕之・ 氏平昭則・山上真子・渡辺昇
5 遺跡の種類	集落跡(莊園遺跡)
6 遺跡の年代	古墳時代～江戸時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	猪名庄遺跡は、猪名川下流域の低湿地に広がる初期莊園遺跡である。猪名庄は、東大寺領の初期莊園として絵図も伝わり、莊園研究史上著名な莊園であるが、今までその遺跡の実態は不明であった。今回の調査はJR尼崎駅北再開発に伴う発掘調査である。調査面積が五三〇〇㎡と広かったことも幸い

して、ある程度遺跡の実態が明らかになってきた。

調査地は市街地化しており、旧地形は明顯ではないが、多くの洪水を被り複雑な地形を呈していた。標高は一～二メートルを測る。検出した遺構の年代は、古墳時代から江戸時代にわたる。木簡は鎌倉時代の井戸SE〇七・〇八から一点ずつ出土した。

SE〇七は、井筒に曲物を利用した井戸で、井側は確認されていない。木簡は庶民将来札で、曲物上部の埋土から少量の須恵器・瓦器とともに出土した。土器の年代から、SE〇七の廃絶時期は一二世紀末頃と考えられる。

SE〇八は、井戸構造が残存しておらず、掘形だけが素掘りの状態で確認されている。木簡は祝符の可能性がある。共伴した須恵器・土師器・瓦器から、SE〇七と同時期の一二期末頃のものと考えられる。

今回の調査では一五基の井戸を検出しているが、大半の井戸はSE〇七・〇八とはほぼ同じ時期のもので、それに伴う掘立柱建物も多数存在することから、当遺跡の遺構のピークになる時期と考えられる。ただ、奈良時代から平安時代前期の猪名庄と直接つながるかどうかは不明である。次に述べる初期莊園の遺構に比較すると、通有の集落の様相を呈する。

奈良時代から平安時代の初期莊園の遺構としては、倉庫などの大型建物を検出した。この時代の木簡は出土しなかつたものの、墨書き

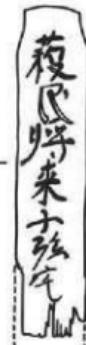
土器が数点出土しており、特にSE一六から一括出土した土器群が注目される。井戸枠内に埋置されていた六点の土師器皿の一点に

「西庄」の墨書きがみられ、他の三点にも記号と思われる墨書きが記されていた。皿のタイプは複数あり、平城京と同じタイプのものと、地元産と思われるタイプが混在している。この他、包含層出土の墨書き土器に、「□」、「□私□」がある。

8 木簡の积文・内容

(1) 「蘇民将来子孫宅

(14)×31×3 019



(1)
0 3cm

(2) (符籙カ)

(88)×(14)×3 021

下部は欠損している。上端は両方から削り出し、わずかに圭頭状にしようとした意図が認められるが、丁寧ではない。墨痕の遺存状況はまちまちであるが、ほぼ全文字が判読できる。下端に墨痕が見られないことから、下に紙く文字はないものと思われる。裏面にも文字は認められない。

下左右とも割れた断片である。

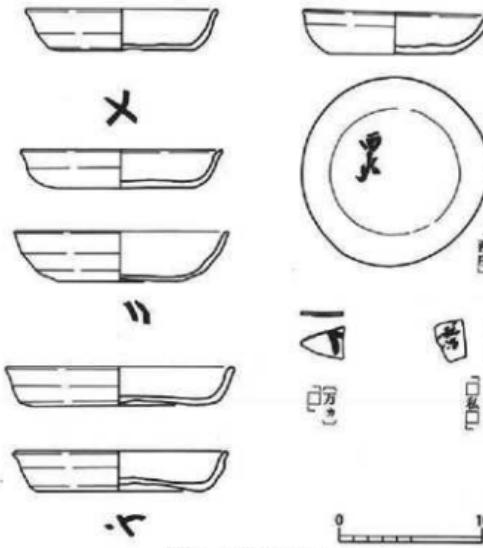
9 関係文献

（一九九七年）

兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所「平成八年度 年報」

同「平成九年度 年報」（一九九八年）

（渡辺 畏・兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所）



SE16・包含層出土墨書き土器



(三)田

屋敷町遺跡は、一九九七年までに行なわれた二六次にわたる発掘調査により、古代から近世にかけての集落遺跡であることが明らか

兵庫・屋敷町遺跡

や
しろまち

1	所在地	兵庫県三田市屋敷町・字大池ノ南
2	調査期間	第九次調査 一九九四年(平成6年)五月~七月
3	発掘機関	三田市教育委員会
4	調査担当者	山崎敏昭・新竹由美
5	遺跡の種類	古代寺院跡・武家屋敷跡
6	遺跡の年代	奈良時代~江戸時代
7	遺跡及び木簡出土遺構の概要	

屋敷町遺跡は、武庫川中・上流部の右岸、三田盆地の三田側南部に位置する。川床との比高差約一五〇mの河岸段丘(西山~屋敷町台地)の突端部に立地し、三田市屋敷町全域及び字大池ノ南の一部を遺跡範囲としている。

屋敷町遺跡は、一九九七

年までに行なわれた二六次にわたる発掘調査により、古代から近世にかけての集落遺跡であることが明らか

になってきた。その中でも三田藩の家臣団の居住地として成立した近世の武家屋敷群が広範囲を占める。

既往の発掘調査で検出した主な遺構としては、平安時代後半から鎌倉時代の掘立柱建物群、室町時代後半の土坑群や寺院に伴う壇状遺構、江戸時代の武家屋敷跡に伴うトイレ・池などの遺構群や基壇状遺構などがある。

木簡が出土した第九次調査区は、宝永年間(一七〇四~一七一二)の絵図(宝永年間以降の三点の絵図もしくはその等しが現存する)と照合すると、「九鬼与五左衛門」「和久山治明左衛門」など計五軒の武家屋敷跡と推定され、検出した近世の遺構群はこれらの武家屋敷の遺構と考えられる。

この調査で出土した遺構については、面的な変遷を辿ることができる。武家屋敷は当初は調査区の東側のみであったが、後に調査区中央に道路状遺構と便溝が新たに付加され、西側にも屋敷地が新設される。その時期は絵図により宝永年間であったことがわかる(「摂州三田絵図」(元禄元年戊辰年三田藩屋敷之図 個人蔵)と「三田絵図」(宝永頃 個人蔵)との比較による)。

木簡は、宝永年間以降に新設された西側の屋敷地に位置する土坑S X-1から一点出土した。この土坑は平面形は南北隔・東西隔をコーンーとする北に開いたコの字形を呈する遺構で、東西四・五m、南北一・七m、深さ一五~二〇cmを測る。南北両岸は木材により護

岸されており、当時は水溜として機能し、廃絶後に陶磁器類などを投棄するための土坑として利用されたと考えられる。この土坑の埋土は一層であり、同層からの木簡以外の出土遺物には、肥前、戸・美濃、三田焼磁器碗・皿、木製品、ガラス瓶、眼鏡レンズ、革靴などがある。これらの製作年代は、一八世紀～近代までの時限幅を示し、この年代の下限からみて、出土した木簡も近代以後に廃棄されたと考えられる。

8

木簡の叢文・内容

(1) 「。□九鬼水口」

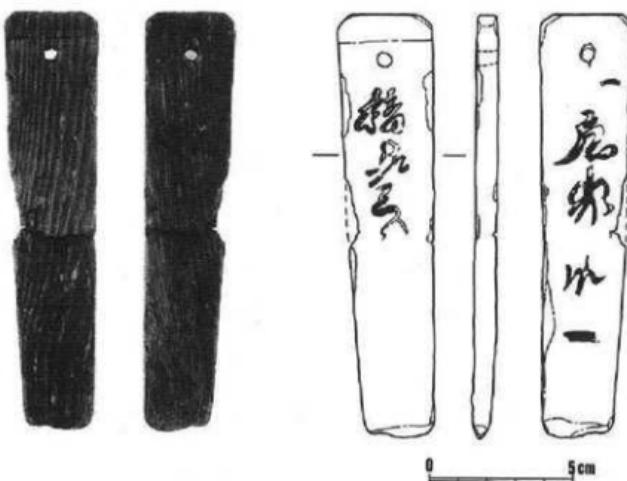
150×33×8 011

現状では二片に分かれているが、これは廃棄時の二次的な切断であると考えられる。

木簡にみえる「九鬼」は出土場所との関係が深い。この木簡が出土したSX一が所在する屋敷地は、宝永年間以降の三点の絵図の写しによると、「九鬼与五左衛門」「九鬼金左衛門」「九鬼寅太郎」の三人の九鬼姓を名乗る家臣の屋敷であった。木簡の記載も、この屋敷地の主に関連するものであろう。

9 関係文献

三田市教育委員会『星ヶ町道路一三田市営大池団地改築に伴う屋敷町道路第九次発掘調査報告書』(一九九五年)
(新竹由美)



兵庫・加都遺跡

かつ
立柱建物が建てられるようになる。

1 所在地 兵庫県朝来郡和田山町加都

2 調査期間 一九九六年(平成8年)一月～一九九七年一月

3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所

4 調査担当者 別府洋二・仁尾一人

5 遺跡の種類 集落跡・道路状遺構・水田跡

6 遺跡の年代 弥生時代～鎌倉時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

加都遺跡は、周辺では最も広い盆地の中央部にあり、日本海に注ぐ内山川とその支流である黒川に挟まれた平野部に立地する。

今回報告する木簡は、確認調査の際に出土している



(丹波竹田)

木簡出土遺構の概要

8 木簡の叢文・内容
(1) 「山口里依參上數十一石今

(355)×35×5 019

木簡は下端が折損している以外は、原形を保つ。裏面は調整が荒い。「山口里」は『和名類聚抄』にみえる但馬国朝来郡九郷の一つである山口郷と考えられ、ここは当時の但馬国の最南端であった。調査地点からは南に約1kmの地点にある。

なお、木簡の叢文にあたっては、奈良国立文化財研究所の古尾谷知浩氏、山下信一郎氏、渡辺晃宏氏のご教示を得た。

(別府洋二)

(赤外線テレビカメラ
画像による)

兵庫・明石城武家屋敷跡

の星敷跡である。

調査の結果、江戸時代全般にわたる遺構を検出した。木簡は、江戸時代末の廐棄土坑SX-100-14・SX-100-64から一点ずつ、

- 1 所在地 兵庫県明石市東仲ノ町
2 調査期間 第五九次調査 一九九七年(平9) 10月1~9
3 発掘機関 明石市教育委員会
4 調査担当者 船越重伸・渡辺昇
5 遺跡の種類 城下町跡
6 遺跡の年代 江戸時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

明石城跡は、江戸時代になつて小笠原忠政(眞)によつて築かれ

た明石藩の城郭で、それに伴つて城下町の建設も進められた。

今回の調査は、再開発事業に伴うもので、東仲ノ町地区第四次調査にある。

調査地は、城下町のうち、武家屋敷の南東部分に相当する地域で、中・下級武士



(1)は調査区の北東に所在する月照寺の本札である。大坂若経永代

8 木簡の叢文・内容

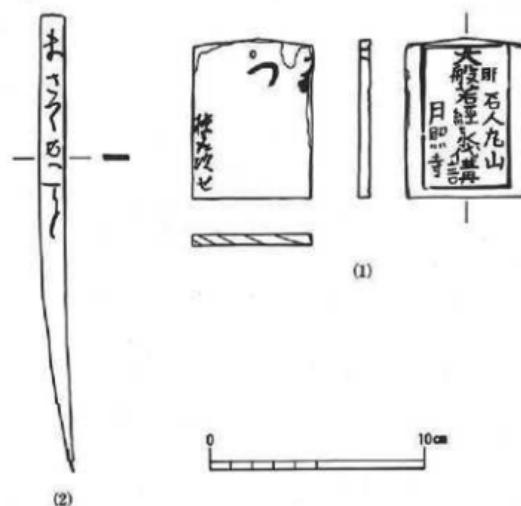
SX-100-14

(1) 「
○明石人丸山
○大坂若経永代講 (飛印)
月照寺」

「。つる
□次世」

SX-100-64

「まよてつ□□□」



講のもので、表は焼印が捺され、裏面に墨書きがみられる。参加者の個人名が記されているものと思われる。

(2)は細長い板に平仮名を墨書きしたものである。材は下部を欠く。

（渡辺昇（兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所）

木簡研究第一八号

卷頭言

永田英正

一九九五年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊十五坪 平城京跡 兴福寺
旧境内 大乘院庭園 藤原宮跡 藤原京跡 飛鳥京跡 長岡宮跡
長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安宮内酒殿・並所・侍従所跡 大坂城
跡 大坂城下町跡 森の宮遺跡 長原遺跡 四天王寺旧境内遺跡
長曾根遺跡 入佐川遺跡 内堀跡遺跡 林布ヶ森遺跡 香住工ノ
田遺跡 神戸大学医学部附属病院構内遺跡 大毛池田遺跡 駿府城
三の丸跡 駿府城跡 御所之内遺跡 茜山反射炉 大膳東丹保遺跡
甲府城開基遺跡 居村B遺跡 北条小町忠跡 宮町遺跡 南滋賀遺
跡 西河原森ノ内遺跡 屋代遺跡群 大篠田遺跡 山王遺跡 市川
橋遺跡 大日南遺跡 志羅山遺跡 西太郎丸遺跡 碓部カシダ遺跡
横江莊遺跡 加茂遺跡 盛田大塚遺跡 宮町遺跡 五社遺跡 寺町
遺跡 佐波金山遺跡 佐波奉行所跡 往見遺跡 岩吉遺跡 末子城跡
八遺跡 山崎一号遺跡 長登洞山跡 小倉城跡 大宰府茶坊跡 向
服町遺跡 松崎遺跡 下林遺跡Ⅳ区 昌明寺遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一八)

ノグロド白樺文書

長慶王家木簡三題

算木と古代実務官人

書評 沖森卓也・佐藤信著「上代木簡資料集成」

頒佈 五五〇〇円 送料六〇〇円

B ノ・ヤニン
森 公章
鈴木景二
大隅清陽

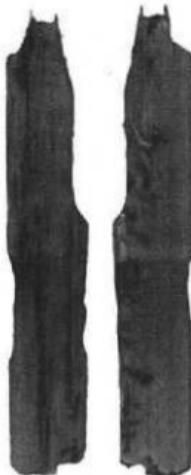
兵庫・境谷遺跡



(龍野)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
境谷遺跡は姫路市の西端部にあり、南側は揖保郡太子町と接している。古代山陽道の太市駅家の南約1kmの地点にあたり、さらに南五〇〇mには、奈良時代から平安時代の掘立柱建物や井戸を検出し、鎧帶や鏡、墨書き土器などが出土した亀田遺跡が所在する。

8 木簡の状況・内容
木簡は、この旧河道の最上層のシルト層から出土した。旧河道埋没後は、河道と直交する方向に数条の溝が設けられており、一〇世紀頃の須恵器碗が出土している。



(赤外線テレビカメラ
画像による)



(135) × (22) × 5 mm

右辺がほぼ原形を保つが、上下は折損、左辺も割れている。右辺最下端は斜めに切り込まれた状態になってしまっており、切り込みの痕跡の可能性もある。文字は両面に記されているが、内容は判然としない。なお、木簡の假説にあたっては、奈良国立文化財研究所の古尾谷知浩氏、山下信一郎氏、渡辺晃宏氏のご教示を得た。(別府洋二)

道である。旧河道は、七世紀頃に枕などで護岸を行なっているが、その後砂やシルトなどによって埋没する。



(生野)

兵庫・茂利宮の西遺跡

所在地 兵庫県多可郡中町中村町茂利

調査期間 一九九七年（平成9年）1月

発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所

調査担当者 森内秀造・矢野治巳・高木芳史

遺跡の年代 弥生時代～室町時代

遺跡の種類 集落跡

遺跡及び木簡出土遺構の概要

茂利宮の西遺跡は兵庫県内陸部の中町にあり、加古川の支流である杉原川によって形成された盆地平野の中央に位置する。遺跡は杉原川西岸の段丘上にあり、西から東へ下る扇状地上の緩斜面に立地する。

茂利宮の西遺跡は中世の金属関係の生産遺跡として知られる。町教委によつて行なわれた発掘調査では、港による区画とその中に建てられた建物などの遺構が

確認されており、これらの遺構には多量の炭・焼土が堆積していたほか、ピットなどからも、比較的多くのスラッシュが検出されている。また、当調査事務所が一九九七年度に行なった発掘調査では、弥生時代から室町時代にわたる時期の遺構、遺物が出土している。やはり埋土中に炭、焼土、及びスラッシュなどを多量に含む土坑が多く検出されており、精緻あるいは鋳造などに關与した生産遺跡であると考えられる。

本調査地点は、遺跡の東端にあり、扇状地上の緩斜面から平坦地へと変わらる地形の変換点にある。調査地点全体を黒色の粘土層が厚くおおつており、同層中からは弥生時代から平安時代の土器が出士しているが、特に平安時代のものが中心をなしている。

木簡は、この黒色粘土層を切つて構築された室町時代の井戸の底から出土している。共伴遺物にはわずかな土器片があるが、いずれも細片で器形を復原できない。井戸は石組みで、自然及び半加工した川原石を用いて作られている。井戸口の直径は七〇cm、底部では九〇cmを測り、袋状の断面形を呈している。深さは現状で二口を測るが、削平を受けていたため、本来はまだ三〇cm以上の深さがあつたと思われる。井戸の他には、ピット・土坑・溝があるが、炭・焼土・スラッシュなどは検出されておらず、金属生産に関わるような性格のものは全く見られない。

8 木簡の积文・内容

(1)

〔奉納本カ〕

□ 観應 □ 年カ」

(124)×(25)×8 661

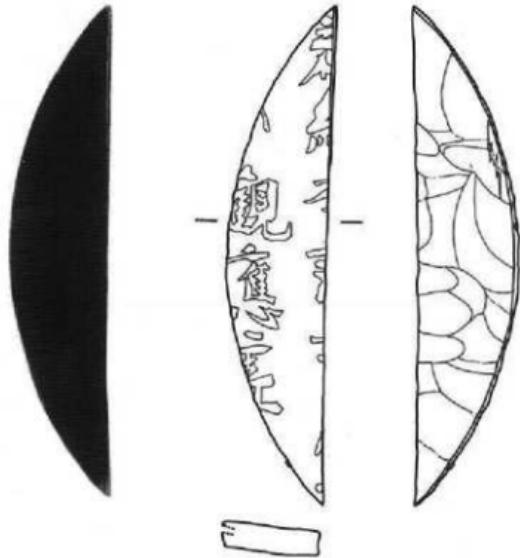
桶の底板に転用されたもので、弧をなす側の側面には二ヵ所に木釘でとめるための穿孔が見られる。材質はヒノキである。弧度から元来の大きさは直径約一九四ミリに復原できる。墨痕は完全に流失しているが、墨のあつた部分に残る盛り上がりから、少なくとも一〇字が観察できる。一行めは左半のみ残存する。四文字めは言傷を読みとることができる。「二行めは二字めと三字めの「觀應」の二字は明瞭で元号と考えられる。「應」の下は「二年」と判読できる可能性が高いが、全体の字配りからすると一文字分しかなく、觀応元年（三年（一三五〇—一三五二）の干支である「庚寅」「辛卯」「壬辰」のいずれかの頭一文字である可能性も考えられる。

なお、木簡の転説に関しては、兵庫県立歴史博物館小林基伸氏、松井良祐氏よりご教示を得た。材質については、当調査事務所の藤田淳氏の顕微鏡観察結果による。

9 関係文献

兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所「平成八年度 年報」
 （一九九七年）

（高木秀史）



兵庫・安坂・城の堀遺跡



(生野)

- 1 所在地 兵庫県多可郡中町安坂字城の堀
- 2 調査期間 第六区調査 一九九七年(平成9)八月
- 3 発掘機関 中町教育委員会
- 4 調査担当者 宮原文隆
- 5 遺跡の種類 集落跡・居館跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代中期～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土査の概要
- 安坂・城の堀遺跡は、中町中央平野のやや北よりの中央部に位置している。調査は農業基盤整備・道路建設に係り数次にわたって実施された。農業基盤整備以前の闊場は、約五〇×九〇mのややいびつな長方形の範囲を一段低い帯状の闊場が取り囲むような状況を呈していた。これは堀の存在を暗示し、また字名にも「城の堀」が遺存していることから、この地に居館跡が存在することが推定されている。
- 8 木簡の釋文・内容

が存在することが推定されていた。

調査の結果、弥生時代中期・終末期、古墳時代中期、飛鳥時代、奈良時代、平安時代、室町時代の遺構・遺物が非常に多く確認された。しかしながら近現代の瓦粘土探査によって、多くの遺構が削平され、全体像を把握することを困難にしている。

この遺跡の特徴は非常に多くの溝がみられることである。特に、大輪五四を越す大溝は、先の瓦粘土探査を免れており、多くの木製品をはじめとする遺物が出土した。主なものとしては、七世紀の猿をはじめとする農工具、奈良時代後半の祭祀用具(人形代・馬形代・鉢形代・着串など)二〇〇点以上、墨書き土器(「宮田西」「下古川」「古賀廣田」「口依」など)二〇点以上がある。

今回紹介する呪符木簡一点は、東西約五〇m、南北約九〇mの規模の室町時代の居館をめぐる堀から出土した。方形にめぐらす堀の東辺及び西辺の北寄りには、対になるように張り出し部が位置し、ここに居館外部との出入口(虎口)を設けていたことが推定される。特に、東辺の虎口には橋脚が立ったまま遺存していた。木簡が出土したのは、この堀東辺の虎口の堀法面である。居館全体でみれば、ここは鬼門の方向となる北東部にあたり、同時に出土した数点の羽子板状木製品との関わりも注目される。

九、八十一
急・如律令
呪天足神王 (符篆)
急・如律令
九、八十二
急・如律令

(1)

(符篆) 急・如律令 嘴天足神王 (符篆) 急・如律令
九、八十一
九、八十二

(2)

(符篆) 急・如律令
九、八十一
九、八十二
(180)×(27)×4 (21)



(2)表

(1)は、ほぼ完存している。上部二字は墨もよく遺存しているが、それ以下の文字は木質に残る凹凸によって辛うじて判読できる。裏面には墨書は全くみられない。

(2)は、下端及び左側が欠損している。墨は比較的よく遺存するが、調査時の傷によつて損なわれている。表面の字体は(1)に酷似する。

木簡の解説に際しては、奈良国立文化財研究所の渡辺見宏・山下信一郎両氏の教示を得た。

9 関係文献

中町教育委員会「安坂・城の馬道跡」(中町文化財報告一六 一九九七年)

(宮原文庫)

滋賀・大将軍遺跡



(草津)

- 1 所在地 滋賀県草津市追分町
2 調査期間 一九九六年(平成8年)四月~六月
3 発掘機関 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会
4 調査担当者 仲川 基
5 遺跡の種類 官衙跡・河道跡
6 遺跡の年代 奈良時代~平安時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大将軍遺跡は、草津市南部に位置し、湖南アルプス(金勝山)から伸びる標高100~106mの丘陵部最先端にある。

調査は、現況の草津川を付け替える草津川放水路建設に関連する伯母川改修工事に伴うものである。

大将軍遺跡の主要遺構は、

今回の調査地の東に隣接しており、一九九三年から始まつた草津市教育委員会による区画整理事業に伴う発

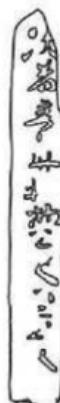
掘調査で、古墳時代から中世にかけての複合遺跡であることが判明している。その中でも奈良時代~平安時代にかけての、北で東に八度振れるほど東西南北に走る正方位地割に則って計画的に配置された掘立柱建物群(三〇棟以上)、井戸跡(一〇基)、区画溝などの溝跡四〇条以上の遺構が注目されている。また、遺物も硯、木柶、木筒(本誌未報告)、「猶長」や「五」と書かれた墨書き土器などが出土しており、官衙的な要素をもつ建物群と考えられている。

今回の調査地は、この建物群内の北西端にあたり、建物群の北側に流れる自然流路の継ぎである。この自然流路は、最深部で深さ四m以上あり、その後三回の乾期、増水期、土石流堆積期が繰り返されて埋没した状況が窺われる。

遺物は、二回めの乾期から三回めの乾期にかけての増水期、土石流堆積期に堆积した砂礫層から出土した。古墳時代から平安時代の土器類が大量に出土しており、中でも奈良時代から平安時代にかけての土師器、縁軸陶器、灰釉陶器が圧倒的な量を占める。木器は河道内の溜り状の箇所から一括して出土した。木筒の他、物差し・曲物・簞串・舟形代などが出土地で出土している。

木筒は計四点で、自然流路内の黒灰色砂質土層から、曲物一点、物差し一点、簞串三点とともにまとめて出土した。

8 木筒の眾文・内容



(3) 真



(2)

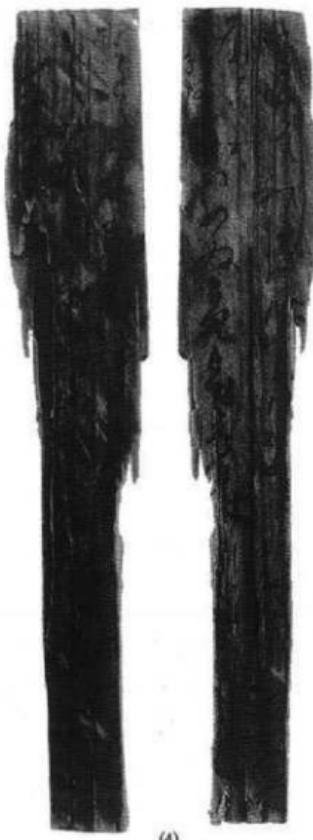


(1)

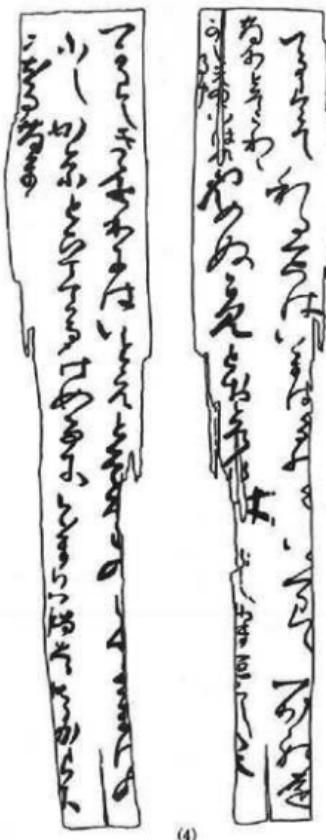
(1)は、転用材を用いたものか。上端に鐵条網状の刺空压痕が認められ、何かを縛ったようである。(2)は上部が焼損。(3)は、下部が欠損する。(4)は、短冊状の板の両面に墨書きが明瞭に残る木簡で、中央部より下の両側面が欠損する。表とみられる面は、上部四行書き、下部五分の三を二行書きとする。裏面は上端のみ三行書き、以下は二行書きである。表の二行書きの部分から書き始め、裏面の二行書きを書いてから、表面に戻って上部四行を付け加え、最後に裏面の上部三行を書いたとみられる。漢字まじりの仮名書きで、書状と考

(3)	(2)	(1)
・ [次方] [卅方] 「若善」 愁□人	□ 奉人 □□□	〔心カ〕〔辰近松丹カ〕 □□□□□□□□□□□□ 453×58×8
• 〔次方〕 [卅方] 「若善」 愁□人	□ 奉人 □□□	(180)×27×3 059
• 〔次方〕 [卅方] 「若善」 愁□人	□ 奉人 □□□	(140)×18×4 061

・「つかはしきをりにはいとくてとく□□のし□るまはの
少し　かくにとらいすてらる□□めるにと、まり□□
かをざさま
事申



(4)



(4)

えられるが、意味は判然としない。
共伴する土器は、一〇世紀から一
一世紀のものと幅が広く、木簡の
時期を限定するまでは至らない。
木簡の叢談については、奈良國
立文化財研究所の綿村宏・鶴野和
己氏、大阪大学の東野治之氏、京
都国立博物館の湯山賢一氏のご教
示を得た。

(仲川
靖)

愛知・大脇城跡

あわきじょう



(名古屋市・豊田)

- 1 所在地 愛知県豊明市栄町梶田・元屋敷
 - 2 調査期間 一九九六年(平成8年)八月～一九九七年八月
 - 3 発掘機関 豊愛知県埋蔵文化財センター
 - 4 調査担当者 坂倉澄夫・藤井孝之・中野良法・北村和宏
 - 5 遺跡の種類 居館跡
 - 6 遺跡の年代 一五世紀後半～一七世紀後葉
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 大脇城跡は、愛知県のはば中央部、尾張・三河国の旧国境を流れる境川の一支流である正戸川右岸の冲積地に位置する(旧尾張国知多郡大脇村)。遺構検出面の標高は二一三m前後で、周辺に小高い段丘が展開しているにもかかわらず、平坦な場所を占めているのが立地上の特色である。「桶狭間の古戦場」は、大脇城の北西二・五kmにある。
- は少なく、いざれも後世の福井市に限られ、初見は「寛文村々覚書」(寛文年間/一六七〇年前後)の「[大脇村]一 古城跡 先年梶川五左衛門居城之由 今ハ烟成」という記事である。また、梶川五左衛門については、当該期の動向からみて、桶狭間の戦いの直後よりその活躍が知られる「秀盛」と考えられる。秀盛は、水野信元、佐久間信盛、織田信長、織田信雄さらには池田輝政に仕え、文禄・慶長の役において湯川(ソウル市近郊)にて戦死したという人物である。ちなみに「織田信雄分限帳」では一四八〇貫文の知行となつている。
- 今回の発掘調査は、伊勢湾岸道・第二東海自動車道の建設に伴う事前調査で、総計一万m²の調査対象地を七つの調査区(九六A～九六E区および九七A～九七B区)に分けて実施した。調査の結果、一五世紀後半～一七世紀後葉にかけての時期の中小の溝によって区画された敷地地群を検出したほか、かねてから「大脇城跡」(地元の村民などでは「梶川五左衛門居城」)とされていた九七B区において、大規模な方形居館跡を検出し、これまでの所伝を裏付けた。この大型の方形居館を囲む溝(堀)九七B区SDO-1からは、一五世紀後半～一七世紀後葉の時期の漆戸・美濃窯産陶器が出土している。最下層(第四層)からは既に古戸戸後期第IV小期～大窓第三段階のものが出土し、遙くとも一六世紀中葉には居館は成立していたものと考えられる。また一七世紀代の遺物の出土は、その性格はともかく、



江戸時代にも居館が継続して利用されたことを示している。
天正四年（一五七六）銘護摩札が出土したのは、上記九七B区で検出した方形居館内を東西に分かつ南北溝SD〇七（長さ一m幅三・二m深さ一・四m）の溝底面近く（第四層）からで、文字面を下に向けた状況で出土した。このSD〇七の埋土中からは、第三層において瀬戸・美濃産の擂鉢片（大窓期）が、埋立土かと推察される第二層からは同じく瀬戸・美濃産の陶器（大窓第二段階および登窓第一小窓・第四小窓）などが出土している。

8 木簡の仮文・内容

(1)

「金剛藏王 天正四年 尾州智多 大御堂寺

〔通〕

奉修大峯榮燈護摩供武軍長久所

賄藏推現 八月廿四日 野間

常樂坊

50×94×8 01

ほぼ完形で、下端部にわずかな欠損がみられる。表裏面とも損傷はないが、長らく風雨に曝されていたためか、墨痕は殆ど消失し

ている。文字部と他との風化の違いによる凹凸により文字が判読できる。「金剛藏王」については、朱筆の可能性がある。
判読上で問題となったのが「天正四年」の「四」である。「一」が認められたことから四の異体字の「ノ」と判読したが、これには異論があるかも知れない。「尾州智多」「野間」の「大御堂寺」「常樂坊」は、現愛知県知多郡美浜町大字野間に所在する大御堂寺（真言宗。野間大坊と呼ばれる。源義朝の墓所として著名のことと考えられる。大御堂寺にはかつて「常樂坊」が塔頭寺院の一つとして存したことが知られている。
この他に前記九七B区SD〇一から七点、九六E区SD〇二から一点の墨書のある付札の断片（？）が出土した。判読を含め、詳細については現在検討中である。

9 関係文献

財愛知県埋蔵文化財センター「年報 平成九年度」（一九九八年）

（北村和宏）

静岡・瀬名川遺跡

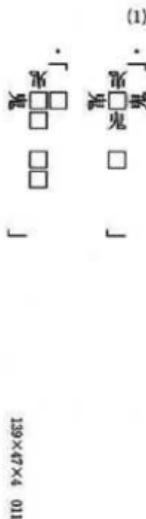
せながわ



(静岡)

1	所在地	静岡市瀬名川
2	調査期間	一九九七年（平成9年）六月～一九九八年五月
3	発掘機関	財・静岡県埋蔵文化財調査研究所
4	調査担当者	中川律子・勝又直人ほか
5	遺跡の種類	集落跡・水田跡
6	造跡の年代	弥生時代中期～後期、中世
7	遺跡及び木簡出土遺構の概要	瀬名川遺跡は静岡平野の北東部、沖積微高地に立地している。

瀬名川遺跡は、国道1号線バイパス工事に伴って調査が行なわれ木簡が出土した瀬名川遺跡が所在する（木簡第一、二、三号）。



また、南は鎌倉時代から室町時代にかけての東海道に接し、当時この瀬名川に宿駅が置かれていたといわれている。

木簡は薄い板状の完形品で、下方に向かってやや幅が狭くなる形状を呈する。両面に形成時の削り痕が残っている。墨痕はところどころ薄くなっているが、肉眼でも観察できる。表裏両面に符號が読み取れる。表面は中央の墨痕を中心に、「鬼」が四文字いずれも中

吉田瀬名線の工事に伴うものである。調査の結果、調査区の南側では鎌倉時代から室町時代の集落域の一部を確認した。遺構は東側の杭列で区画された範囲に集中し、二間×三間の柱の掘立柱建物をはじめとする柱穴群や溝、井戸状遺構などを検出した。

遺構周辺で出土した遺物には、青磁器片や陶磁器、古錢、硯石、曲物や柄杓、漆椀、糸巻具、横櫛などがある。

今回報告する呪符木簡は、集落域の北端で検出した井戸状遺構から出土した。この井戸状遺構は、直径一・七mの円形の遺構で、深さは一・〇mを測る。同じ遺構からは、椀・小皿など六点の山茶椀や漆椀、曲物、横櫛、箸状木製品が出土している。

8 木簡の転文・内容

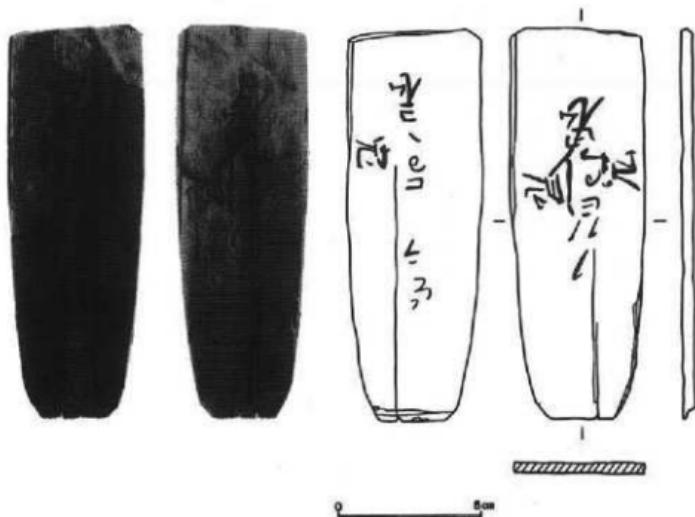
(1) 「鬼

車

馬

口

」



央を天にして異なる方向で書かれ、そのすぐ下にも墨痕がある。裏面の符號もほぼ同じスタイルで文字が配されていたと思われるが、「鬼」の下に二文字觀察できる。

9 関係文献

「静岡県埋蔵文化財調査研究所『年報XIV』（一九九八年）

（中川律子）

東京・明治大學記念館前遺跡

卷之三

- | | |
|---------------|---------------------|
| 所在地 | 東京都千代田区神田駿河台一丁目 |
| 調査期間 | 一九九五年(平7)一月～一九九六年三月 |
| 発掘機関 | 明治大学記念館前遺跡調査団 |
| 調査担当者 | 代表 小林三郎 |
| 遺跡の種類 | 武家屋敷跡 |
| 遺跡の年代 | 江戸時代 |
| 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |



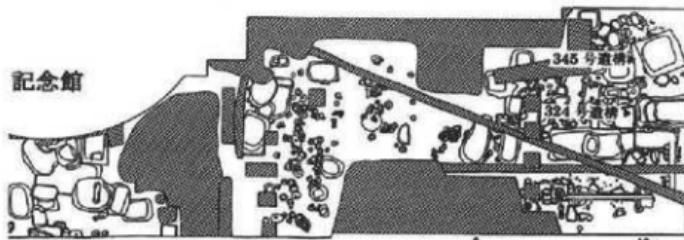
(東京東北部)

調査の対象となつた記念館及び一号館の敷地を、現存する数枚の絵図と照らし合わせてみると、南側は幕末まで中坊家の屋敷があつたことがわかる。中坊家は室町時代には足利将軍家に

明治大学のある神田駿河台の地は、その名が示すように駿府の地において徳川家康に仕えた旗本たちが、家康の死後、江戸へ移った

大坂夏の陣・冬の陣では家康に仕えた家柄であった。江戸時代には四千石の大身の旗本として奈良奉行をはじめ、駿府守奉行や日光奉行といった遠国奉行を務める家柄であつた。中坊家が駿河台の地に屋敷を構えていた。一方、北側は土地の傾斜で、屋敷を拝領した時期は詳らかでないが、爾來幕末に至るまでのおよそ二百年間この地に屋敷を構えていた。一方、北側は土地の傾斜で、沿つて雑段状に隣接する三軒の旗本屋敷であつた。その押領者は時代とともに変遷するが、いずれも石高五百石以下の旗本である。

記念館



前漢陳全集

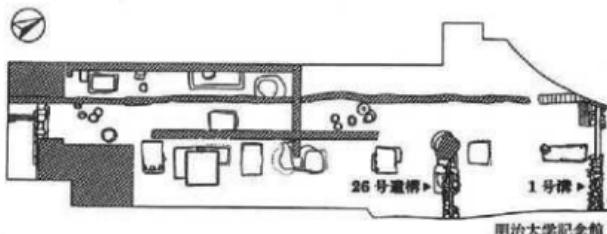
1997年出土の木簡

と考えられる溝によって、南側と北側とに分けられる。南側の調査区では、二六号遺構から(1)(2)が出土した。二六号遺構は長軸一・五m、短軸一・一m、深さ一・二mの不定形を呈する土坑である。木簡の他、陶磁器・土器・木製品が出土した。磁器は全て肥前製で一七世紀後半から一八世紀前半の製品である。陶器は肥前製の他に、瀬戸もしくは美濃製のものが認められる。磁器と同様に一七世紀後半から一八世紀前半の製品である。木製品には曲物や箸、漆器椀、羽子板などがある。

北側の調査区では、三三四号遺構と三四五号遺構から木簡が出土した。(3)(4)が出土した三三四号遺構は、長軸三・〇m、短軸一・八m、深さ〇・六mの不整な長方形を呈する土坑である。出土した陶磁器から、その発表年代は一八世紀中葉から後半に位置付けられる。木簡は二点出土した。

(5)~(7)が出土した三四五号遺構は、一边二・一m、深さ一・四mの土坑であり、本遺跡の中でも遺物量が最も多い遺構の一つである。木簡は九点出土した。三四五号遺構から出土した陶磁器はいずれも一八世紀前半の製品である。磁器は全て肥前製、陶器は瀬戸もしくは美濃製のものその他に、京焼の製品もみられる。特に京焼の碗の中には、繪付に元文四年(一七三九)の天文暦が施されたものが一点あり、遺構の廃業年代を推定する際の指標となる。また焼壙壺には「サカイ/泉州府生/御塩所」の刻印を有するものがある。こ

絵図	発行	北側居住者(1)	北側居住者(2)	北側居住者(3)	南側居住者
「萩河合小川町圖」	明和元(1764)	水野清蔵	大久保喜右衛門	東條昌兵衛	中坊左近
「新編江戸安見図」	弘化5(1848)	水ノ	大タボ	トウテウ	中ノボウ
「萩河合小川町圖」	嘉永3(1850)	照三左衛門	大久保喜右衛門	亀井吉十郎	中坊福之助
「萩河合小川町圖」	慶応元(1865)	溝口五左衛門	大久保喜左衛門	亀井与一郎	中坊福之助

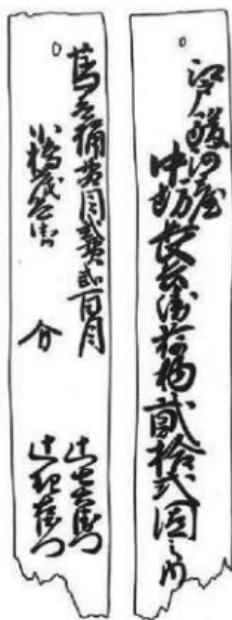


の資料は府内城三の丸遺跡の出土例から、一七四〇年代に位置付けられている。なお、三四五号本道橋からは羅字や曲物、下駄といった木製品が多量に出土している。とりわけ五六点の漆碗は、該期の什器組成を明らかにする上で注目される。

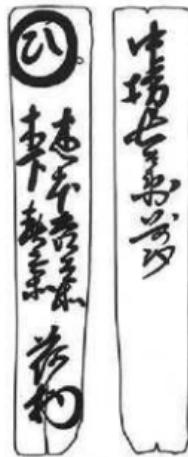
8 木簡の軽文・内容

二六号遺構

- (1) 「江戸駿河台」
中坊長兵衛荷物 式拾式^{〔箆〕}固之内
「□堀桶貫目式貫式百目」^{〔荷物カ〕} 辻七右衛門^{〔左カ〕}
○小橋茂兵衛^{〔外カ〕} 分□^{〔荷キ〕} 辻理右衛門^{〔280〕×〔6〕×〔7〕 019}
- (2) 「中坊長兵衛」^{〔荷物カ〕}
・「木^{〔カ〕}本吉兵衛」^{〔荷物〕} 153×22×4 011
○木下^{〔カ〕}兵衛^{〔荷物〕}
- (3) 「○萬下郡如意村 和田甚右衛門」^{〔170〕×〔41〕×〔9〕 019}
- 二六号遺構
（4）「御部や御茶ノ□かい」^{同と□かい}
○御茶之間 両所 110×69×27 010
- 三四五号遺構
（5）「延享四年^{〔右カ〕}東条平右衛門組之内 宮重八郎左衛門」^{卯六月}
○東条平右衛門^{〔黒印カ〕} 125×74×14 011
- (6) 「本多備前守」
・「東條平助」^{〔鳥カ〕}
○東條源五郎様^{〔鳥カ〕} 146×19×11 011
- (7) 「△」
○中^{〔鳥カ〕} 146×19×7 020
- 二六号遺構から出土した(1)(2)はともにほぼ完形品で、文字の残りも良好である。前項で指摘したように二六号遺構は調査区の南側にあたり、幕末まで中坊家の屋敷として利用されていた。出土した二点の木簡にも中坊の名が認められる。(1)は表側に「中坊長兵衛荷物



(1)



(2)



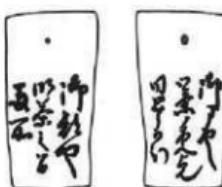
(6)



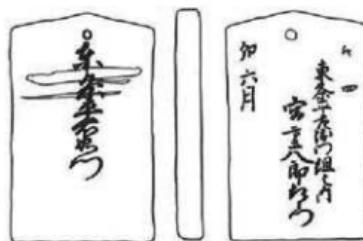
(3)



(7)



(4)



(5)

物」とあることから、中坊長兵衛の屋敷に持ち込まれた荷物を示す。また裏面の「辻七左衛門二名が、この荷物を駿河台の中坊屋敷に送った送り主であろう。辻七左衛門は中坊家の家老であった。裏面の「□壱桶貰目式貢式百目」が、荷物の内容を示していると思われる。品目名の□は、萬、あるいは草冠に馬と書いて「まぐさ」の意を表わそうとした可能性もある。「二個の荷物のうちの一つである。また「小橋茂兵衛」「分□」となるが、小橋茂兵衛は屋敷内の長屋の住人であった可能性もある。(2)も中坊長兵衛駿河台の荷物の荷札である。裏面の木口本吉兵衛と木下□兵衛に關係のあった荷物であろう。その具体的な内容は本資料からは不明である。裏面上部の□は屋号であろう。

(3)(4)は北側の屋敷地にある三・四号遺構からの出土である。前述したように本遺構の廃棄年代は一八世紀中葉から後半にかけてであり、この年代に近い明和元年(一七六四)版の「駿河台小川町図」によると、本調査区にあたる屋敷は東條家のものであったことが窺える。(3)は上部を欠損した状態で出土したが、欠損した部分には国名が記されていたと考えられる。如意村は大和國葛下郡上太田村のこと、東條家の領地であった。現在の奈良県當麻町にある。和田甚右衛門についても詳らかでない。(4)は部屋に関する記述であるが、詳細は不明である。

(5)~(7)が出土した三四五号遺構も北側の屋敷にあたり、いずれの

木簡にも東條という名が認められる。(5)は宮重八郎左衛門の身分を明かす轍札である。内容は宮重八郎左衛門が東条平右衛門の家臣であることを示し、裏面には主人である平右衛門の署名捺印がある。また表の元号を延享とすると、延享四年は一七四七年にあたり、これは遺構の廃棄年代とも一致する。(6)に認められる本多備前守を名乗る人物は数名知られている。そのうち本多貞尚が備前守に叙任されたのは、享保一四年に叙任された志摩守をある時点で解任されて以降、彼が死する延享二年までの間であり、遺構の廃棄年代に最も近い。本多貞尚は紀伊で徳川吉宗に仕え、享保元年(一七一六)に江戸へ移った人物である。(7)は東條源五郎に宛てた荷札である。裏面の「中□」とあるのが送り主であろう。

本遺跡の文献史的見については、明治大学刑事博物館の伊能秀明氏の調査に負うところが大きい。氏には本稿で紹介した木簡の釈読にあたってもご教示をいただいた。また、明治大学記念館前遺跡調査団の島村時子、三谷薫子、小池幸枝、小松政毅の各氏には実測作業のご協力をいただいた。

9 関係文献

明治大学記念館前遺跡調査団「江戸駿河台の旗本屋敷 明治大学記念館前遺跡発掘調査概報」(一九九八年)

伊能秀明「法制史料研究2」(新南堂書店)
(追川吉生「明治大学博物館」)



(東京西北部)

東京・千駄ヶ谷五丁目遺跡

1 所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目・新宿区新宿四丁目
(新宿四丁目遺跡)

2 調査期間 一九九三年(平5)四月～一九九四年六月

3 発掘機関 渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡調査会

4 調査担当者 佐藤雅一・石坂圭介・橋本充史・及川 登

5 遺跡の種類 武家屋敷跡・門前町屋跡

6 遺跡の年代 旧石器時代後期・縄文時代前期～後期、江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

千駄ヶ谷五丁目遺跡は新宿区の南西端、渋谷区の北東端にあり、淀橋台地(下末吉面)の千駄ヶ谷丘陵の北東側に位置する。丘陵の東・西側には、湧水を伴うと推測される谷筋がめぐり、南側は谷合となっている。ほぼ中央から南東側に向かって、字名「大谷戸」と通称された浅い谷が形成されている。湧

水の水源は現標高約30m付近で確認される。調査区の現標高は約36mである。本遺跡の調査は、旧日本国有鉄道新宿貨物駅舎跡地の再開発事業に伴う新宿新南口RCビル(高島屋タイムズスクエア)の建設事業と、併設する渋谷区の特別区道一〇五号線の設置に伴う緊急発掘調査である。調査面積は一六二〇〇m²である。なお、当遺跡は新宿区側では「新宿四丁目遺跡」として登録されているが、遺跡としては一体の遺跡である。

江戸時代、本遺跡周辺の千駄ヶ谷丘陵は、当初は丘陵のはば全城が「武藏國農鳥郡千駄ヶ谷村地」であったと思われる。一七世紀中葉から末頃には、大名屋敷・与力同心大縄地が成立し始め、一八世紀以降は旗本・御家人地の急増・細分化が進む。こうした武家地の増加に伴い、「千駄ヶ谷村地」は減少していくものと思われる。

また、文献史料・絵図の調査から、武家地に包括された百姓・耕作地は武家屋敷の使用者・管理地へと変化していた可能性が指摘されている。

このように、文献史料によって押領者の推定が可能であるので、検出した遺構については、押領者と遺構との整合性を検討することができる。そこで、遺構については押領者ごとに記述し、合わせて木簡出土遺構を紹介する。墨痕のあるものはこの他にも出土しているが、ここでは文字・文章が読みとれる木簡を中心に、九遺構一九点の木簡について紹介することとした。遺構名の次の「」は、出

土木箇点数、及び対応する木簡番号を示す。

①長延寺門前町屋（新宿四丁目遺跡）

調査範囲は門前町屋の南西端、新宿四丁目遺跡として登録されている部分に該当する。絵図と照合すると裏店の空き地（火除地）に位置し、そうした町屋裏の土地利用が遺構から窺われる。また町屋は、狭い敷地の中に、絵図から五区画、一〇戸が確認された。建物自体が非常に狭いことから、生活の場ではなく店舗利用のみであった可能性が高い。

A一〇四七号遺構（井戸）（一点）（1）

町屋押領時、一六八三年に最南端の店の裏に形成された井戸である。遺物から一七一〇年から二〇年代には廃棄されたと思われる。

B一一四六号遺構（土坑・地下窓）（一点）（2）

一九世紀には、町屋最南端の店の裏には、貯蔵施設としての地下室、ごみ穴などが連続して形成されていたと考えられる。遺物から少なくとも一八二〇年代から明治初頭までには形成・廃棄されたと思われる。

②朝倉太次郎屋敷

調査範囲は押領地全体である。文献調査では、火災により「居屋敷」が被災したために当地を押領したとされている。ゆえに「居屋敷」の可能性が高いと思われる。当時は、提灯奉行、七〇俵五人扶持であった。神谷家は一七〇三年には居敷を幕府に取り上げられ、押領地は千駄ヶ谷村の名主預かりとなる。

A〇七一九号遺構（井戸）（一点）（4）

押領当初、一六八三年に屋敷の表側に形成された井戸と思われる。遺物から一六九〇年代から一七〇三年代には廃棄されたと推測され

B〇四八一號遺構（井戸）（一点）（5）（6）

〇七一九号遺構と同様に、本遺構も一六八三年に、屋敷の表側に形成された井戸と思われ、遺物から一六九〇年代から一七〇三年代には廃棄されたと推測される。〇七一九号遺構に隣接して併設された井戸と思われる。

A〇六一七号遺構（井戸）（一点）（3）

前押領者、坂川次郎作の頃、一八二〇年から三〇年代に形成された可能性があり、少なくとも朝倉太次郎の押領当初、一八四五年には屋敷裏手の奥側に形成された井戸と推測されている。木簡の墨書きから「朝倉」が確認され、「居屋敷」の可能性が高まつたと考えられる。遺物から幕末・明治初頭には廃棄されたと思われる。

③神谷伝五左衛門屋敷

調査範囲は押領地全体である。文献調査では、火災により「居屋敷」が被災したために当地を押領したとされている。ゆえに「居屋敷」の可能性が高いと思われる。

当時は、提灯奉行、七〇俵五人扶持であった。神谷家は一七〇三年には居敷を幕府に取り上げられ、

押領地は千駄ヶ谷村の名主預かりとなる。

A〇七一九号遺構（井戸）（一点）（4）

押領当初、一六八三年に屋敷の表側に形成された井戸と思われる。遺物から一六九〇年代から一七〇三年代には廃棄されたと推測され

B〇四八一號遺構（井戸）（一点）（5）（6）

〇七一九号遺構と同様に、本遺構も一六八三年に、屋敷の表側に形成された井戸と思われ、遺物から一六九〇年代から一七〇三年代には廃棄されたと推測される。〇七一九号遺構に隣接して併設された井戸と思われる。

④根本善左衛門屋敷

調査範囲は拝領地全体である。文献調査では、火災により「居屋敷」が被災したため当地を拝領したとされている。ゆえに「居屋敷」の可能性が高いと思われる。当時は提灯奉行、家禄は不詳である。

A〇四八四号遺構（井戸）（三点（7）-（9））

拝領当初、一六八三年に屋敷の裏手、奥側に形成された井戸と思われる。遺物から一七〇〇年代の初頭に廃棄されたと推測される。

⑤黒鍼者大綱地

調査範囲は拝領地金体である。文献調査では、絵図から名字の無い者四人が居住する屋敷であるとされる。同心以下の身分の屋敷であろうか。黒鍼者とは、古くは戦の際に機を渠けるなどの役務があったようであるが、江戸時代からは実際の職務内容は不明な点が多いとされている。大綱地とは、与力・同心の数名に対して拝領地を賜つた際に、大綱を用いて均等に拝領地を等分したことに起因するところである。

A一一三号遺構（井戸）（一点（10））

前持領者、根本家の一六九〇年代から一七〇〇年代には形成され、根本家の屋敷引き上げの際にも廃棄されず、黒鍼者大綱地の拝領時、一七四九年の絵図に記載された井戸に該当する遺構と思われ、継続して井戸が使用されていることがわかる。南東の屋敷の裏側に井戸

が位置していた。その後、遺物から一七五〇年から六〇年代には麻糸されたと推測される。

B一一三号遺構（井戸）（一点（11））

一七七〇年代には形成された井戸で、南東の屋敷の裏側に位置している。遺物から一八二〇年から三〇年代に廃棄されたと思われる。

⑥横田甚右衛門屋敷

調査面積は拝領地の約三分の一にあたる。文献調査では当時、御領衆、百人組頭、大目付のほか、屋敷改方の抱屋敷禁制の制定などに深く関わっており、幕府の要職を務めている。所領は最大で九五〇石であり、幕臣の旗本としては最大である。所領は上野国綾野郡・甘楽郡、下野国都賀郡・芳賀郡、常陸国新治郡・河内郡・真壁郡、近江国蒲生郡・甲賀郡・野洲郡・栗田郡、武藏国比企郡・入間郡にあった。一六九六年から一七二〇年までは居屋敷、一七二〇年から八九年には下屋敷であったと思われる。

A〇〇五六号遺構（井戸）（八点（12）-（19））

拝領時の一六九六年には形成され、遺物から一七三〇年代から四〇年代には廃棄されたと思われる。本遺構は井戸の後としては最大であることから、より主要な屋敷建物に付随した井戸として機能していたのではないかと推測している。遺物には、木製の箸・串が大量に確認され、若干の折敷も確認された。また徳利や樽などに使用された栓と思われる遺物も大量に出土している。「享保十五年（一

七三〇」と推測される墨書の木筒と箸・串・折敷から、一七三〇

年前後頃の大身旗本の宴会に伴う遺物と思われる。また中国製の磁器碗、京焼の古清水様式の色絵金彩の花瓶・壺利など、大身旗本の

居屋敷であった優雅さが窺われる。

8 木簡の軽文・内容

①長延寺門前町屋（新宿四丁目遺跡）

一〇四七号遺構（井戸）

「十三」

「□」

一四六号遺構（土坑・地下室）

「□ ち 大

「□ ち 三」

(26)×(26)×8 061

(1)は、小さな曲物の底蓋と推測され、三方所の部材を木釘などにより結合している。墨書の最後が不明ながら数字が記載されており、数量を示したものと思われる。ヒノキ属。

(2)は、絵馬の中央下端に記載されたものである。白い胡粉の上に輪郭を墨で、飾紐のみ朱で走り駒を描き、その上に墨書により署名をしている。胡粉が剥落したため、署名の墨書が欠損したと思われる。町屋から出土していることから、墨書は絵馬の制作者・絵師か、

顎人の氏名と思われる。スギまたはヒノキ料。

②朝倉太次郎屋敷

○六一七号遺構（井戸）

(3) 「。朝倉」

「。肥後紅」

「是非奉願候」

57×55×5 021

「肥後紅」とは、肥後熊本藩細川家の幕府献上品の「御進上成る、名物の内成」とされたもののうち、上位から「第四段」の「菓子・酒・食物」項にある「紅花餅」の可能性がある（第六節特産物、肥後藩の特産物）【熊本県史】。また、熊本城下の物産書き上げには

「出京町」の「紅粉御」が記載されている（【御用中小路町々産物附】熊本県立図書館蔵）。遺構は居屋敷であったことから、「朝倉」自身

が幕府献上品の「肥後紅」を所望したい旨を札に書きとしたものであろうか。しかし、少なくとも明治初年の屋敷引き上げの際に木筒は廃棄されていることから、憶測ではあるが、一度上役への付け届けの品々に、書きとめた札を付けて肥後紅を賜りたい旨を言上しようとしたが何らかの事情で取りやめたのであろうか。しかしながら、

幕府献上品の「肥後紅花餅」が、幕末期には家禄三百俵の江戸幕府下級人でも所望したいほどの優品・評判であったことが窺われよう。モミ属。

③神谷伝五左衛門屋敷

○七一九号通稿（井戸）

(4) ×寺

径140×高60 061

曲物の蓋と思われる。「寺」の記載から、江戸遺跡からよく確認される、寺院において「納豆」などを製造して武家地への「進上」物として曲物に納めた事例に該当すると思われる。神谷家に縁の深い寺院か、隣接した「天龍寺」「長延寺門前町屋」の可能性もある。提灯奉行の役得であろうか。トウヒ属。

○四八一号通稿（井戸）

(5) ×上ス
、舟橋屋安兵衛□

195×109×19 065

(6) 「
〔借金＊〕
□□□□□
○右之通時味仕
為成又々被仰付可×

195×141×19 065

(8) (7)

□
十
」

(53)×(319)×4 065

調出□□□時
青木森□□□人
火燒□□□
〔＊目〕
」

145×180×8 061

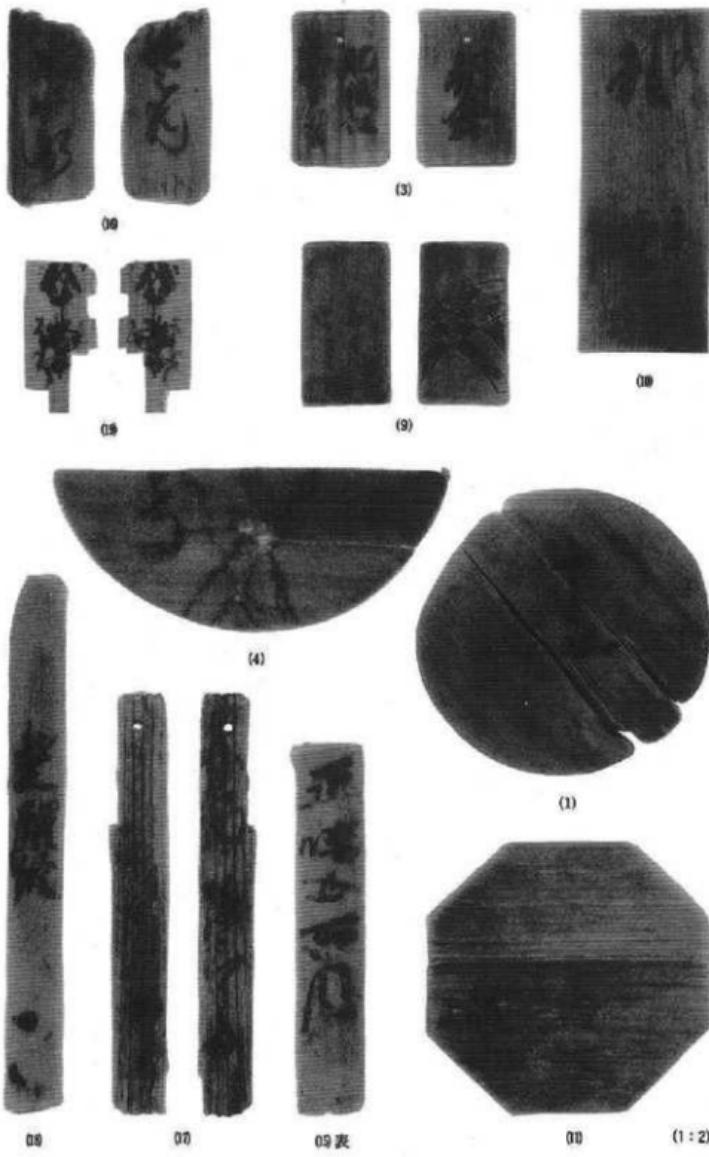
か。または、下書、賃書のようなものであろうか。これも鏡のようなもので、二次的に切断されたと思われる。法量と材の共通性から、

(5)(6)は本来同一個体であった可能性もある。その場合、「進上」物が借金証文の担保となつたか、あるいは「進上」物を贈りながらも、商人が武士に借金の返済を催促したことなどが考えられよう。モミ

属。

④根本善左衛門屋敷
○四八四号通稿（井戸）

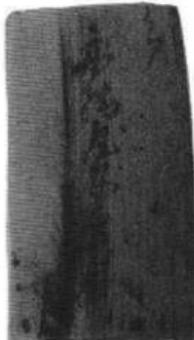
(5) は、当該地は居屋敷と考えられるので、商人と考えられる「舟橋屋安兵衛」が神谷伝五左衛門に「進上」物を納めた際の、容器の蓋として利用された後、鋸のようなもので二次的に切断されたのである。(4)と同様に、提灯奉行という職、地位にあつたことから、役得などにより進上物が贈られたのである。モミ属。
(6)は、文書様木簡である。借金証文のような記載であることから、借金証文の担保として貴重品を保管した箱書であったものであろう



1997年出土の木簡



(5)



(5)



(7)



(6)



(6)



(12)



(13)



(8)



(2)

(3:10, (2)のみ1:6)

- (19) • 正味□□日
 □□
- (20) • ×駄之内
 ×半兵衛
- (21) • 「。小西堺□□」
 □□
- (22) • 「。□□」
 □□
- (23) 「楚醒□」
 □□
- (24) • 代十五
 代十五文
 □□
- (25) (4)×(18)×1 019
 150×30×3 011
 161×30×7 011
- (26) に木釘・孔があることから、品物の容器などに打ち付けたものと思われる。焼印の次はさんざいの文字。ヒノキ属。
- (27) は、紐でくくり付けるような切り込みが中央の左右にある。あるいは上下に分割して利用するものを途中で捨てたものであろうか。文字はいずれも「萬」であるが、表面一字めは楷書体、表面二字めおよび裏面は草書体で記されている。モミ属。
- (28) は、四隅を墨で縁取りをしている。裏面には文字らしきものが読み取れるが、判読不能である。紀年銘らしい記載であることから、平吉の贈答品、購入品などの所有物に紀年銘を付記したものと推測される。表面の年号の次は千支か。ヒノキ属。
- (29) は裏面にも文字列あり。正確な数量を示したものと思われる。ヒノキ属。
- (30) は、下端の両角が面取りされている。スギまたはヒノキ科。
- (31) は、上端に孔あり。名前であれば名札のような製品か。ヒノキ属。
- (32) は、上端に行くほど薄くなるように整形される。三文字めは系偏の文字。ヒノキ属。
- (33) は、再利用のための削屑と推測される。名札の利用であろう。なお、木簡の祝読については、東京大学史料叢書所の宮崎勝美氏の「教示を得た」。ゆえに記載内容を検討すると「本手（製品名）（製作者名が贈答・売買品の送り主か納品先）」が考えられよう。上二下二端

(34) は、上二下二端に木釘・孔がある。「本手」と焼印が捺されている。これは近年、江戸遺跡で確認されている漆塗の手鏡の箱、鏡の「蓋」に、蓋印と「本手」が焼印にて表記されている事例に類似している。当時「本手」とは、最良品という品質保証のような意味いで表記されていたようである（東京大学史料叢書室の原祐一氏の「教示を得た」）。ゆえに記載内容を検討すると「本手（製品名）（製作者名が贈答・売買品の送り主か納品先）」が考えられよう。上二下二端

おり（丸の内三丁目遺跡・本誌第一九号）東京都埋蔵文化財センターほか
「東京都千代田区丸ノ内三丁目遺跡」東京国際フォーラム建設予定地の江戸遺跡の調査——東京都埋蔵文化財センター調査報告一七（一九九四年）。

汐留遺跡——本誌第一九号——汐留地区遺跡調査会「汐留遺跡」（一九九六年）、

東京都埋蔵文化財センター「汐留遺跡Ⅰ—旧汐留貨物駅跡地内の調査」

東京都埋蔵文化財センター調査報告三七（一九九七年）。溜池遺跡——本誌未

報告——都内遺跡調査会「溜池遺跡—總理大臣官邸整備に伴う埋蔵文化財発

掘調査報告書一」（一九九六年）、木簡には独自の形態・用途が多いと

推測されることから、近世独自の型式・用語・文意などを文献史

学・考古学の両面から検討する必要が迫られていると思われる。今後への研究に期待したい。

9 関係文献

レールシティ東開発株式会社・東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡

調査団「平成五年度千駄ヶ谷五丁目遺跡発掘調査概要報告書」（一九九四年）

同「平成六年度千駄ヶ谷五丁目遺跡発掘調査概要報告書II」（一九九五年）

及川登・中野高久「最近の発掘から、江戸の武家屋敷と町屋、東

京都千駄ヶ谷五丁目遺跡」（季刊考古學）六一（一九九七年）。

千駄ヶ谷五丁目遺跡調査会「東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡

本文稿（第一分冊）」（一九九七年）。

同「東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡 遺構編（第Ⅱ分冊）」（一九九七年）

同「東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡 遺物編（第Ⅲ—1、第Ⅲ—2分冊）」（一九九七年）

同「東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡 文獻編（第Ⅳ分冊）」（一九九七年）

（及川 登（台東区文化財調査会））

木簡研究第一七号

卷頭言——書は言を尽くさず、言は意を尽くさず——

佐藤宗諱

一九九四年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡 左京三条一坊十二坪 平城京跡 平城京跡
左京七条一坊十六坪 東大寺 神良女子大学 横内道跡 高安城関連遺
跡 藤原宮跡 藤原京跡 左京七条一坊東南坪 藤原京跡 左京十二条三
坊 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京跡 左京四条一坊一
町 平安京跡 左京八条三坊十四町 平安京跡 右京八条二坊二町 蔵照
寺境内 寺坊山道跡群 大坂城跡 持松道跡 見藏園跡 有年原・
田中道跡 柳子北道跡 曲金北道跡 伊興道跡 錦糸町駅北口道跡
宮町道跡 前橋城道跡 見田目条里道跡 矢玉道跡 山王道跡 大坪
道跡 中尊寺境内金剛院 花立百道跡 志摩山道跡 福井城跡 大友
西道跡 石名田木舟道跡(1) 石名田木舟道跡(2) 北高木道跡 水橋史
町道跡 山木戸道跡 上郷道跡 陰田小犬田道跡 米子城跡 七道跡
三田谷上郷跡 古川元春館跡 田村道跡群 姉川城跡 中面道跡(1)区
一九七七年以前出土の木簡 (一七)

平城京跡 左京二条二坊六坪

刻畫前歴初探——漢簡形態論のために——

釋山 明

新潟特別研究集会の記録

国史跡指定答申なった八幡林官衙道跡・小林昌二・八幡林道跡の時代
的変遷・田中靖・古代越後平野の環境・交通・官衙・坂井秀外・封域木
簡考・佐藤信・八幡林道跡木簡と地方官衙論・平川尚・討論のまとめ
書評 鬼頭清明著「古代木簡の基礎的研究」

今津勝紀

頃書 五五〇〇円 送料六〇〇円

書報

長野・松本城三の丸跡小柳町	
(まつもとじょうさん のまるあと こやなぎまち)	
1 所在地	長野県松本市大手四丁目
2 調査期間	第一次調査 一九九七年(平9)三月
3 発掘機関	松本市教育委員会
4 調査担当者	神田調安・今村 克・村田昇司
5 遺跡の種類	城下町跡(武家屋敷)
6 遺跡の年代	一六世紀後半～一九世紀
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	松本城三の丸は、本丸、二の丸、三の丸で構成された城郭のうち、重臣・大身の武士の屋敷地である。小柳町は松本城三の丸の南東部、松本城天守閣の南東約50m位位置する。

(松本)

松本城三の丸は、本丸、二の丸、三の丸で構成された城郭のうち、重臣・大身の武士の屋敷地である。小柳町は松本城三の丸の南東部、松本城天守閣の南東約50m位位置する。

調査の結果、一六世紀後半から一九世紀までの人为的整地層を四層確認した

(一四枚)。遺構には建物跡、土塙、壁、溝、井戸、竹管などがあり、遺物には木簡の他、陶磁器

- (1)(4)は荷札木簡か。(2)(3)は用途不明。(2)については嘉永七年(一八五四)の城下町絵図の調査地近隣に「西郷」という家名がみえ、その縁者の可能性がある。
- (観本館)
- 8 木簡の积文・内容
- 三株土坑(一八世紀代)
- (1) 「○二高廿一□□□」(焼印)
- (2) 「○○開」
- 二株(一九世紀後半)
- (1) 「○○大□□」
- (2) 「西郷伝八」
- (3) 「○○大□□」
- (4) 「○林□□」
- 四株土坑(一六世紀後半～一七世紀)
- 133×23×23 051
- 59×38×4 011
- 133×23×23 011



(1)



(2)



(3)



(4)

長野・松本城下町跡伊勢町

所在地 1 長野県松本市中央二丁目

調査期間 2 一九九六年(平8)一月～一九九七年三月、
3 二一九九七年二月～三月

発掘機関 4 松本市教育委員会

調査担当者 5 竹内靖長・沢柳秀利・村田昇司・荒木
6 遺跡の種類 龍ほか
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
8 城下町跡(町屋敷)

遺跡の年代 一六世紀後半～一九世紀後半

伊勢町は松本城下町の一三ある町人町のひとつで、飛驒高山、安

曇平方面から城下町に入る
西側の玄関口である。松本

城天守閣の南約八〇〇mに

位置しており、町の規模は

東西四七五m、南北六三～

八四mで、東西に走る街道

の両側に間口二～四間の奥

行きが長い短冊形の地割が

なされていた。文献による



(松本)

と天正年間（一五七三～一五九一）に地割の基礎ができあがり、順次、整備されたようである。一九九七年度までの一七次にわたる発掘調査の結果、多くの遺構、遺物が出土しており、商人・職人の居住を裏付ける資料が検出されたほか、伊勢町の形成過程や町屋の生業の変遷、物流の様子などを解明する上で貴重な資料が得られた。

一 第一〇次調査

第一〇次調査地点は伊勢町の北東部に位置する。調査では一六世紀後半から一九世紀後半までの整地層を九層確認した（一九核）。遺構には建物跡、土坑、溝、ピットなどがあり、遺物には木筒の他に、陶磁器（窯戸・美濃系、肥前系、京焼系）、木製品（漆喰、下駄、木桶）、金属製品（錢貨、煙管）などがある。ゴミを投棄する空間から、排水施設や土蔵を構築する空間へ、という町屋裏側の土地利用の変遷が判明した。木筒は、母屋の裏側に位置する廐業土坑と考えられる遺構から四点出土した。共伴遺物には、陶磁器、木製品、金属製品がある。

二 第一三次調査

第一三次調査地点は伊勢町の北側中央部に位置する。調査では一七世紀初頭から一九世紀代までの整地層を五層確認した（一五核）。遺構は建物跡、土坑、溝、ピット、埋設桶、杭列などがあり、遺物には木筒の他に、陶磁器（窯戸・美濃系、肥前系、京焼系）、木製品（下駄など）、金属製品（錢貨、煙管など）、鉄滓、繩羽口、堀端など

がある。鉄滓、繩羽口、堀端などの出土は鍛冶屋や鋳造屋との関連を推定させる。木筒は、第一〇次調査同様、母屋の裏側に位置する廐業土坑と考えられる遺構から四点出土し、やはり陶磁器、木製品、金属製品などを伴出した。

8 木筒の积文・内容

一 第一〇次調査

一 梗土坑二（一八世紀後半）

(1) 「」

○式十五
（記号）正工

「一〇 古久茂入」

「○ 海陸 安全 文」

「○ 」

二 梗土坑二（一八世紀後半）

(2) 「 」

「 」

五 梗土坑一（一七世紀中頃）

(3) 「 物」

「 」

(4) 「梗業淨土」

「 」

120×80×10 011

(125)×(25)×4 061

(39)×24×5 011

80×20×1 081

宮城・三輪田遺跡

みわだ



(古川) 三輪田

遺跡及び木簡出土遺構の概要
三輪田遺跡は、大崎平野を南側に望む長岡丘陵の南端部に、丘陵部と沢を取り囲むように立地する。遺跡の東側に隣接する七世紀末より九世紀頃の官衙跡と考えられている権現山遺跡では、

権現山遺跡では、
検出柱建物・塀などを多数検出し閑東系土師器が多量に出土している。また、西側には八世紀～十世紀初頭頃の最大級の城柵として知られる、国指定史跡宮沢遺跡が隣接する。

- 1 所在地 宮城県古川市長岡字三輪田
- 2 調査期間 第二次調査 一九九七年(平成9年)五月～九月
- 3 発掘機関 古川市教育委員会
- 4 調査担当者 鈴木勝彦・佐藤 優・大本麻美
- 5 遺跡の種類 城柵官衙・寺院跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥・奈良・平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

三輪田遺跡の第一次調査は、一九七八年に実施し、ロクロ挽き重張文瓦が出土したことと、多賀城創建以前の古瓦を伴う施設の存在が明らかとなり、寺院の存在の可能性が指摘された(古川市教育委員会「三輪田遺跡」一九八〇年)。

今回の第二次調査地点は、第一次調査の北側約100mにあたり、据立柱建物、塀、堅穴住居、溝などを検出した。これらの年代は、七世紀末～九世紀頃である。

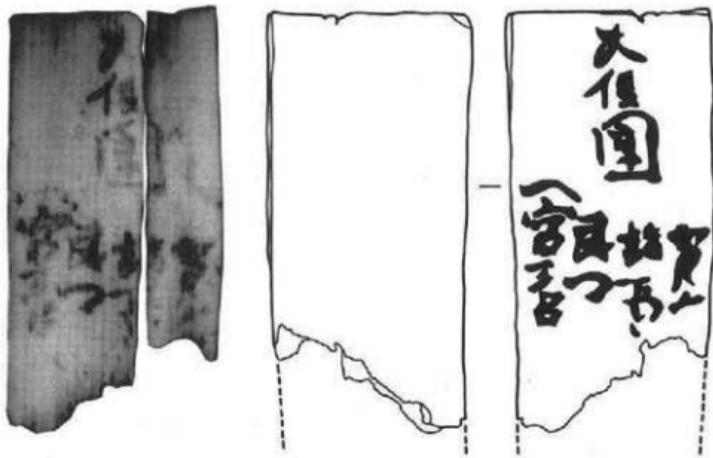
木簡は、三号溝から出土した。この溝は上幅約2.5mで東西方向に約四五m分を検出した。最下層には植物遺体を含む黒色粘土層があり、その上を地山ブロックを含む黒色粘土の人为堆積層が覆っている。木簡は人为堆積層から出土しており、其伴する土器から、八世紀前半頃のものと考えられる(問屋文書参照)。

今回の調査では、古瓦の出土が少なく、検出した遺構の構成や後述する木簡の内容も、寺院というよりは城柵官衙的なものである。

- 8 木簡の収文・内容
- (1) 「〔大住〕
□諸万呂
- (2) ×47×3 05

1
宮呂

129



赤外線写真

上端は方頭、下端は折損している。墨痕は不鮮明で、赤外線テレビカメラ装置により一三文字が観察できる。上段に相模國の軍團名「大住団」を記し、その下段に四行書きで人名を記していると考えられる。四人めの「官萬呂」の上には、合点状の墨痕がある。

今回出土した木簡は、当時の大崎地方に他の軍團兵士が駐屯していたことを示し、なおかつ付近に城柵官衛が存在することが推定され、古代の陸奥国經營を知る上で注目される。

なお、木簡の釈読にあたっては、東北大學の今泉隆雄氏、宮城県多賀城跡調査研究所の佐藤和彦氏からご教示を得た。

9 関係文献

古川市教育委員会「三輪田遺跡—平成九年度発掘調査概要」（第
二回古代城柵官衛検討会資料） 一九九八年）
(鈴木勝彦)

宮城・一本柳遺跡 いっぽんやなき



一本柳遺跡は、宮城県北中央部の大崎低地東縁部に位置し、鳴瀬川左岸に形成された標高約100mの自然堤防上に立地する。奈良、平安時代、中世、近世の複合遺跡で、東西500m以上、南北500m程の広がりをもつ。調査は、鳴瀬川流域開発工事に伴うもので、約60000m²を対象として行なった。

木簡は、中・近世の井戸が集中して検出された調査

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 所在地 | 宮城県遠田郡小牛田町字新一本柳・一本柳・塩釜 |
| 2 調査期間 | 一九九七年(平成9)四月~一九九八年一月 |
| 3 発掘機関 | 宮城県教育委員会 |
| 4 調査担当者 | 山田晃弘・茂木好光・菅原弘樹 |
| 5 遺跡の種類 | 集落・屋敷跡 |
| 6 遺跡の年代 | 奈良・平安時代・中世・近世 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

区東端部の井戸SE五四四から出土した。この井戸は長径約3m、短径2・5mの梢円形の素掘りの井戸で、深さは2・2mを測る。堆積土は未分解の植物遺体や炭化物・灰を多量に含む四枚の廃棄層とブロック混じりの人为堆積層、砂層を中心とした自然堆積層が互層をなしており、廃絶後しばらくの間ゴミ溜めとして利用されていたことが窺われる。遺物には漆器碗・皿、曲物、結桶、箸、折敷、下駄、板草履、櫛、鏡、円盤状木製品、丸太材などの木製品や自然木・植物遺体(クルミ・モモ・ウメ)などがあり、大半のものが木簡と同様に廃棄層から出土した。井戸の廃絶年代は現在整理中であるが確定的なものではないが、戦国時代・近世の初め頃とみられる。

8 木簡の軽文・内容

(1) 「符籙」

(75)×35×26 0.16



(1-7 菅原弘樹)

山形・上高田遺跡



1 所在地	山形県鶴岡市遊佐町大字富岡字上家ノ前
2 調査期間	第三次調査 一九九七年(平9)五月~七月
3 発掘機関	山形県埋蔵文化財センター
4 調査担当者	齊藤 健・飯塚 稔
5 遺跡の種類	集落跡・河道跡
6 遺跡の年代	平安時代・中世
7 遺跡及び木簡出土遺物の概要	

上高田遺跡は、山形県の北西部、秋田県境に近い遊佐町に所在し、古代出羽國府擬定地である城輪構跡の北約6kmに位置する。周辺は月光川、庄内高瀬川などにより形成された冲積平野で、遺跡は自然堤防上の微高地に立地している。

上高田遺跡の調査は、これまでに一九九四年に圍場整備事業関連による第一次調査が、一九九六年に国道三四五号改築工事による第

二次調査が実施されている。両調査で、幅一三~一五田深さ二田に

及ぶ河川跡が検出され、九~一〇世紀のものとみられる須恵器・赤

焼土器・黒色土器や、木製品が大量に出土した。特に第二次調査で

は木簡五点、人形四点、赤焼土器の壺に四面の人面が描かれた人面

墨描土器一点の他、墨書土器も大量に出土している（本誌第一九号）。

今回の第三次調査では、河川跡が一本検出された。このうちの一

本は、以前の調査で検出した河川跡SG一三〇〇の縫き部分でも

う一本は短期間の流路変動により形成されたものとみられる河川跡

SG一三〇一である。

木簡は、SG一三〇〇から三点出土した。このうち一二点は卒

塔婆である。（1）は河床から出土した。一方、（2）~（3）の卒塔婆は、堆

積層の最上部、須恵器や赤焼土器の破片によって歯骨とみられる骨

片を覆うように埋納したピットの周辺から、中世陶磁器や水晶珠と

ともに出土した。

今回検出したSG一三〇〇河川跡は、中心部が調査区から外れて

いるため、遺物の出土は前回ほどではなかったが、木簡の他に、第

一・二次調査で出土したものと同時期の土器、木製品が出土してい

る。また、「弓削鉢」「弓」「禮積人」などの墨書土器も出土した。

SG一三〇一河川跡は、洪水などによる一時的な流路変動に伴うものとみられ、河床まで浅く、出土遺物も細片のみである。

8 木簡の仮文・内容

×守マ [子カ]
高向長万呂]

佛

南無大日如來

〔12〕

〔13〕

〔14〕

〔15〕

〔16〕

〔17〕

〔18〕

〔19〕

〔20〕

〔21〕

〔22〕

〔23〕

〔24〕

(13)

(12)

(11)

(10)

(9)

(8)

(7)

(6)

(5)

(4)

(3)

(2)

(1)

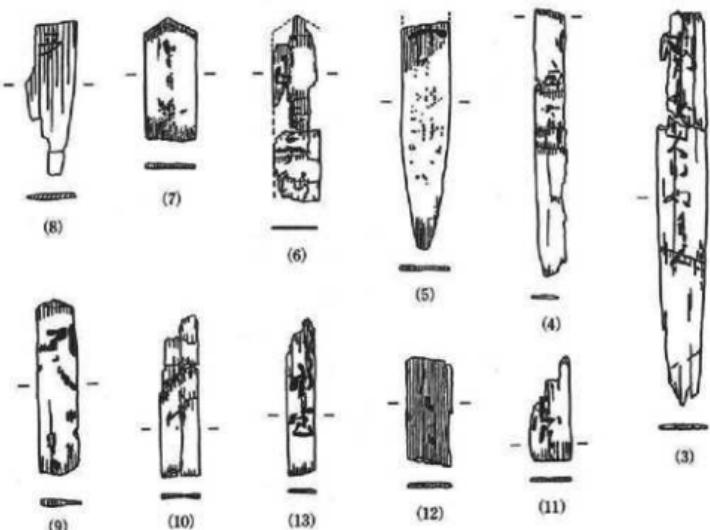
(26) × 11 × 4 019
(26) × 23 × 2 061
(15) × 23 × 2 061
(14) × (15) × 2 061
(12) × 25 × 2 061
(9) × 23 × 1 061
(6) × 27 × 2 061
(8) × 25 × 3 061
(9) × 23 × 3 061
(8) × 20 × 2 061
(34) × 10 × 2 061
(35) × 20 × 2 061
(56) × (23) × 2 061

(80) × 14 × 2 061



- (1)は上部が欠損し、ほぼ中央で折れている。
 (2)・(3)は卒塔婆の断片である。(2)の一文字めは梵字の可能性が高い。
 (3)は二ヵ所に刀物で切れ目が入れられ、裏側から折られている。上部は欠損。(4)は上部及び右半が欠損。(5)は上部欠損。(6)(7)は下半部が欠損。(8)は上半部が刀物で切斷されている。(9)は下半部が裏側に刃物で切れ目を入れ折られている。(10)(11)は上半部欠損。(12)は上半部と右半が欠損。(13)は上半部が裏側に切れ目を入れ折られている。
 なお、木筒の釈読については、国立歴史民俗博物館の平川南氏の「教示を得た。」

9 関係文献
 新潟県埋蔵文化財センター「上高田遺跡第一・三次発掘調査報告書」(一九九八年)



秋田・払田柵跡

ほつたのさく

は継続的調査が行なわれている。



(六) 県立
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

- 1 所在地 秋田県仙北郡仙北町払田・千畠町本堂城回
- 2 調査期間 一 一九九七年(平9)五月～八月
二 一九九七年六月～一〇月
- 3 発掘機関 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所
- 4 調査担当者 児玉 雄
- 5 造跡の種類 城柵官衛路
- 6 造跡の年代 九世紀～一〇世紀後半
- 7 造跡及び木簡出土遺構の概要 払田柵跡は、雄物川の中流域に近く、大曲市の東方約六km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置し、真山・長森の低丘陵を中心として、北側の丸子川によって挟まれた、標高三一～三七mの低地に立地する。一九三〇年、文部省が調査し、翌年国指定史跡となり、一九七四年以降

外郭は東西七六五m、南北三一〇mの長方形で、延長約一七六〇m、面積一六万三〇〇〇m²、石墨、築地塀と地上高三・六mの材木塀が連なり、東西南北に八脚門が開く。四期にわたる変遷がある。

外郭中央部には政庁があり、五期の変遷が認められる。払田柵の古代における呼称については、雄勝城説と河辺府説がある。さらに、雄勝城説にも、天平宝字年間創建のものとする説と、九世紀初頭にそれが移転したものとする第二次雄勝城説がある。

一 第一一一次調査

第一一次調査は外郭北門の再調査である。調査事務所が初めて調査を実施した第二次調査によつて、この門は新旧二時期あることが知られていた。その後、外郭東西・南門や材木塀に四時期あり、外郭塀全体に四時期の造営があることが判明し、北門の造営回数に疑問が生じたので、再確認のための調査を実施したのである。調査では、門の西半部を対象として、保存状態の良好な柱掘形二カ所を選び、重複状況を検討した結果、外郭線の他の門と同様に、四時期

の造営があることが確かめられた。

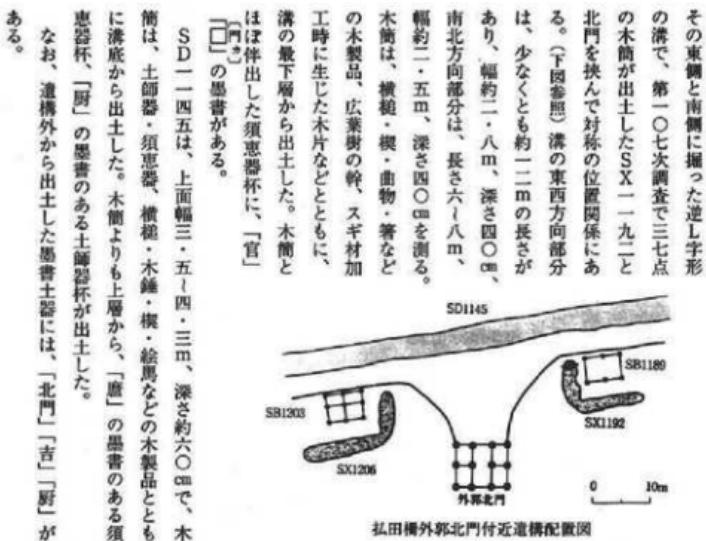
木簡は墨書のある建築部材の廃材で、北門の北側の西から一番めの位置にある、B期の柱の切り取り後の埋め土から出土した。この廃材は長さ一八〇cmで先端を尖らせてあり、材の一側面中央部の一四〇cmの範囲を手斧で削り取り、その中に木目と直角の方向に四文字が墨書きされている。三文字めの「方」の字で材の縁辺に達したため、「八」の字は「方」の左に並べて書かれている。

木簡以外の文字資料としては、「一少隊御前下」の墨書きのある須恵器杯、「北預」の墨書きのある土師器杯がある。墨書き土器「北預」は、北門領のことを意味すると考えられ、恐らくは北門造営にあたり、その長官の下に置かれた職、または北門造営担当者のいすれかを指すものであろう。

二 第一一二次調査

第一一二次調査は、外郭北門の正面から北西部にかけての実態を探ることを目的として実施した。第一一一一次調査区の北から北西に隣接する地域である。前年の第一〇七次調査の成果も合わせ、外郭北門を中心とする東西両側の区画施設のあり方が明らかになった。

木簡は、外郭北門の北西にある、全七期にわたる構造建物の、創建段階に伴う溝SX一二〇六から三点、材木塗の北に直線的に掘られた溝SD一一四五内から四点、計七点が出土した。SX一一〇六は、最も古いSB一二〇三構造建物を構築する前に、



8 木簡の収文・内容

一 第一一二次調査

SB-1100外郭北門柱穴

北門
柱穴
八方

(186)×(173)×(75) 061

二 第一二二次調査

SX-1106

「六月廿九日勘鉢」□□□□□

207×13×13 095 第八三号

□□

SD-1145

□□

(4) 「^{所カ}」□□北門
〔所カ〕
阿刀

(5) 所□□□□□□□□

(6) □□大□松得世「合□」

所□□□□□□□□

(327)×(14)×5 081 第八七号

・□□主□□

九□廿三日

(145)×(25)×5 081 第八八号

(7) □□

(60)×(10)×3 081 第八九号

と記されていたことは、外郭北門が、當時も「北門」と称されていることを裏付ける資料である。「造北門所」が設置され、「預」職がその任務を担当したことが判明したのである。また、本調査区から出土した一連の木簡が、北門造営と関わる性格をもつものであると要がある。

すると、本調査区のすぐ東側の第一〇七次調査で出土した四九点の木簡（本誌第一九号）についても、北門造営との関わりを考える必要がある。

なお、(1)「東北方八」、(4)「北門所」、墨書土器「北門」「北預」の「北」の字体は、兵庫県高砂市曾根町塩田遺跡出土の墨書土器「札家」の「札」と酷似している。今回の払田橋跡の一連の「北」の字体は、李柏文書（中国橋蘭出土。龍谷大学所蔵）に類例があり、塩田遺跡の墨書土器が「札家」ではなく、「北家」である可能性が高いことを示している。

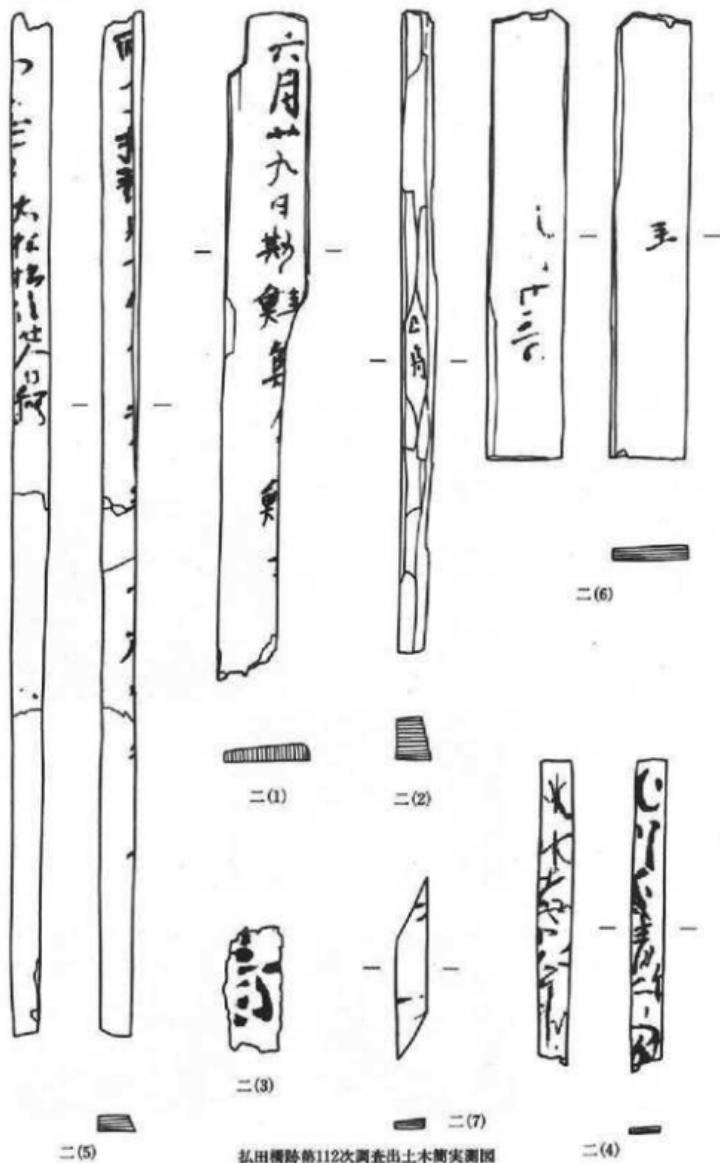
木簡の収文及び検討は、国立歴史民俗博物館の平川南氏による。

9 関係文献

秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田橋跡調査事務所「払田橋跡

—第一一〇次～第一一二二次調査概要—（一九九八年）

1997年出土の木簡



払田橋跡第112次調査出土木簡実測図



(木簡は赤外線テレビ
カメラ画像による)



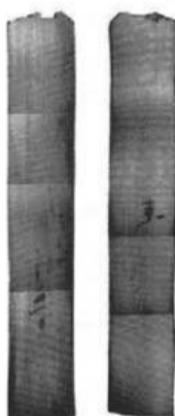
二(1)



一(1) (墨書部分)



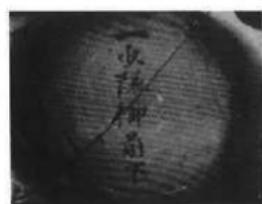
墨書土器「北預」



二(6)



墨書土器「北門」



墨書土器「一少隊御前下」



(黒石)

青森・大光寺新城跡遺跡

- 1 所在地 青森県南津軽郡平賀町大字大光寺字三村井
- 2 調査期間 第四次調査 一九九六年(平成8年)四月~九月
- 3 発掘機関 平賀町教育委員会
- 4 調査担当者 葛西勲
- 5 遺跡の種類 城館跡
- 6 遺跡の年代 銅文時代後期~一七世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 大光寺新城跡遺跡は、平賀町中心部から北西約1kmに位置する、中世から近世初頭まで存続した平城である。北側の引座川、西側の六羽川とに挟まれた微高地に築城され、主郭・北郭・南郭・袖郭で構成されていると考えられている。津軽氏が津軽地方を平定するまで南部氏の一拠点となつたところである。現在付近一帯は住宅地となっているものの、近年の団地造成・町

道抜幅事業などに伴い、これまでに三次にわたる発掘調査を実施している。一九八九年の第一次調査では、主郭の北端を調査し、堅穴造構六棟、溝状造構一条、堀跡一条を検出した。続いて一九九〇年の第二次調査では、主郭の南側を調査し、堅穴造構二棟、井戸跡三基、溶鉱炉五基、溝状造構五条、集石造構一基、堀跡三条を検出した。さらに一九九五年の第三次調査では、堀跡四条、堅穴造構一條、溶鉱炉跡及び焼土造構一基を検出している。

木簡(袖郭)は、一九九六年の第四次調査において、北郭東端附近で検出した堀の堆積土から出土した。この堀は大光寺城を取り囲む外堀と考えられ、検出した部分の規模は、幅約10m、深さ2~10m以上に及ぶ。また、堀内部には土橋と堀の水量を調節するためと思われるしがらみ状の遺構も検出している。堀の年代は、出土陶磁器などから、一六世紀から一七世紀初頭にかけてのものと推察され、出土した袖郭もこの時期のものと考えられる。この調査では、この他卒塔婆・碑伝なども検出している。

今回出土した袖郭は「妙法蓮華經」八巻を記したもので、計六五点にのぼるが、ここではこのうち巻品が特定できるものなど八点について報告する。袖郭は、出土状況からみて、堀に投棄されたものであろう。出典が各品にわたっているので、本来八巻一セフツトがまとまっていたものと考えられる。

8 木簡の本文・内容

×華經□

(55)×20 081

却從地獄出當隨畜生

(15下1~2) (142)×20 081

行彼佛世人咸皆謂之是實是聞而當樓那

(27下7~8) (208)×18 081

當是人去阿彌多羅三藐三菩提 (31下13~14) (158)×15 081

長舌上「至^カ」
「^{至^カ}梵世一切□

(51下15~19) (84)×15 081

□能持是經者則為已見我亦見多

(52中12~13) (165)×18 081

時日月淨明德佛

(53下7~8) (143)×17 081

衆天龍夜叉乾

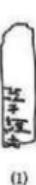
(57下2~3) (69)×18 081

9 関係文獻

平賀町教育委員会「大光寺新城跡発掘調査報告書・第一次発掘調査」(一九九〇年)

同「大光寺新城跡発掘調査報告書・第二次発掘調査」(一九九〇年)
(渡部 学)

年



(1)



(2)



(3)



(4)



(5)

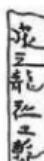


(6)



(7)

(1)~(8)は「妙法蓮華經」八巻を書写した祐經で、仮文の下に「大正新脩大藏經」第九巻法華部の頁・段・行を示した。このうち(2)は卷第一般譬品第三、(3)は卷第四五百弟子受記品第八、(4)は卷第四法師品第十、(5)(6)は卷第六如來神力品第二十一、(7)は卷第六薦王菩薩本事品第二十三、(8)は卷第七觀世音菩薩普門品第二十五の一節である。いずれも上下両端も欠損しているため、全体の形状は不詳である。幅(1)~(2)の非常に薄く削り出した板に書かれているため、厚さの記載は省略した。



(8)

石川・堅田B遺跡

かただ



(金沢)

所在地 石川県金沢市堅田町

2 調査期間 一九九六年(平成8年)七月

3 発掘機関 金沢市教育委員会

4 調査担当者 谷口宗治・谷口明伸

5 遺跡の種類 居館跡

6 遺跡の年代 一二三世紀～一五世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

堅田B遺跡は、金沢市北東の丘陵地帯縁辺に立地する。遺跡の南に森下川が流れ、川に沿って古くから加賀と越中を結ぶ街道として

利用された小原往来を踏襲する国道三〇四号線が通過する。

遺跡のある堅田町は東の丘陵を五kmで東進すれ

ば瀬波平野を一望する富山

県福光町に抜け、南西へ

七kmで加賀の中心である金沢城に至ることができる交

通の要衝である。また、遺跡の北に位置する山は「城山」と呼称され、その頂には木曾義仲による築城伝説が伝わる「堅田城跡」が残る。遺跡は「城山」南後背面の斜面を森下川によって削平され形成された、粘性のきわめて強いシルト質土壤の河岸段丘上に立地する。

当遺跡は国道八号線バイパス工事に伴う事前調査により発見された新規の遺跡で、推定面積はおよそ五〇〇〇m²に及ぶ。遺跡の性格は、出土した土師器・陶磁器類から、一二三世紀前半頃から一四世紀中頃にかけて営まれた館跡とみられる。今回の発掘調査は、バイパス路線計画にかかる館の中心部と南西部について実施した。遺構検出面の深さは現地表下〇・六～〇・八mで冲積平野の遺跡と比較してかなり深い位置に埋没していたことが窺われる。

遺構としては、五間×一〇間(二三七坪)の「主殿」とみられる建物を検出し、これを中心として一边が約一〇〇mの堀が四周をめぐり、一町四方規模とみられる。主殿北の空兩地には「脇殿」と考えられる四間×八間(一六八坪)の建物が、また脇殿の東には井戸跡が検出されている。柱穴及び井戸の個数から、これらの主殿及び脇殿、井戸はそれぞれ二回の建て替えを行なっていることが確認された。

卷数板とみられる木簡は、館南西部の堀に取り付けられたし字形に裏側する溝から検出された。L字溝は当初堀をめぐる堀の一部であったものが、その後改変され埋められたものとみられる。木簡のほか多数の木製品及び土師器・陶磁器類を含むことから、廃棄土

(2)

8 木簡の釋文・内容

坑として用いられたものと思われる。遺物总数はこの溝だけで土師器が整理用コンテナで三〇箱（土師器単価約三〇〇〇点）、木製品同四〇箱（箸状木製品一二〇点、ヘラ状木製品三〇〇点など）に及んだ。土師器及び箸状木製品は一括廻糞によるものと思われ、完形品がほとんどであった。卷数板はこの廻糞より合計三点出土した。う

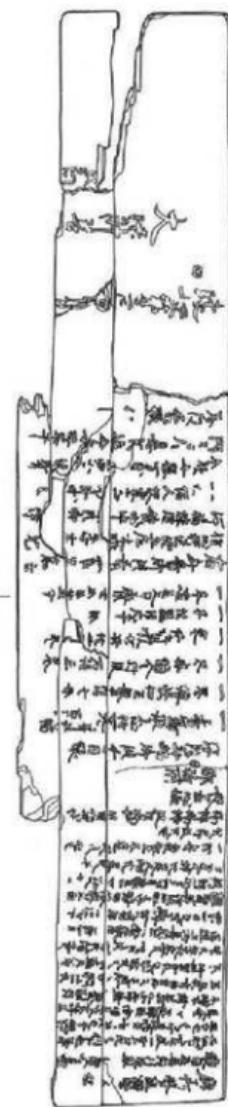
ち二点は判読可能であつたが、一点は上部のみでほとんどを欠損しているため全容は不明で、ここでは一点について報告する。



(2)



(2)



(1)

(3)	「く南無五大力菩薩」	250×(46)×4 061
(4)	「南□ <small>無カ</small> 」	222×38×4 061
(5)	「南無大日如來」	250×38×4 061
(6)	「く南無大日如來」	(168)×25×5 061
(7)	「く南無大日如來」	222×24×5 061
(8)	「く南無大日如來」	222×24×5 061

(1)(2)は卷数板とみられる木簡である。横材として使用され、木目と直交する方向に文字が記される。(1)は木目に沿って大きく三つに割れ、横材の一番下の部分(図の左端)の損傷が激しく、両端が欠損している。卷数板の上部左右に円形の穿孔処理がなされ、紐を通して吊るされていたものとみられる。墨痕は退色して消失、文字位置の浮き上がりによって判読が可能な状態である。記述内容は般若心経全文、「奉修年始御願書目録」及び「建長第三」(一二五二)云々の日付、「大法師善^{サク}」と続く。「奉修年始御願書目録」中に記載のある「一 奉造立大日□□□本都婆廿五本」は「大日如來卒塔婆」と類推され、併せて検出された「南無大日如來」卒塔婆(5)-(8)などとの関連が注目される。中世の正月行事である「卷数板」奉納の際には、「般若心経」をはじめ経文各種の転読並びに卒塔婆



(8)



(7)



(6)



(5)



(4)



(3)

の奉納を行なつたことが知られている。

(2)は、卷数板中央部に斜め方向の割れがある。卷数板の上部左右に円形の穿孔処理がなされ、紐を通して吊るされていたものとみられる。(1)と同様、墨痕は退色して消失、文字位置の浮き上がりによつて判読が可能な状態である。記述内容は般若心経全文、「弘長三年(二二六三)正月八日」の日付、「大阿師」と続く。(1)で記述のある「奉修年始御願書日録」に相当する記述は見られないが、年号以下に「正月八日」とあり、修法実施日を具体的に特定できる点が注目される。

越後の国人領主であった色部氏に伝わる「色部家文書」では、卷数板奉納は正月八日に行なわれたと記述がある。また、「一通上人繪伝」や「北野天神縁起絵巻」には、館の門に繩を張り、「卷数板」を吊るしてある風景が描かれている。この風習は、福井県大浜町や新潟県佐渡島に、村の入口に「卷数板」を正月八日に吊るす行事として伝承している事例がある(中野豈任「祝儀・吉書・祝符」)。今回の卷数板の発見は、考古資料と文献・絵画・民俗資料などが見事に一致した貴重な事例として、重要な発見といえよう。

(3)～(8)は(1)(2)と同じ廢棄溝から出土した卒塔婆で、関連する遺物とみられる。(3)は上端部に切り込みの入る卒塔婆。上方より中程まで、右端部が欠損しているが、墨痕の残りがよく文字の判読に支障はない。

(4)は完形の卒塔婆であるが、墨痕はほとんど退色し、最初の一文字が確定できるのみである。続く文字は「無五大力菩薩」か「無大日如來」と推測される。

(5)は(4)とはほぼ同大の卒塔婆でこちらは墨痕の残りがよい。材質も(4)と同じであることから、同時期に作成された可能性が高い。

(6)～(8)は上端部に切り込みの入る形態の卒塔婆であるが、(3)～(5)よりは小型でまた、(3)～(5)が偏長な三角形の扇形を呈するのに対し、(6)～(8)は上方より中位まで長方形の短冊形に展開し、下で楔形に変化する形態となっている。字体・形狀などから(6)～(8)の三点は、同時に作成された可能性が高い。(6)は下半部を欠損している。検出した卒塔婆の中では最も墨の残りがよく、全文を肉眼で判読できる。

(7)は下先端部を欠損するが、(6)とは同じ規格と考えられる卒塔婆である。墨痕は他の卒塔婆に比べると残りがよく、肉眼で判読できる。

(8)は墨痕が辛うじて残り、凹凸による判読によるところが大きい。なお、木簡の仮説は、国立歴史民俗博物館の平川南氏と、当教育委員会の谷口明伸が担当した。

1997年出土の木簡



《七尾》

- | | |
|---------------|--|
| 所在地 | 石川県七尾市古屋敷町 |
| 調査期間 | 一九九七年(平9)八月 |
| 発掘機関 | 七尾市教育委員会 |
| 調査担当者 | 善端直 |
| 遺跡の種類 | 城下町跡 |
| 遺跡の年代 | 一六世纪 |
| 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 七尾城下町遺跡は、七尾市街地の南東約古屋敷町一帯の山麓部に位置する。同遺跡は |

れたもので、その主要域は
東の木落川、西の大谷川に

七尾城と七尾城下町は、戦

遺跡及び木簡出土遺構の概要

七尾城下町遺跡は、七尾市街地の南東約三km、七尾市古城町から古敷町一帯の山麓部に位置する。同遺跡は、越中と能登の境をなす石動山系の一間に昔謂された山城「七尾城」跡と連動するもので、街区割りに基づいて形成されている。

7 6 遺跡の年代 一六世紀

5 調査担当者
遺跡の種類
城下町跡

3 発掘機関 七尾市教育委員会

2 1 所在地
調査期間 石川県七尾市古屋敷町
一九九七年（平9）八月

石川・七尾城下町遺跡

挾まれた約二〇〇haとみられて いる。

このうち七尾城跡は、標高約三〇〇mに所在する主郭を輪に、扇を広げたようく派生する尾根の自然地形を巧みに利用して普請された連郭式曲輪群で、一九三四年には總石垣造りの主郭九・八haが国史跡に指定されている。一方、七尾城下町遺跡は標高約六〇—四〇mの緩傾斜地に所在するが、現状ではほとんど遺構は露出していない。

七尾城下町遺跡の発掘調査は、一九九一年に城下町口部で行なわれたシッケ地区を最初とする。同調査では一六世紀の町家とみられる遺構群や生活色豊かな遺物群が発見され、七尾城下町の一端をはじめて垣間見ることができた（七尾市教育委員会「七尾城シッケ地区遺跡発掘調査報告書」（一九九二年））。その後、一九九五年度からは、七尾市教育委員会によって城下町の概要の解説を目指した範囲確認調査が開始されている。一九九七年度までの調査の結果、整然と形成された城下町の町並みに、各階層の住民が「独楽亭記」（天文一三年（一五四四））に「千門万户」と記述された様子を彷彿とさせるような状況で居住させていたことが明らかになってきた。

今回の調査はこの範囲確認調査の三年めにあたるもので、調査地はシッケ地区の南西約二〇〇㍍の「西光寺」という地名が伝えられる水田のうち幅三㍍×長さ二五㍍の範囲を調査した。その結果、シッケ地区などと同じ方位の礫石遺物や屋敷割りの石列、溝や土塁な

との遺構群が出土した。

木筒は調査区中央部で検出した土坑状遺構の底部から一点出土した。この遺構は他の遺構と同様に一六世紀のもので、一辺約1日、深さ約一・二田を測り、埋土には性格不明の木片が多く含まれていた。なお、木筒以外の文字資料としては、底部に「吉」と朱書きされた漆器碗が出土している。

8 木筒の叢文・内容

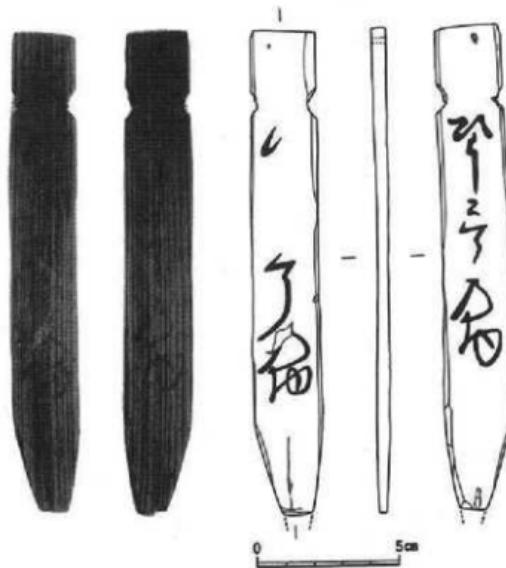
(1) 「○く次郎三郎乃物

・「○く次□三郎乃物

(173)×24×5 033

下端の一部が折損している。上端には意図的にあけられた釘孔とみられる痕跡をとどめている。表面の文字は肉眼でもほぼ判読可能であるが、裏面は磨滅や損傷が激しく、判読困難な状態である。

(善端直)



富山・蛇喰A遺跡



- | | |
|-----------------|---|
| 1 所在地 | 富山県東砺波郡井戸村蛇喰 |
| 2 調査期間 | 一九九七年(平成9年)六月~一〇月 |
| 3 発掘機関 | 井戸村教育委員会 |
| 4 調査担当者 | 神保孝造・境 洋子(富山県無形文化財センター) |
| 5 遺跡の種類 | 集落跡 |
| 6 遺跡の年代 | 縄文時代後期、九世紀末~一〇世紀初頭、一二世紀半~一五世紀、一八世紀 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 蛇喰A遺跡は、富山県の西部を北流する小矢部川の支流、山田川に注ぐ赤祖父川と、旅川に続く千谷川によって形成された扇状地の低位段丘上に位置する。遺跡の西側は、小さな浸食谷に面し、東側を赤祖父川が流れる地形で、その両側に挟まれた高台に当遺跡が立地している。一帯は標高一一六~一二六 |

mの水田地帯で、村の中心街より東に五kmの距離をおく。周辺の遺跡としては、蛇喰A遺跡の北西約三〇〇mに一三世紀後半~一六世紀の平城である井戸城跡が接するほか、周囲には、蛇喰正覚寺、井戸A、池尻など数多くの遺跡が所在する。これらはいずれも中世の集落や施設で、当遺跡も含め、その成立が井戸城の消長と深く関わった遺跡群とみられている。

蛇喰A遺跡の調査は、県営担い手育成基盤整備(区画整理型)事業に伴うものである。調査面積は、農道・用排水路及び面工事に係る三六〇〇m²である。

一帯はかつての開拓整備の影響が顕著で、遺構の遺存状態は良好とはいえないが、およそ一三世紀後半~一四世紀代と考えられるものがある。一辺約四〇mを測る方形の屋敷区画群をはじめ、各区画内から合わせて獨立柱建物一棟、溝三条、井戸七基、土坑九〇基などが検出されている。

遺物は、整理用コンテナ一二〇箱程度である。中世の木製品が大半を占め、他に、縄文土器・石器・須恵器・土師質小皿・珠洲・八尾・青・白磁、さらに越中瀬戸・伊万里を含む近世陶磁器、砥石・古鏡など石製・金属製品もある。木製品の遺存状況はおおむね良好で、種類としては、漆器椀・箸・曲物・曲物柄杓・下駄・横笛(竹製)などがあり、今回報告の呪符と塔婆二点がこれに加わる。いずれも、井戸や溝内出土のものが多い。

呪符(1)は、直徑約一寸深さ一・二寸の素掘りの円形井戸 SEO一から、一方塔婆(2)(3)は、直徑一寸深さ〇・七寸の素掘りの円形井戸 SEO三から一括して出土した。いずれも一四世紀代の井戸である。

8 木簡の仏文・内容

SEO-

(1) 「(音説) 急々如律令」

275×75×2 061

SEOIII

(2) 「」

(150)×32×3 061

「」

(3) 「」

「」

(140)×23×2 061

(1) は天刑星呪符と考えられる。上部を平坦に切り、下半分を細く削るが、最先端部分を平坦にカットしている。また、左右側縁中央やや上部に小さな竹釘あるいは木釘が貫通した痕跡があり、何かに打ち付けて使用したことがわかる。



(3)



(2)

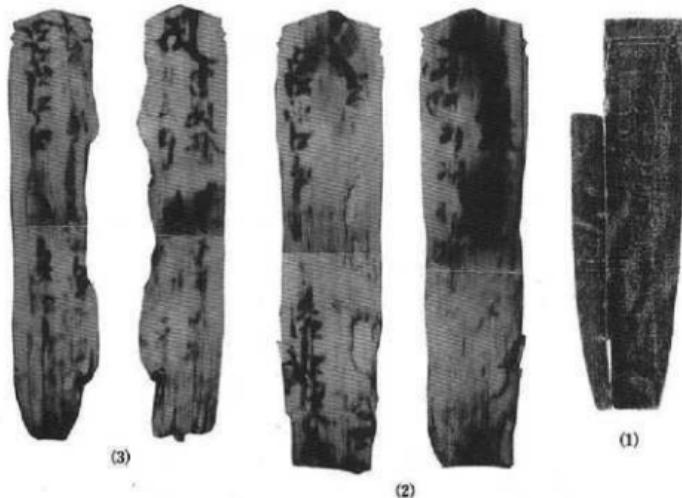


(1)

上部には人物と覚しき大小二体が描かれている。大きい方の人物は上半身裸体、下半身は腰まで袴があり、腰下が露出している。顔の部分は頭部に餘巻き様のものを配し、顔面部分には目鼻にあるものではなく、「口」字形が四個横一列に並んでいる。小さい方の人物は上半身裸体、下半身は両足とも太股まで露出し、腰部分だけ布が巻かれ、桜様のものを着していると考えられる。これらの着衣は、中世の絵画資料にみられる明王・鬼神の着衣に通じるものがある。また、小人物は大人物の手の先に描かれ、その手にぶら下げられているように見える。その様子は、文化庁蔵の障壁画の疫鬼を食べる天刑星の図を彷彿とさせ、大人物は天刑星にある可能性が高い。下半には符讐と「急々如律令」が記されている。符讐は「口」三個が横に並び、その下に横線が一条あり、さらにその下に「戸」の下に「鬼」が二個並列する。

(2)(3)は同タイプの塔婆で、頭部を圭頭状に尖らせ、頭部両側面から二段に切り込みを入れるものである。下端部は、欠損のためはつきりしないが、両頭の塔婆となる可能性を残す。

文字はいずれも両面に梵字で記されている。(2)は、表面頭部に大きく梵字ア「大日如來」の様子・邊縁子を配し、その下に二行で梵字光明真言を記している。下半分の墨書は不明瞭であるが、残りの良い裏面の墨書を参照すると、右行がオンからダラまで、左行がマからウーンまで、中央下に終止符の配置となっている。裏面にも



表面と同書式で光明真言が記されている。裏面は表面とは天地逆に墨書きしており、表面の記載が終わる裏返す時、横方向ではなく、縱方向に裏返している。また、光明真言の上部には、表面と同様のアーチと考えられる梵字の一部を残している。(3)は、遺存状態がやや悪いが内容・書式ともに(2)と同じであり、大きさも似かよることから同時に作成されたものとみられる。

(2)(3)に記された光明真言は、死者の菩提回向及び現世の増益息災のために用いられる真言であり、密教の灌頂に際しての聖句で、日常誦持する代表的明唸である。葬送次第「二巻草」によれば三反あるいは二一反誦ることがみられ、本例の場合も本来はさらに複数の塔婆が同時に作られ使用された可能性が高い。

呪符(1)の願意も光明真言塔婆(2)(3)との関連で考える必要がある。その場合葬送あるいは供養に間わるが順当であるが、(1)が天刑星を描いたものであるとすると、普通には疫病退散の願意が考えられ、年中行事儀礼あるいは習俗の側面からも考える必要がある。

なお、木簡の釈説は、勧元興寺文化財研究所の藤澤典彦氏による。内容は、藤澤氏の報文より抜粋・加筆した。

9 関係文献

井口村教育委員会「県営担い手育成基盤整備(区画整理型)事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 蛇喰A遺跡」(一九九八年)

(神保孝造)

木簡研究 第一六号

吉田 孝

編集

一九九三年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡 右京二条三坊四坪 藤原寺旧境内 大安寺
旧境内 瑞福寺旧境内 東大寺 阪原阪戸遺跡 畠原宮跡 畠原京跡
右京九条四坊 丹波守北方遺跡 金剛寺遺跡 下茶屋遺跡
長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安京跡 左京三条三坊十三町 大坂城跡(1)
大坂城跡(2) 大坂城下町跡 若江遺跡 西ノ辻遺跡 桃狹遺跡(1) 桃
狭遺跡(2) 砂入遺跡 林布ヶ森遺跡 見藏間遺跡 木梨・北浦遺跡
藤原別所遺跡 阿彌遺跡 伊勢守遺跡 御殿・二之宮遺跡 東中條跡
長崎遺跡 八幡前・若宮遺跡 大宮遺跡 三堂遺跡 鴨田遺跡 大茂
支遺跡 杉崎廃寺 元経社寺田遺跡 南A遺跡 安子島城跡 山王遺
跡 今坂遺跡 私田橋跡 福井城跡 一乗谷朝倉氏遺跡 戸水大西遺
跡 西念・南新保遺跡 八幡林遺跡 宮長竹ヶ鼻遺跡 タテヨウ遺
跡 円城寺前遺跡 古市遺跡 那山城下町遺跡 周防国府跡 初瀬遺
跡 船戸遺跡 ヘボン木遺跡 原の辻遺跡
一九七七年以前出土の木簡(一六)

平城京跡 左京一条三坊十五・十六坪

沖縄の呪符木簡について

いまに思づく呪符・形代の買替

文書木簡はいつ廃棄されるか

史科紹介 近世の荷札木簡について

近世の荷札木簡の一例

史科紹介

編集 五五〇〇円 送料六〇〇円

編集

鉢木世一
今泉隆雄
今泉勝紀

鉢木世一
今泉隆雄
今泉勝紀

富山・二口五反田遺跡

ふたくちごたんだ

誌第一七号)。

遺跡は、圃場整備事業の実施に先立ち、一九九一年に行なわれた分布調査で発見され、翌年試掘調査が実施された。試掘調査では、

所在地 富山県射水郡大門町二口五反田

2 調査期間 一九九三年(平成5)10月

3 発掘機関 個人による表面採集

4 調査担当者 林寺敏州(採集者)

5 遺跡の種類 畜落跡

6 遺跡の年代 弥生時代、奈良・平安時代、中世～近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

二口五反田遺跡は、富山県のはば中央部に位置する。庄川右岸の扇状地上に立地しており、標高は約70mである。

遺跡の北方7・5kmの庄

川下流左岸には、御亭角遺

跡、越中國府推定地、越中國

国分寺などからなる越中國

府開運遺跡がある。また、遺跡の北北東1・5kmには、

出木本簡や版本、「庄」などの墨書き土器が出土した北高木・荒畠遺跡がある(本

までのものがある。木簡は、一九九三年の圃場整備事業終了後に表面採集されたものである。

8 木簡の状況・内容

(1) 「二口村〔庄カ〕」

125×25×4 023

材は杉とみられる極目板である。上端は左右に切り込みを入れ、下端は両側面を削り尖らせる。下端先端は鋭くなく、若干折損している可能性がある。

片面にわずかに墨痕が見えるが、文字は肉眼ではほとんど判読できない。赤外線テレビカメラ装置を通してみると、四文字が確認できる。上の二文字は下の二文字に比べて詰まっている、一字分のスペースに収まっている。

上の三文字は「二口村」と読める。「二口村は、天正11年(1583)から明治時代まで存在した村名であり、現在も大門町の大字名として残っている。木簡の年代は確言できないが、「二口村」の



(富山)

地名が古代にまで遡る可能性を考えさせる資料といえよう。

下二文字は、断定ができないが、「庄」ではないかと思われる。

庄については、莊園全体を表すほかに経営拠点としての庄所建物そのものを表す場合もあったといわれる。村の庄ということになれば、

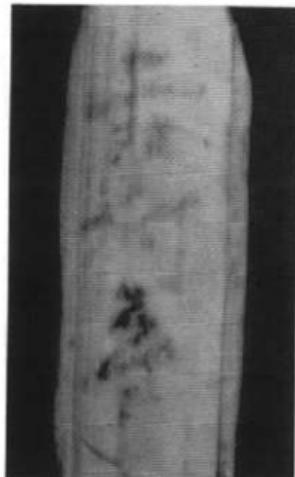
後者の用例を示す資料といえよう。

木簡は、左右の切り込みと下端を尖らせる特徴から付札とみられる。庄所へ送られてきた物品に付けられたものか、庄所の所有物であることを表すために付けられたものか、その用途については、現状ではよくわからない。

二口村の地名の由来については、用水の分水口があつたためといわれ、また塞口ふさぐちが転化したものともいう。「和名類聚抄」によれば、平安時代には射水郡に塞口郷があり、現在の高岡市市街地を中心とする地域に比定されているが、はつきりしていない。遺跡の周辺は、



赤外線写真（部分）



大門町教育委員会「大門東部地区埋蔵文化財発掘調査報告—農業
ほ場整備事業に伴う試掘調査報告—」（一九九七年）
（久々忠義（富山県埋蔵文化財センター））

9 関係文献
大伴家持が越中国司であった七四六年から七五年頃に詠んだ歌の中にある「三島野」（西〇一一番ほか）にあたると考えられており、越中國の古代史を考える上で重要な地域である。今回見つかった木簡は、越中古代史の解明に新たな手がかりを加えるものといえよう。

富山・清水堂F遺跡

しみずどう



- 1 所在地 富山市水橋清水堂
- 2 調査期間 一九九七年(平成9年)六月~九月
- 3 発掘機関 富山市教育委員会
- 4 調査担当者 鹿島昌也
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 中世~近世(鎌倉・室町時代が主体)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 清水堂F遺跡は、富山市北東部、常願寺川の扇状地の湧水地帯の一郭である白岩川右岸に位置しており、標高は約90mを測る。遺跡から南へ2kmの立山町及び舟橋村周辺には、開田団が残る東大寺領大藏院の存在が想定されている地域がある。その東には「里正」木簡が出土した遺跡が存在する(本誌第一二号)。

今回の調査は県営圃場整備事業に伴うもので、一九

九四年から一遺跡を対象に試掘、発掘調査を行なっている。

清水堂F遺跡は、前年度の試掘調査の結果、七八〇〇m²の範囲に広がっていることが確認され、掘立柱建物に伴う小穴群、溝跡などが検出されていた。今年度の発掘調査は約三〇〇m²を対象に行ない、上下二層の遺構面が確認された。

木簡は、上層の中世以降の遺構面に形成された大溝、あるいは池とされる遺構の下部から出土している。同遺構内からは他に、

珠洲焼、越中瀬戸焼、近世・近代陶磁器、漆塗柄、漆塗箸状木製品、漆塗杓子、下駄などの遺物が出土している。狭長な調査区の両端に木簡出土遺構は位置しており、そのすぐ南には改修された「大正用水」が流れている。このため遺構は改修前の用水路と重複している可能性があり、木簡は近隣から流れ込んだ遺物である可能性も否定できない。

(1) □龍 [魚方]

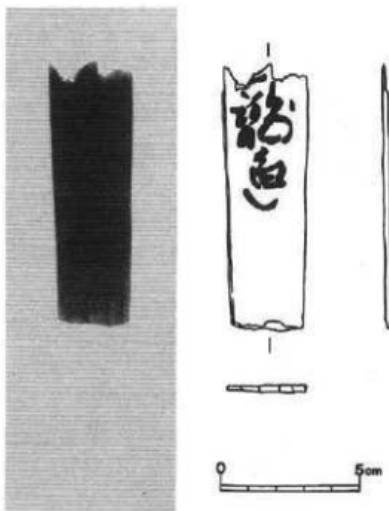
(96)×30×3 (61)

板状の材の上下両端が折損している。墨痕は比較的明瞭であるが、くずしているため判読し辛い。三字めは「迫」の可能性もあるが、字形や意味の通りからみて「魚」の可能性が高い。

祭談については、富山大学の鈴木景一氏、奈良国立文化財研究所の渡辺見宏氏にご教示をいただいた。

富山市教育委員会「富山水橋清水堂E遺跡 清水堂F遺跡」
(一九九八年)

(鹿島昌也)



木簡研究 第一五号

早川 庄八

卷頭言

一九九二年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京三条三坊三坪 平城京右京三条二坊三坪 藤原宮跡 藤原京右京五条四坊 丹切遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 中海道遺跡 勝瀬寺遺跡 平安京跡・旧二条城跡 烏羽離宮跡 大坂城跡 大坂城下町跡 喜連東遺跡 平野環濠都市遺跡 楠原遺跡 将棋遺跡(内田地区) 鴨田遺跡 六大B遺跡 安養寺跡 宮の西遺跡 赤堀城跡 韶子遺跡 城之内遺跡 二本柳遺跡 二之宮宮東遺跡 安養寺森西遺跡 世良田遺跡 下道跡 小茶円道跡 番匠地遺跡 瑞穂寺境内遺跡 八幡林遺跡 綾ノ前遺跡 馬場天神道跡 乾道跡 宮水ほじ川遺跡 北高木遺跡 山崎遺跡 中鳥田遺跡 久木畠森元遺跡 觀音寺跡(南門跡) 脇道遺跡 城原三本谷南遺跡 妻北小学校敷地内遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一五)

一乗谷朝倉氏遺跡(第九次) 長岡宮跡(宮第三一・三三三次)

草戸千軒町遺跡(第五・六・八次)

国・都の行政と木簡

「國府跡」出土木簡の検討を中心として

一乗谷朝倉氏遺跡(第九次) 長岡宮跡(宮第三一・三三三次)

京都府相楽郡木津町龍背山御藏の後上札

加藤 友康
田中淳一郎

価額 四五〇〇円 送料六〇〇円

叢書



(三) 参

新潟・下ノ西遺跡

- 1 所在地 新潟県三島郡和島村大字小島谷
- 2 調査期間 一九九七年(平成9年)七月~一〇月
- 3 発掘機関 和島村教育委員会
- 4 調査担当者 田中 靖
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 八世紀前半~一〇世紀前半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

和島村の地形は、三島山地から派生する東側丘陵、島崎川に沿う島崎川低地、及び海岸に面した西侧丘陵の三種に大きく分類される。

下ノ西遺跡は、島崎川低地の微高地に位置し、北側には島崎川・小島谷川・梅

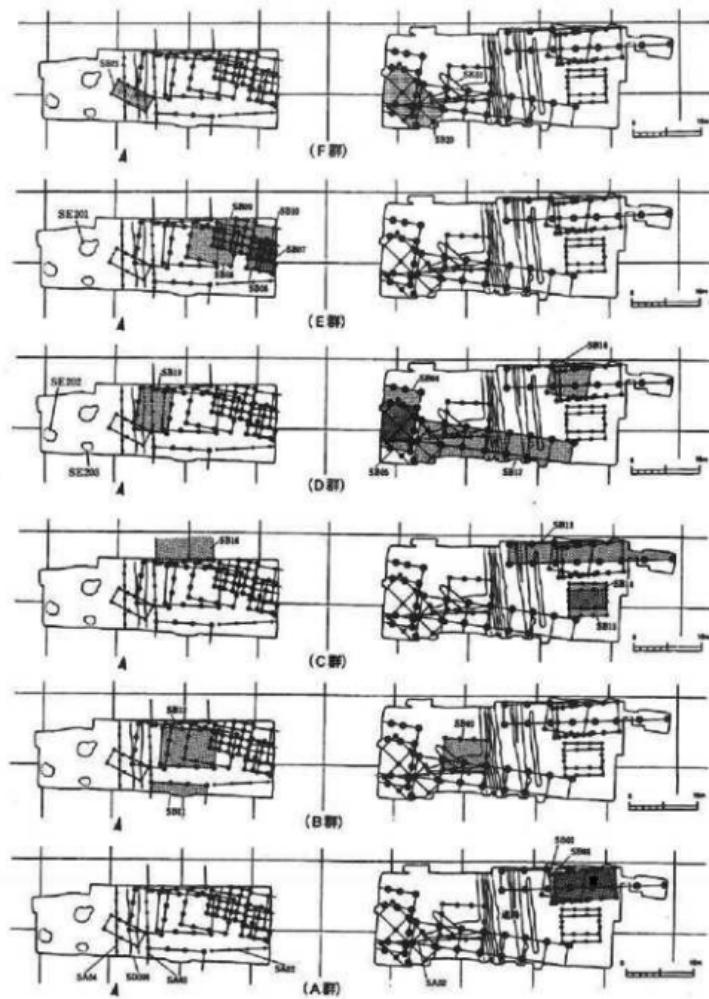
田川の合流点を控え、北陸道が付近を通過するなど、水・陸上交通の要衝の地に立地する古代遺跡である。

周辺には古代の遺跡が高密度に分布し、本遺跡の北西

八〇〇mには、古(萬)志郡家に隣接する八幡林遺跡が所在する。下ノ西遺跡の範囲は試掘及び表面採集調査の結果、南北二〇〇m、東西三五〇mの七万m²に及ぶものと推定され、一九九六年度から八年度にかけて、村道建設関連の発掘調査が実施されている。

検出された遺構には、掘立柱建物(最大で柱行七間)二二棟、一本柱列四条、道路、井戸三基などがあり、共伴遺物から八世紀前半から一〇世紀前半にかけて構築されたものと推定される。計画的なな地割の存在や桁行七間という建物規模からみて、一般的な集落遺跡とは様相が異なる。

主要な出土遺物としては、古志郡を表す可能性がある「古」の墨書土器や、漆紙文書、木簡、馬形、斎車、漆器柄、木皿などがある。木簡は計八点あり、I区西SE二〇一の覆土中から出土した(8)以外は、全てII区SD二〇一一下層において発見された。SD二〇一は、SD二〇二を伴って方形にめぐる可能性があり、これらの溝に開まれた掘立柱建物の区画と排水を意図して掘られた可能性が高い。SD二〇二からは、墨線のある煮申(長さ二七三mm幅二五mm厚さ五mm)第七号)、墨痕がない封緘木簡(長さ(一三三)mm幅二五mm厚さ五mm)第八号)、絵画の描かれた曲物の底板(直径一九五mm厚さ一mm)第一〇号)も合わせて出土しているが、ここでは木簡から省く。このうち絵画板は、円形を呈する曲物の底板に、繩状のものが巻かれた立木(?)と二人の人物像が描かれている。中央の人物は、



I区造構配置模式图 (方向別)

(4) (3) (2)

「山都千足」

(150×13×4 051 第四号)
 (150×13×4 051 第三号)
 (150×13×4 051 第二号)

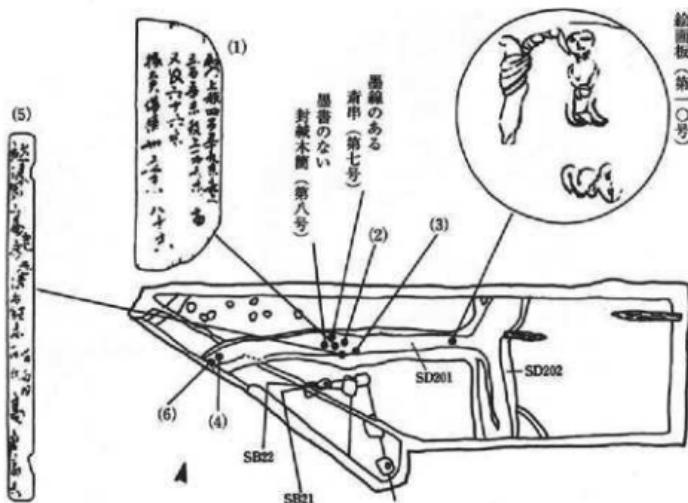
「殿門上税四百五十九束先上
 三百五十束後上一百九束 十四
 又後六十六束
 捧大夫借貸舟五束 杖
 八十束」
 (150×13×4)×5 (051 第一號)

SD210

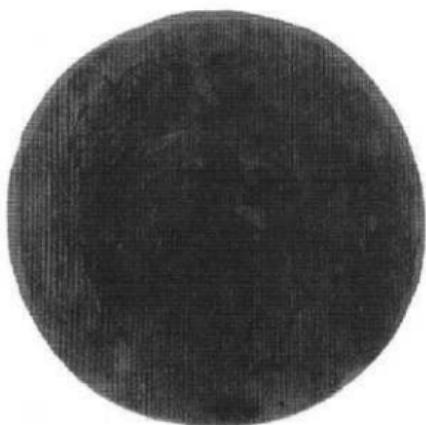
この絵の解釈については、推測の域を出るものではないが、繩
 (?)で縛られている異常な状況からみて、通常の戯画ではなくそ
 うである。絞首刑や体の自由を拘束する刑罰の描写、あるいは何ら
 かの呪術的世界を表現した可能性もある。

8 木簡の収文・内容

絵画板(第一〇号)



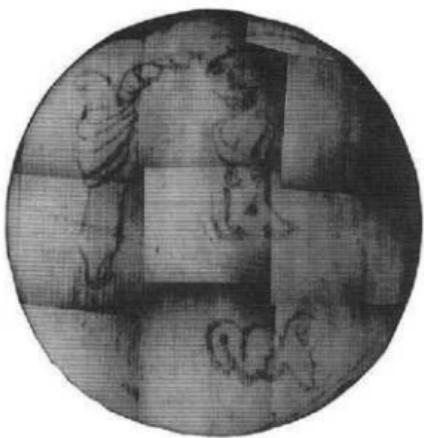
II区遺構配置と木簡出土位置



墨面のある曲物（第10号）



(1)



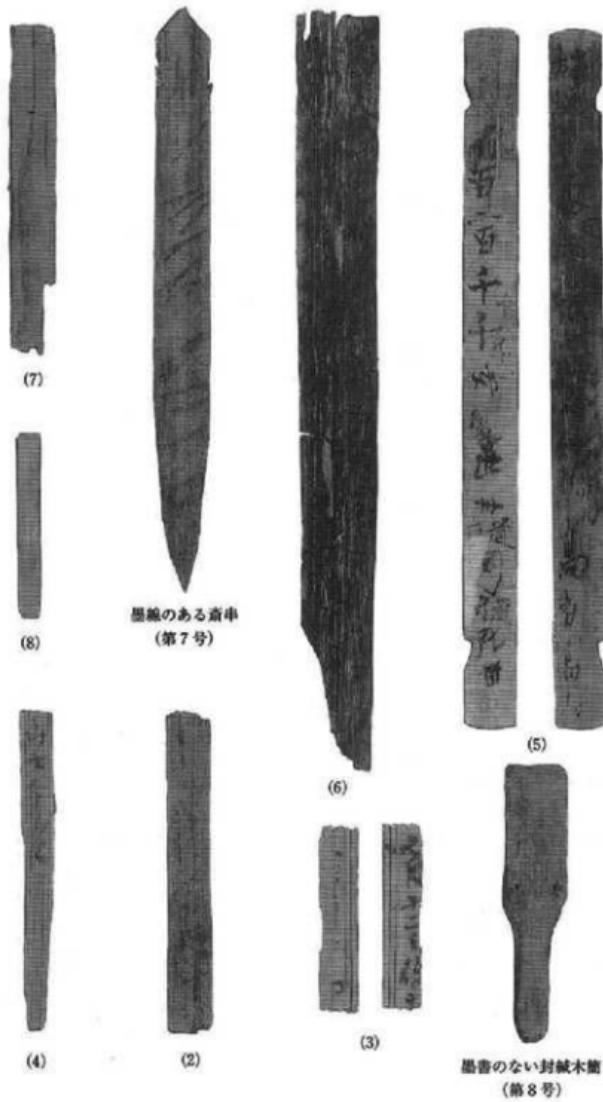
同 赤外線写真



同 赤外線写真

下ノ西遺跡出土木簡他 I

1997年出土の木簡



下ノ西遺跡出土木簡他 II

(5)

・「\

越後国高志郡□越志□□高□高志

<

・「\

高千世卅道□道在首

<

百「百千千世卅道〔間カ〕」

<

奥

（右側面）

350×24×9 (53) 第五号

(6)

「符大宅万呂符符符符符符符符

(46)×(3)×4 (61) 第六号

(7)

□

SIIIIO

(8)

□

(8)×(8)×3 (8) 第二号

(9)

□

(10)×(20)×5 (8) 第九号

(1)は、曲物の底板（未製品）を記録箇に転用したもので、裏面には粗い手斧ケズリの痕跡をとどめている。末尾の「八十束」以降も文章が続くとみられ、これより左側を欠損している可能性が高い。

内容的には、出舉（公出舉）と國司（後）の借貸について記録した記録箇といえる。単位のない「十四」を十四束とみて、本桶を三六四束（350+14）と考えると、その三割がほぼ一〇九束に近い値となる（ $364 \times 0.3 = 109.2$ ）。一方本桶を三五〇束とする、一〇九束と六六束の和はちょうど五割の利桶に相当する（ $350 \times 0.5 = 175$

= 100+66）。すなわち、利息が三割の部分と五割の部分が併存する二重構造となつていて、三割利息の時期に旧來の収入（五割）を得ることを意図して作成された可能性がある。その場合木簡の年代は、出舉利率が三割の時期、具体的には養老四年（七一〇）もしくは養老六年から、天平二年（七三〇）までの間という」となる。

一方、「十四」に単位がないことを重視し、これを「十四人」や「十四日」の省略とみることが可能であるとする、本桶三五〇束が出舉され、このうち本桶分の三五〇束がまず進上され（先上）、後に五割利桶一七五束のうち一〇九束が進上され（後上）、なお利桶六六桶が未納である（ $175 - 98 = 66$ ）と解することもできる。この場合木簡の年代は、五割利息の時期でかつ國司借貸の行なわれた時期として天平六年から一〇年までの間と考えるのが最もふさわしい。

このように、(1)の解釈及び年代は一概には決めがたいが、いずれにせよ(1)は八世紀前半の出舉制度の運用の実態を示す極めて重要な資料といえよう。また、國司（後）借貸が行なわれてゐる事実は、成立期（一期）の八幡林遺跡の遺物に、過所機能を併せもつとみられる蒲原郡符・沼垂城との関わりを示す木簡・石屋城（櫓）を表す可能性が高い「石屋木」の墨書き土器など、城構・闕といった国レベルの機能が窺える資料があることとも符合する。

と、複数の城構を國司が分割支配する形態をとった出羽・陸奥両国

と同じ状況下にあつたことになり、八世紀前半において、出羽建國後も北の邊境として位置付けられていた越後国の特性を示す可能性がある。具体的な一案としては、越後国府（頼城跡）に越後国司の守、沼垂城に介、両者の中間地点にある八幡林道路に接、最も北方の磐舟橋に目、などといったケースが想定できるのではないか。

(5)は完形の付札であるが、上下の切り込みは片側のみに施されている。冒頭から「越後国高志郡」まで書き始めたところで、「郡」の位置が右側に寄り過ぎたため、付札として使用することをとりやめて、以下表裏の余白部分に習書を行なったと推測される。

ここで注目されるのは、当初の付札を国名から書き始めている点である。このような付札は、都への貢進物付札とみるのが妥当であり、本来は古志郡家でとりまとめられた物品に付せられ、京進されるべき術だつたと考えられる。

下ノ西遺跡は、八世紀前半から一〇世紀前半にかけて機能した重要な官衙遺跡とみられ、その終末期においても、平行七間クラスの大規模建築が造営されている。遺跡の具体的な性格については、存続期間がほぼ重なる八幡林遺跡（古志郡街開闢）に欠如している機能を補う、都衙関連施設であった可能性が最も高い。今年度出土した木簡のうち、出舉と国司借貸に関する記録簡(1)、国名から書き始められた付札(5)の存在は、都段階で行なわれたとされる公出舉の事務や、都への貢進物の発送作業を行なう施設が遺跡内部に存在したことを見

如実に物語っている。また、(1)にみえる国司（港）借貸に関する内容は、塗の管轄する施設が付近に存在した可能性を示すものであり、城構・闕といった国レベルの機能を想定できそうな初期（八世紀前半から中葉）の八幡林遺跡の存在がクローズアップされることとなつた。

下ノ西遺跡の調査成果は、従来の一極集中型の古志郡衙像を改めさせるものであり、かなり広域に施設が分散配置されていた可能性が出てきた。今後八幡林遺跡と下ノ西遺跡の内容を総合的に判断して、古志郡支配の複雑な実態を明らかにしていく必要があろう。

なお、木簡の解説にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。またその解説については、平川氏の中間報告（「下ノ西遺跡—出土木簡を中心として—」所収）及び、一九九七年二月の木簡学会第一回研究集会で報告した際の討論の成果によつた。

9 関係文献

田中 靖「下ノ西遺跡 平成九年度の調査成果」（第二回古代城構官衙検討会資料）一九九八年）

（一九九八年）
和島村「今、注目される越後の古代—和島村出土木簡の意義—」

和島村教育委員会「下ノ西遺跡—出土木簡を中心として—」（和島村埋蔵文化財調査報告書八 一九九八年）

（田中 靖）

新潟・中倉遺跡

所在地	新潟県北蒲原郡中条町中倉
調査期間	第三次調査 一九九七年(平成9年)五月~七月
発掘機関	中条町教育委員会
調査担当者	木澤幸一
遺跡の種類	集落跡・河道跡
遺跡の年代	八世紀~九世紀
遺跡及び木簡出土遺構の概要	中倉遺跡は中条町の築地地区にあり、砂丘列の内側の湯に向して立地している。今回は、集落のほぼ東限と考えられる自然道路を調査した。これは、前々年度の確認調査で当時の遺跡の範囲外にその存在が確認されたもので、調査時は水田となっていた。その折には、小面積にもかかわらず多量の須恵器・土師器とともに、箸状木製品や馬形などが出土し、祭祀に関連する

る遺跡であることが知られた。また、須恵器の中には「王」「原」「牧人」などの墨書きを有するものがあった。

本調査地点は、自然河川の一部であり、川岸(裏)には一基の浅い落ち込みの外に遺構はなく、生活の痕跡は認められない。川は、砂丘列に沿って南北方向に流れしており、その下層の黒色粘質土に遺物が含まれている。南半分に特に遺物が集中して出土し、須恵器・土師器・土鍤・製塙土器などの土器類の外、盤・曲物・御膳・斎串・付木などの大量の木製品が含まれている。遺物の多くは川の斜面より出土し、遺構のない東側から投棄されたと考えられる。土器類は、遺存率の高いものが多く、墨書き土器(須恵器)が主体で、土師器は一点のみ)は、二〇点程認められた。「王」「丁」が多く、「原」「牧人」は二、三点、「譯」(異体字、土師器)は一点のみである。

また「王」の刻書きも数点出土している。

木簡は、四点出土した。

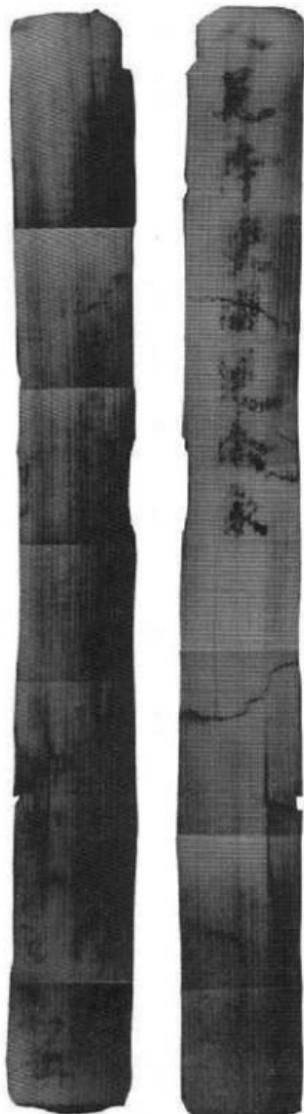
(1)は、遺物集中地点よりやや離れた川上(北方)の岸近くから、裏面が上になった状態で出土した。そのため裏面の上半は墨痕が薄くなってしまっている。

他の三点は、出土状況が不詳で、整理中での確認である。

なお、遺跡の本体は、今回の調査地の西方に広がる砂丘地上と考えられ、来年度にはその一部の発掘調査を予定しており、遺跡の性格の一端が明らかになることを期待したい。

8 木簡の积文・内容

1997年出土の木簡



- (1) 「人足等受國足〔秦カ〕飯」
- (2) • ×升 斗阿一升 □□一升
- (3) 世二錦士〔*ナガ〕X
□□□□□□□□□□□□□□□□□□
〔ナガ〕□□□□□□□□□□□□□□□□□□
- (4) 得□
- (149) × (123) × 5 181
- (149) × (11) × 4 061
- (157) × (25) × 3 061
- 215×39×5 011



(1)は、完形の木簡。厚さ約一ミリで、全体として比較的薄い。表面は「多」にかかる内容。国足宛の便を人足らが受けたといふ意か。裏面は墨痕不鮮明で内容不詳であるが、女性の人名らしき文言など數文字が判読し得る。なお、秦簡の古代における用例としては、「延喜式」の陰陽寮式・大字寮式・雜式に、庭火・平野彦神祭や中央・地方の祭祀の供物の一つとしてみえている。

(2)は、上下が欠損し、右端は削れている。記載様式は、人名と数量の列記と思われる。類似の例としては、秋田城跡出土の第一八号木簡(「秋田城出土文字資料集Ⅱ」、本誌未報告)などがある。

(3)は、上下及び右端を欠損している。多くの文字の字画の一部が確認できるが、墨痕が薄く、詳細は不明である。

(4)は、右端が削れ、左端は二次的加工と考えられる。下部に二文字の墨痕が認められるが、詳細は不明である。

なお、木簡の収蔵と内容は国立歴史民俗博物館の平川南氏による。

9 関係文献

中条町教育委員会「下町・坊城遺跡・中倉遺跡ほか」(中条町埋蔵文化財調査報告九 一九九六年)

(水澤幸一)

木簡研究第一四号

卷頭言

八木充

一九九一年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京左京二条一坊坊間路西側溝 平城京東市跡
推定地 唐招提寺 藤原京跡 飛鳥池遺跡 四条遺跡 長岡京跡(1)
長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 遺所遺跡 木津川河床遺跡 大坂城跡
住友銅吹所跡 桑津遺跡 章草寺跡 高槻城跡 境環濠都市遺跡
屏風塚跡 長田神社境内遺跡 宅原遺跡 桃井遺跡(1)
(日井井遺跡) 光明寺遺跡 西河原森ノ内遺跡 西河原遺跡 湯ノ
部遺跡 石川条里遺跡 内丘日向周辺遺跡 小茶内遺跡 富沢遺跡
多賀城跡 丹福寺遺跡 田道町遺跡 C地點 上荒屋遺跡 山田郷内
遺跡 稲城遺跡 吉野口(舞山小)遺跡 三日市遺跡 長登銅山跡
空港跡地遺跡(第3工区) 家居遺跡 美善町遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一四)

平城宮跡(第五〇・五一・五二・六三次) 上田部遺跡 那家今城
遺跡 那家川西遺跡 じょうべのま遺跡 高瀬遺跡

考古資料としての古代木簡 山中 章

八幡林遺跡等新潟県出土の木簡

木上と片岡 岩本 次郎

下総国司の任用と交通——一条大路木簡を手がかりに——

「敦煌漢簡」研究の現状と課題

吉村 昌之

編集 四五〇〇円

十六〇〇円

「埋文写真研究」第九号

文化財写真の研究、技術、情報など写真を扱う人だけでなく、写真を使って報告書を作る人、これを読んで情報を得る人まで、文化財調査に関わる人達に必携の雑誌。年刊で現在九号まで刊行されている（三号までは品切れ）。

B5版、一六頁、カラー4版多数、一九九八年七月刊
定価三、〇〇〇円

送料四冊まで五〇〇円、五冊以上一〇〇〇円

一冊以上は無料

申込先 〒六三〇-八五七七 奈良市二条町二丁目九一一

奈良国立文化財研究所内

埋蔵文化財写真技術研究会 値 鈴木 実

TEL 〇七四二-一三四一三九三一
郵便振替 京都〇一〇五〇-九一九九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会

岡山・津寺遺跡

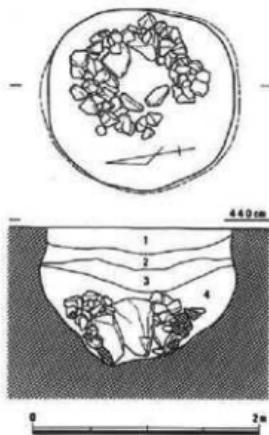
1 所在地	岡山市津寺中屋
2 調査期間	一九八八年(昭63)九月—一九九〇年(平2)一一月
3 発掘機関	岡山県古代吉備文化財センター
4 調査担当者	岡田 博
5 遺跡の種類	官衙跡・集落跡・墓・水田跡
6 遺跡の年代	弥生時代前期—近世
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	

津寺遺跡は、岡山市の北端の平野部に位置する。古高梁川の氾濫原である肥沃な谷底平野が形成され、隨所に旧河道の痕跡を観察することができる場所である。平野部の西寄りには、吉備高原に源をもつ現在の足守川が北から南に貫流する。津寺遺跡はこの足守川の東側に広範に展開し、現地表では海拔四・五m前後の水田景観を呈している。足守川を挟んだ遺跡の西側

には、小山塊から派生する低丘陵地帯が広がっている。

遺跡の周辺には、いわゆる「備中高松城の水攻め」の際に毛利方が陣を置いた城跡や、羽柴秀吉による水攻めの築堤の跡などが点在し、武将たちが対峙した往時の歴史的な景観が今なお残されている。津寺遺跡がその存在を広く知られるようになつたのは、山陽自動車道の建設に伴う発掘調査が開始されてからのことである。主に弥生時代から古墳時代にかけての大規模な集落跡や水田遺構が発見されたが、一方で古代の護岸工事の実態を知ることができる長大な堤防や、方形の区画溝に閉まれた内部に掘立柱建物群が配置された官衙跡など、特筆すべき発見も相次いでいる。

古代の出土遺物としては、野上田調査区で出土した墨書き土器「倉」「上厨」「吉」など、すぐ北側の丸田調査区で出土した岡山県内では最大の陶馬や、銅製の帶金具がある。また、高田調査区では、和田開跡五枚を納めた腹衣容器と推定される土師器が出土している。一方、足守川西岸の高塚遺跡では、完全な流水文銅鋤が埋納土坑から出土し、津寺遺跡の東に広がる政所遺跡では、貨泉や有鉢の銅鋤が発見されるなど、津寺遺跡を中心としたこの地域がまさしく古代吉備の中核部であることを如実に示す発掘成果が得られている。今回発見された木簡は絵馬に転用された折敷片で、中屋調査区の井戸五から出土した。井戸五はほぼ円形を呈する井戸で、東西方向の建物二棟、南北方向の建物一棟の他、同時に存在したとみられる



井戸 5 実測図

浅い土坑群数基とともに、微高地上で検出された。井筒は大小の石を簡略に据え付けているが、ほぼ半分は抜き取られて残存しない。出土遺物には、木簡や漆塗りの焼片の他、水田雑草であるタカサブローの種子がある。タカサブローの種子は、井戸が湿润な状態で保存されたため、下層から出土したものであるが、前述の遺構群の周辺低位部に水田が存在したことを示すとみられ、これらの遺構群が農村の一画に存在した民家との付属施設であったことを示唆しているともいえよう。

明確な時期を示す土器類の出土はみられないが、周囲の遺構の検出状況や遺構の埋積土などの所見から、中世後期の一六世紀代に存

在した村落と考えられる。なお、建物の建て替えはみられず、継続的に存在した村落であった可能性は低いとみられるが、これは当時の足守川が不安定な流路をとっていたこととも関係があり、常に洪水の危険性にさらされていた場所であった可能性もある。

8 木簡の仮文・内容

(1) 「あんせいのてらたうへり
□たの〔めか〕
〔とか〕」
「〔せき〕」
「〔せき〕」
「〔せき〕」
「〔せき〕」
「〔せき〕」

折敷を絵馬に転用したもので、表面には躍動する裸馬二頭が写実的に描かれている。文字は表裏にそれぞれ三行にわたって記されているが、表裏で天地が逆になっている。

表の一行為の「あんせい」が「欣盛」であるとすれば、「あんせい」は「隆盛」を意味する寺院を示すことになる。続く「たうへり」は「塔辺」と推察することもできる。このように解釈すると、隆盛を意味する寺院に何かを祈願したことが書かれているとみるとができる。裏面の内容は判然としない。

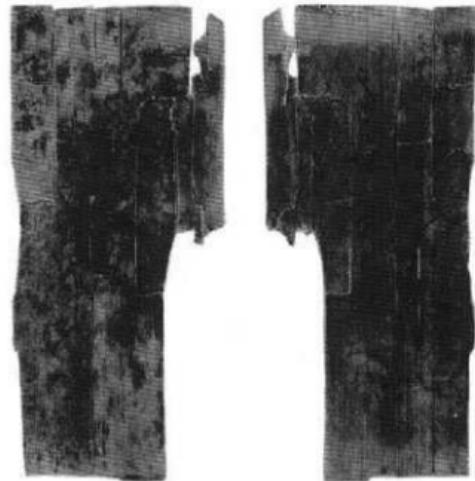
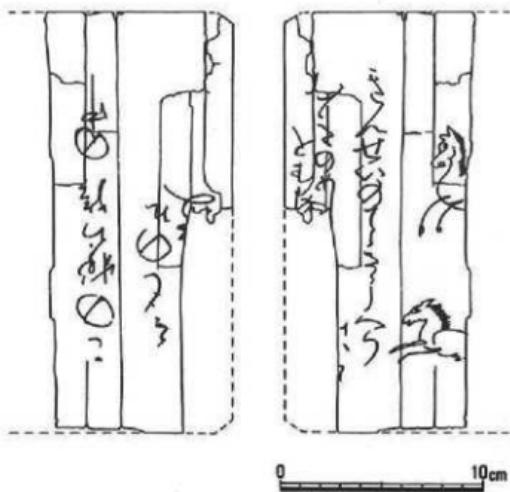
なお、木簡の假説・解釈は、比治山大学短期大学部の志田原重人

氏のご教示によるものである。

9 国保文献

岡山県教育委員会「津寺遺跡四——山陽自動車道建設に伴う発掘調査一四」(岡山県埋蔵文化財発掘調査報告一六 一九九七年)

(岡田
博)





(山口)
このたび、廃跡前面の水
存している丘陵部分が県指
定史跡に指定された。

山口・末原窯跡群（灰原上層）

所在地 山口県美祢市美東町大字赤字北ヶ迫

調査期間 一九九七年（平成9年）四月～六月

発掘機関 美東町教育委員会

調査担当者 池田善文・森田孝一・神田高宏

遺跡の種類 古代須恵器窯跡・中世集落跡

遺跡の年代 八世紀前半～九世紀、室町時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

末原廃跡群は、秋吉台国定公園の北東端に所在し、西中國山地の一郭である鰐ヶ岳（標高六一五m）の南東に派生した舌状丘陵南面

に位置する。一九七七年に須恵器窯跡四基が発見され、長登銅山跡との関連が推察された。その後、一九七九年の発掘調査で五号窯跡が新たに検出され、窯体が遺

水田開発により段状に削平されており、建物に伴う遺物は僅かで、土軸型鏡の脚部、陶器片が出土した程度である。

木簡が出土したのは、東西棟建物の柱穴である。東西棟建物は、桁行柱間一・九一・三m、梁間柱間一・三一・九mを測り、六・二m×四・八mの規模をもつて三十六度北に振れる建物である。柱穴は径三四cm×三八cmの横円形状で、深さ四五cmを測る。木簡は遺構面から一五cm下位で出土した。柱は抜き取られており、建物南北桁の中程の柱穴二基には、根込み用の礎石や板材が遺存していた。

8 木簡の収集・内容

(1) 「X南無北方

上端が圭頭を呈し下端が欠落しているが、原形は下端を尖らせる

田が開拓整備の対象となり、廃跡灰原などの検出を目的として、谷平野部の発掘調査を実施した。調査は、時間的な制約もあって、大部分が除去されており、僅かに灰原の基底部のみが遺存していた。そのため出土した須恵器片も灰原の発掘としては少量で小片ばかりであったが、灰原のあり方から新たに六号窯跡の存在が推定できた。

一方、中世の整地層の面では、一間×二間の東西棟獨立柱建物、同時期の獨立柱建物柱穴六基を検出した。これらの遺構面も後世の

(53×17×3 cm)

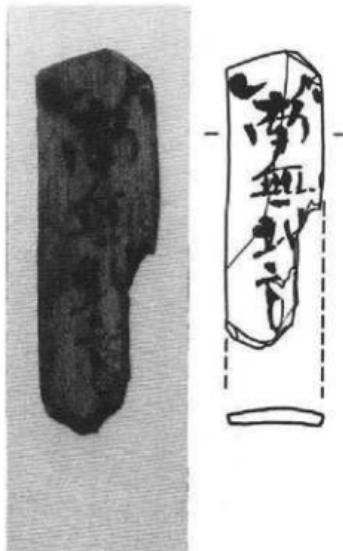
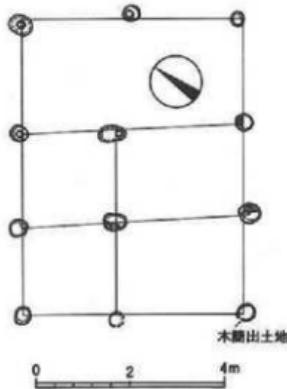
○五一型式の木簡と推定できる。材質はヒノキ材とみられる。

符縁から書き出でるので、呪符木簡であることは明白であるが、「南無北方」の解釈が判然としない。「南」の文字が頭にあり、しかも建物南端の柱穴から出土しているので、木簡の据えられていた

具体的な場所を示すものかと推測できるが、三文字めが「北」であるので、不可解である。裏面には墨痕及び文字痕跡は確認できない。

沖縄の四隅用の「フーフダ」には「北方多聞天王」の呪句の例があり、欠落部分に「多聞天王」が記されていたと推測すると、「南

無北方多聞天王」を記した「四方四仏」の一つと解釈するのが妥当と考えられる。木簡は欠損した状態で柱穴の中位から出土しており、柱の近くにあつたものが柱の抜き取り後に柱穴に粉れ込んだとみる



（池田善文・森田孝一）

ことでもでき、残りの三方の東・北・西端では検出できなかつたことも納得できる。木簡の表面の磨滅は顕著ではなく、風雨に曝される

ことなく、柱のそばの屋内に立てられていた豪華性が高い。沖縄地方のフーフダには、文字面を家屋の内側に向けて立てられている例もあり、同様のものと推察できる。

いずれにせよ、今回出土した木簡が室内安全を祈願した魔除け用であることは歴然である。ただ、四方に配してあつたか否かは不明であり、一本のみで北方の鬼門を封じた可能性もあるといえよう。

木簡の釈読、及び解釈については、元山口大学の八木充氏、東京

大学の佐藤信氏のご教示を得た。



(図)

山口・萩城跡（外堀地区） はぎじょう

復するため堀を浚渫し、その土砂で外堀の東端を埋め石垣を築き、堀幅八間とした。埋め立て地には新たに町屋が成立し、「北片河町」、「南片河町」となった。

- 1 所在地 山口県宇都宮市北片河町
- 2 調査期間 一九九七年(平成9)五月～一九九八年一月
- 3 発掘機関 山口県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 谷口哲一・林信行・井川隆司・吉野祥子
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

萩城は関ヶ原の戦いに敗れた毛利氏によって、防長移封後の慶長

一三年(一六〇八)に建設された。外堀は遅れて元和八年(一六二二)に完成している。東側の外堀では当初堀幅二〇間であつたが、その後町屋の進出や土砂の流入により一間に狭まり、さらに堀底の上昇により洪水の危険が生じ舟の通行にも支障を來したため、元文四年(一七三九)に護岸の機能を回

り堀・井戸・廐棄土坑がある。遺物は八万点以上あり現在整理中である。

木簡は一八世紀の廐棄土坑であるSK八〇から八点、SK九二から二二点、計二九点出土した。判読できる木簡は一五点あるが、今回はこのうちのSK八〇出土の二点について紹介する。木簡が出土したこれらの土坑からは、近世陶磁器とともに、約六〇〇点の木製品(建築部材・下駄・漆桶・桶・箸・扇子・羽子板など)が破棄された状態で出土した。

8 木簡の収文・内容

- (1) 「内山玄様□□□」
- ・「味噌樽巻つ □」

(2)

・「庄ヤ八郎左衛門
後烟村市郎右衛門組 三升」

庄ヤ八郎左衛門
後烟村市郎右衛門組 三升

・「□□四□□衛門在判」

195×37×5 051

(1)は三片に分かれるがほぼ完存している。上・下端に切り込みを入れ、表・裏面と両側面は丁寧な削り調整を施している。表裏面とも一部に判読できない部分がある。

(2)は完存。表・裏面、両側面とも削り調整をしている。裏面は一部剥離しているため文字が判読できない。

これらの木簡は、人名、地名、商品名や数量が記載されていることから、荷札として使用されたと考えられる。

なお木簡の収蔵は、元山口大学の八木充氏による。

9 関係文献

山口県教育財團・山口県埋蔵文化財センター「掘る見るわかる
城下町—萩城跡(外堀地区)発掘調査報告一」(一九九八年)

(谷口哲一)



(2)



(1)

香川・高松城跡たかまつじょう



(高 松)

- 1 所在地 高松市西の丸町五丁目
 - 2 調査期間 一九九六年(平成8年)四月~一九九七年三月
 - 3 発掘機関 香川県教育委員会・鴨香川県埋蔵文化財調査センタ
 - 4 調査担当者 藤好史郎
 - 5 遺跡の種類 近世城郭跡
 - 6 遺跡の年代 一六世紀~一九世紀
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 高松城は、旧香東川が形成した河口の三角州上に海に面して築城されている。天正一六年(一五八八)に生駒親正により築城が開始され、生駒藩改易後高松藩主となつた松平頼重により延宝五年(一六七七)に東ノ丸艮櫓の築造でほぼ完成をみる。今回木簡が出土した地点は、本丸西側の西ノ丸の外

郭部に相当し、外堀の延長線上にある西浜舟入りと中堀とに東西を挟まれている。生駒藩期には上級家臣の屋敷地が営まれた跡である。木簡が出土したのは、地表下一四〇cmほどの第三整地面の土坑SD八B-17である。この土坑は東西九・二m、南北確認長五・八mを測る概ね方形のブル状を呈し、木簡は下駄などの多くの木製品とともに出土した。

第三整地面は場所によっては鎌倉期の遺構検出面となつておらず、戸・土坑などを検出している。溝や建物は松平初期に描かれたと考えられる高松城築城下図屏風の屋敷や道路の配置と概ね一致している。ほぼ同時期の高松城下屋敷割図との補完・比較により、屋敷地の位置・所有者を概ね想定し得るものである。検出した井戸や土坑など多くの多くは、同時期の建物と切り合わず、建物を避けるように掘られている印象を受けるもので、土坑の中からは「薄木」が出土したものもあることから、便所として掘られたものも多く含まれていると考えられる。

高松城は、松平期初代の松平頼重の治世末頃までは、部分改修を繰り返していくことが知られており、上級家臣の屋敷地において多くの土坑が建物を避けるように設置されているのは、その箇所が改修工事の際に作業地として使用された空間であるためであろう。

(1) 「元和拾年三月六日出候舟集候木ノ覺 同

「とほまつ」四荷半内式荷半 勘解由様へ上り

一七拾九荷内四拾荷 勘解由様へ上り

残而式荷有

一式荷大工市二上道候合四拾式荷 「三月拾日舟つき申候」

「」

一「残而三拾七荷有」

六〇×五〇×四
011

木簡は、生駒藩家臣上坂勘解由宛に送られた材木に伴う受け渡し状である。形状は下半が細くなっているが、記載された文字の配置からすると完形である。まず、表面の標題「元和拾年三月六日出

候舟二集候木ノ覺」と表面上半、及び裏面がセッタとなり、その後表面の下半が追加記載され、最後に「三月拾日舟つき申候」が記載されたものと考えられる。

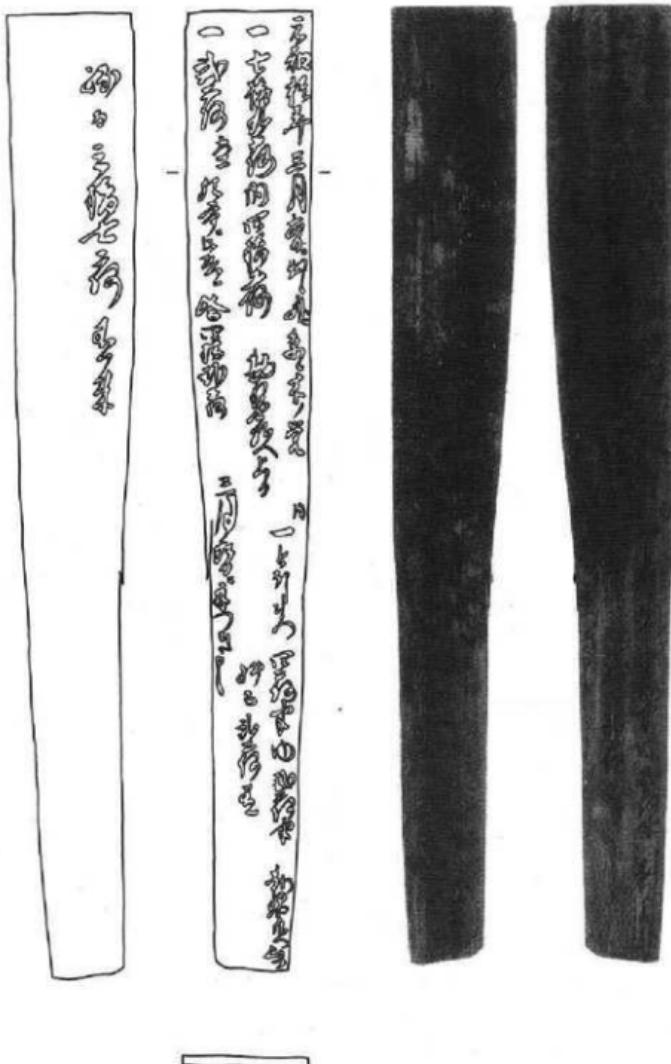
記載は、標題・木の種類・数量・今回の送付数量・宛先・残部数量の項目で構成されている。最初の七九荷についての記載は、残部数量相当部が表面に記載されず、裏面に記載されている。この点は記載数量から確認できる。すなわち、七九荷のうち勘解由に直接宛てたものが四〇荷、大工紀市宛のものが二荷であり、その残りが裏面の三七荷と一致する。従って、当初の記載位置は表裏ともにこの木簡の上半部に限られたものであったと考えられる。これは木簡の形状が

下半部に向かって細くなっていることとも対応しよう。但し、木簡には物品に装着したような痕跡は残っていない。

木簡の下半の記載にも上半の体裁を踏襲する意図が窺われ、標題も「同」で改めて記載し、樹種と考えられる「とほまつ」が上部へはみ出して記されている。残部記載が裏面ではなく表面に継いで記載されている以外、体裁は共通している。また最下部の「勘解由様へ上り」の記載が非常に圧迫されたようになつていて、体裁の共通性とともに、木簡が原形を保っていることを窺わせる。

最後に記載された「三月拾日舟つき申候」は、舟の到着期日の記載で、「月」「拾」の筆跡が上半の標題中の同一文字の筆跡とは異なつており、別人の記載であろう。これは送付物とともにこの木簡を受け取った側で書き加えたものと考えられよう。

以上の木簡の記載内容を要約すると、「元和一〇年(一六一四)



三月六日に舟出した木の覚え書き。樹種記載のない木を七九荷送る予定であるが、今回はその内の四〇荷を「上要」勘解由宛に、二荷を大工宛に送る。残部は三七荷である。同じく、とほまつ(?)を

四・五荷の内、二・五荷を勘解由宛に送る。同じく、とほまつ(?)を「三月一〇日に舟が着いた。」ということになる。

屋敷割図などの検討から、今回の調査地が上坂勘解由屋敷を含む可能性を考えていたが、木簡出土土坑の外側の溝などが生駒藩家臣上坂勘解由屋敷地の境界を示すものであることが判明し、またこれによつて時期比定もほぼ確定した。この木簡によつて送られた

「木」は、大工宛のものもあることからみて、建築用の木材である可能性が高い。誰がどこから発送したかは不明であるが、船積みで概ね足かけ五日間で木材が送られていることや、宛名が「勘解由様」と個人名を使用していることが、木材の発注の性格を考える上で注目される。また、元和一〇年は二月三〇日に改元されて寛永元年となる。木簡の記載期日は元号改正期の状況を窺わせるものである。

なお、本文の読み下しについては、香川県教育委員会歴史博物館準備室の胡光氏のご教示を得た。

9 關係文献

- 香川県教育委員会・財香川県埋蔵文化財調査センター「高松港頭土地区画整理事業平成八年度発掘調査概要 高松城跡（西の丸町）・西打造跡」（一九九七年）
（藤好史郎）

埋蔵文化財写真技術研究会編 『報告書制作ガイド』の刊行

報告書作成マニュアルともいいうべき便利なガイドブックが刊行された。埋蔵文化財写真技術研究会が、設立一〇周年を記念して、これまで機関誌「環文写真研究」に掲載してきた内容に、新章節を加えて一書に編集したものである。

「原稿の準備」「制作の知識」「校正の知識」「印刷の知識」「製本の知識」「仕様書の作成と原価計算方法の一例」「デジタル画像とDTP」の各章で構成され、報告書作成のための基本的な事項を網羅して、わかりやすく解説している。実際に刊行された報告書から悪いレイアウト例と修正例を対比して示すなどの工夫が盛られ、巻末には用語解説や索引もついて至便。報告書を作る際には必携といえようが、報告書を見る・読む側にも興味の尽きない一冊であろう。

変遷A4判 一七八頁 四五〇〇円 一九九八年七月刊

問い合わせ先

埋蔵文化財写真技術研究会

奈良市二条町二一九一 奈良国立文化財研究所内

TEL ○七四二一三四一三九三一

徳島・觀音寺遺跡

1 所在地	徳島市国府町觀音寺
2 調査期間	一九九七年度調査 一九九七年（平9）四月—一九九八年三月
3 発掘機関	徳島県埋蔵文化財センター
4 調査担当者	武市文雄・下内新吾・吉田博明・藤川智之
5 遺跡の種類	官衙跡（国府）・河道跡
6 遺跡の年代	古墳時代初頭・六世紀後半～三世紀
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	觀音寺遺跡のある国府町は徳島市域の西縁に位置する。遺跡は吉野川の一支流である鯉喰川によって形成された沖積地上、標高六～七mに立地する。

国府町は阿波国府の推定地とされてきた。それは、一〇世紀前半に成立した「和名類聚抄」によつて、古代の阿波国府は名東郡所

在とわからること（もともと名方郡であったが、寛平八年（八九六）に名方東郡「名東郡」と名方西郡「名西郡」の二郡に分割されたので、国府は名東郡所在と記載されている）、鯉喰川が形成した扇状地左岸域に条里遺構が広がり、そこに国府の地名が残っていること、国府町矢野に國分寺、石井町尼寺に国分尼寺が所在することなどによる（石井町尼寺の二つのみが名西郡で、他は全て名東郡に属していた）。

國府比定地をめぐっては、従来は現在の大御和神社を中心に広がる」と見る意見があつた。しかし、徳島市教育委員会による一〇次における範囲確認調査においても、国厅に相当する遺構は確認されず、正確な位置や構造は解明されていない。近年では、現存する条里地割を重視し、十六番札所觀音寺を中心とする案が新たに想定されている。國分僧寺は調査地の南一・五km、國分尼寺は西〇・五kmに位置し、古代阿波国の中心地であることを示す遺構がこの地域には点在している。

国府町には奈良・平安時代のみならず、縄文時代後期・弥生時代中期・古墳時代前期などの大集落が確認されている。また、鯉喰川流域は有数の青銅器の集中地帯でもある。安那眞遺跡などから複数の銅鏡が発見されているほか、名東・矢野の両遺跡で埋納状態の銅鏡が集落内より出土している。

觀音寺遺跡の一九九七年度の発掘調査では、溝・井戸などの多くの遺構とともに大規模な自然流路が検出された。多くの遺構は平安

期に下るものであるが、流路内からは約五〇点の木筒をはじめとする多数の遺物が出土した。

流路は北流し、検出延長約一五〇mに及ぶ。幅は約二〇mを測り、深さは南で約一四〇cmと浅く、北では約二六〇cmと深い。これは北への傾斜により、新しい層位の遺存状況がよいことによる。後述する上層は、北へいくほど安定した遺存状況を示す。流路の機能していた年代は、六世紀末以降の約二百年間にわたる。

堆積層は七世紀中頃を境に上下二層に大別される。上層はシルト層を主体とし、遺物は原位置をとどめる場合が多くみられる。木材加工時の削屑を含むなど、出土遺物は全体に小型のものが中心をしめる。ほとんどの木筒はこの層に含まれる。

下層では、砂層が主体で部分的に間層としてのシルト層がみられる。遺物は上流からの移動を経ているものが多く、完形の土器や建築部材のような大型品の出土が頻繁である。(4)〔論語〕木筒は、下層のなかでも比較的上位層の出土である。共伴する出土遺物のうち、須恵器は田辺編年のTK一二〇九式に並行しており、七世紀第二四半期までにおさまると考えてよい。

木筒の出土層位をもう少し詳しく見ておく。七世紀末から八世紀前葉にかけては、複数の層にまたがって木筒の出土がみられる。郷里制ないし郷制下のもの(5)(9)と「評」表記のもの(2)が混在する状況であり、出土層位と木筒の正確な年代の整合は困難である。

しかし、下位の層位の木筒の出土層序は安定しており、木筒の記載内容から判断される年代との矛盾はない。(1)〔己丑年〕七世紀第四半期・(3)〔五十戸後〕七世紀第三四半期の年代は、他の遺物の年代観と比較しても違和感なく理解できる。

遺物の種類は土器(須恵器・土師器・陶器・磁器)、木製品(育器・農工具・紡織具・服飾具・馬具・木製祭祀具・建築部材)、金属製品(銭貨・鏡・農工具)、自然遺物(動物遺体・植物遺体)などの多岐にわたり。総数では、五〇万点を超える。

木筒を除く遺物では、斎車などの木製祭祀具の出土状況が注目される。七世紀初頭以降の数段階にわたり、良好な出土状況が確認された。七世紀初頭の例では、土師器の壺に斎車十数本を束ねた状態で突き刺して廻棄していた。七世紀末の例では、長さや形態によつて數本ずつを束ねた状態であり、数本離れた位置には上顎と下顎を分割した馬の頭骨が供えられていた。いずれの例でも、端部の壺え方からみて廻棄時の位置関係をとどめていると判断された。祭祀に用いられる木製品には、斎車の他に人形・舟形・陽物形などがある。年代によって組成に変化がみられるよう、現段階では七世紀末にもっとも種類が豊富になると考へている。

木製品はどの層にも均等に含まれているものと、年代によって偏りのあるものとの一種がある。前者としては斎車、曲物、木鍬を含む紡織具があり、後者では下層に多いものとして建築部材、農工具、

があげられる。

今回の調査成果は、阿波國府が觀音寺を中心とする微高地に存在した可能性が高いことを立証したばかりでなく、その構造や成立過程についても重要な知見を提供することになった。

國府の構造については國府そのものの確認がなされていないため、なお不明要素が大きい。但し、当埋蔵文化財センターの一連の調査によつても、方位などに基づく整然とした地割は確認されず、これまでに提示された六町や八町の方形範囲内の街区プランは参考をするものとなつた。

國府の範囲については、いくつかの想定案が出されているが、いずれの案をとるにしても、觀音寺遺跡は阿波國府内か、國府の西縁部に位置することになる。木簡の内容や、他の出土遺物からみると、觀音寺遺跡は、阿波國府および阿波國の政務がとり行なわれた國府と深く関わる遺跡とみて間違ひない。

一方、流路内の年代は、國府成立期を過つて六世紀末から継続しており、空白期をおかない。徳島市の西に隣接する名西郡石井町には、「栗園造墓碑」があり、名方郡大領である栗凡直の名が見える。これにより、栗園造家は名方郡内に本拠をもつことが知られる。觀音寺遺跡で出土した六世紀から七世紀前半にかけての膨大な遺物は、國造家の邸宅に伴う可能性が非常に高い。とすれば、栗園造の本拠であった施設を七世紀第三四半期以降に発展・拡張させて取り込む

ことによつて國府が成立したと解釈することができる。

觀音寺遺跡の所在する鯖喰川の左岸一帯は、鯖喰川の旧河道が幾筋も存在する。そのため自然の湧水がまことに豊富であり、検出された旧河道からも絶えず水が湧き出していた。すぐ東に隣接する舌洗池も、自然湧水により形成された池である。多数の木簡や肅串、多量の建築部材が検出されたのも、このような恵まれた自然条件による所が大きい。

今回の調査で出土した木簡は、検討会を行なつた一九九八年七月二六日の段階で六八点であった。その後、取り上げた木製品を水洗いする過程でも新たに木簡が発見されているが、ここでは积説が完了して公表した一四点についてのみ報告することとする。なお、一九九七年度調査地の北側に隣接する地域を一九九八年度に発掘調査したところ、約一〇点の木簡が出土しており、觀音寺遺跡出土木簡の総数は九〇点近くに達している。これらについても、一九九七年度調査出土木簡の今回未報告分と合わせて次号で報告することとしたい。

8 木簡の叢文・内容

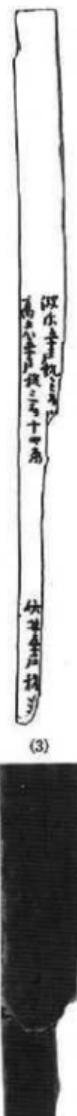
(1) 「己丑年□月廿九日」
〔四×〕

(2) 「△麻殖評伎瑠穴一升」

157×23×4 022
120×19×4 023



(4)
左側面



(3)部分

(13) 阿波国 [名#]
□ 方郡郡道
〔名#〕
国國國國國道道道道
(243)×33×5 (81)

(14) □曲マ里五人
(225)×23×5 (16)

己丑年五月廿九日
(1)

麻西御付可寅二十
(2)

達坂野保室大伴ア賀鳴
(3)

第一國下伊良
(4)

於赤堺立公事ア弓矢九月七日
(5)

(8)表

(5)

記載された内容や出土した層位からみると、七世紀後半の木簡が多い。また雲亀三年（七一七）五月から天平一年（七三九）末頃まで施行された郷里制下の木簡や、それ以後の郷里制下の木簡も含まれているので、七世紀の第二四半期から八世紀代の木簡群が出土したことになる。干支を記す付札木簡や記録木簡を含み、内容的にも注目すべきものが多い。

(1)の己丑年は、持統三年（六八九）にあたる。己丑年某月（四月か）二十九日の日付を記す付札。下端部の切り欠き付近に、墨痕ら

しきものがあるが、赤外線テレビカメラ装置で見ても、墨痕とは断定しにくい。(1)が出土した扇の下からも、かなりの数の木簡が出士しており、それらの年代を遡らせるうる根拠となつたものである。

(2)は、麻植評から貢進された雉(俊理)の肉(穴)二升に付けられた木簡。麻植評からの貢進物付札で、觀音寺遺跡が阿波國府であることを端的に示している。「殖」は異体字。上端部の切り欠きは、珍しい形状である。

「万葉集」に「雉」が歌われており(卷十一一八六六、卷十三一三三〇など)、「キギシ」と読まれているが(キ・ギともに甲類)、本末により、すでに「キジ」と読む事例のあつたことがわかる。麻植郡足部郷の稚野山は、中世、豊かな山の幸に恵まれていたことによく知られている。

(3)には「五十戸税」と記されていて、注目される。二断片に分かれて出土したが、軋詠作業中に接続することが判明した。「高志五十戸税三百十」の「十」の箇所で折れていたが、下の部分と接続できることにより、税の単位は「束」であることがはつきりした。上端部近くの中央部に、刀子で浅く抉った痕跡がある。貫通した孔ではない。左右の側面は削られている。

一段めは、右から左へ「波尔五十戸税三百口」「高志五十戸税三百十四束」と書く。「波尔五十戸税三百口」の口は、残画からする「十」である可能性が大きい。二段めは、「高志五十戸税三百十

四束」と同じ行に、やや空白をおいて、「佐井五十戸税三」と書く。その下は折れている。二段めの右半部は欠けているので、「波尔五十戸税三百口」と同じ行に文字があつたかどうか、確認できない。

二段めの「佐井」の左側に、明らかに墨点を確認できるので、「高志五十戸税三百十四束」と「佐井五十戸税三」と書いた行の左側に、もう一行あつたと推定される。

「里」と明記された事例で最も古いのは、藤原宮跡出土の「三野大野評阿瀬里」で、癸未年(天武二年・六八三年)の年紀をもつ。「里」の表記が定着する以前には、「五十戸」と記された。木簡をはじめとする食料類に五十戸と記された事例は、これまで約二〇例ほどある。(3)も新たにその事例に加えられる。

「和名抄」に、名方西郷に埴土(波爾郷・高足(多加之)郷がみえる。佐井郷はみえず、その所属郷は不明である。「和名抄」では、名方西郷は埴土郷・高足郷・土師郷・桜間郷の順に、四郷が記されている。埴土郷・高足郷の順に注目すれば、一段めは右から左へ書き継いだものと推定される。この木簡にみえる五十戸が名方評に所属するものだけなのか、他の評の五十戸も記載されていたのか、問題を残す。

埴土郷は、氣延山北麓の石井町石井・浦庄から、氣延山の南側で點喰川右岸の徳島市入田町に及ぶ一帯とされる。高足郷は吉野川左岸の上板町高足を中心とした一帯が想定されている。

先に「五十戸」と記す事例は、これまでに二〇例ほどあることを指摘した。しかしそれらのほとんどは、サト(里)と同義の用例である。唯一、例外であるのは、飛鳥京跡第五一次調査で出土した「白堀部五十戸」「坂十口」と記すものである。この木簡とともに「大花下」の冠位を記す木簡が出土しているので、齊明天智朝頃のものと考えられる。他の「五十戸」の事例よりもやや古く、さらには五十戸から十個の皴を貢進したことを記していく、注目される。

(3)では、高志五十戸の税三百十四束と明記している。波尔五十戸の税額は、折損のため不明だが、三百束を越えることは間違いない。「佐井五十戸税三」も同様であろう。これらは明らかに戸ごとに課された「税」を集計したものとみなしうる。

「税」は、オホチカラ・タ(田)チカラと読み、田租の意である。屯倉の田部に課されたり(安閑紀二年九月卷)、田税の用例もある(天智紀八年冬卷)。波尔・高志・佐井などの五十戸に課された税は、出舉に問わるものと判断されるが、やや微細にすぎるようにも思われる。またその額は、いずれも三百十束前後一律であるのも気になるところである。

(4)は、杖状の木製品の四面に墨書きがあり、「風」にあたるものか。下端部を削って少し細くしており、その部分で折損している。もともと地面に突き刺すような形状だったかと推測される。

一応、幅広の方を表と裏、幅の狭い方を左右側面とした。表面の

下三字と裏面の文字はやや大きく草書風。左右の両側面と、表面の下三字を除く部分の文字はやや小さく、隸書風の要素の残る書体である。左側面の文字に、左端部の筆画が欠けたものがみられるので、左側面に墨書きした後、表裏を少し削って書いたものと判断した。したがって「論語」の学而篇を記す左側面が、もともとの表面だったと考えられる。(4)は、出土層位からみて、七世紀の第Ⅱ四半期のものである。

左側面に「子曰 学而習時不孤□豆□自朋遠方采亦時樂乎人不□知」不亦不憮」の文言がある。「論語」学而篇一の「子曰学而時習之。不亦說乎。有朋自遠方來。不亦樂乎。人不知而不憮」によつてはいるものの、文章に少し違いがある。軒説した右側面や裏面の文言は、「論語」にみえない。

学令の第五条に、大学や国学で教授すべき経書として、「周易」以下が挙げられているが、さらに兼習すべきものとして「論語」と「孝經」がみえている。そのため「論語」を習書した木簡や墨書き器の報告が、藤原宮跡や平城宮跡を始めとして、いくつかの遺跡からなされている。奈良市の阪原坂戸遺跡からも奈良時代の「論語」学而篇十の習書木簡が出土しているが、文言に定本と異なる部分があつた(本誌六号)。

(4)は七世紀の第Ⅱ四半期の木簡であるから、「論語」を習書したものとしては最古の事例となる。阿波國府に国学が置かれたのは、

大宝令施行に際してと考えられるから、七世紀の第Ⅱ四半期に阿波で「論語」が受容されていた歴史的背景が大きいに注目されるだろう。

阿波国造の居館で、「論語」の教授・学習が行なわれていたとの推測も可能である。阿波国には渡来系氏族の分布が散見し、また麻植郡與島郡の地名もみえる。また阿波国造であった栗凡直の一族から、後のことではあるが、板野郡の人、外從五位下行明法博士栗凡直、麻植らに対し、貞觀四年（八六二）九月、栗宿禰の姓が与えられていることも参考になる（日本三代実録）。

(5)は郷里制下の木簡。「和名抄」に津郷はみえない。觀音寺遺跡出土の木簡にみえる地名について、「和名抄」の郷名にみえない事例が散見する。阿波国府の所在した名方郡や隣接する板野郡・阿波郡は、吉野川の下流域にあたり、河道の変遷が激しかった地域である。「和名抄」にみえない地名があるのは、そうしたことによるものではないだろうか。

(6)は、代割下の木簡。小字名が付された各水田について、それぞれの田積と耕作が可能であった田積を、四行にわたって書き上げた記録である。四行目は墨痕が薄く、ほとんど読み取れない。上端部は刀子で切り目を入れて折り取り、または中央で、人為的に刀子で縦に割っている。丁寧な廢棄方法が興味深い。

(7)は、表裏ともに腐蝕が甚だしい。「和名抄」に丹生郷はみえないが、阿南市水井町一帯に所在する水井水銀鉱山との関わりが注目

される。水井水銀鉱山は、明治期の最盛期には全国の水銀産出量の約六〇%を占めていた。同鉱山の周辺で確認された若杉山遺跡は、弥生時代終末期から古墳時代初期に、朱の原石である辰砂を探査し碎石した遺跡で、砂岩製の石臼や石杵が出土している（曾原康夫氏「日本の古代遺跡 37 徳島」）。丹生里は、若杉山遺跡や水井水銀鉱山周辺の地域を指す可能性が大きい。阿南市は、古代には阿波国那賀郡であり、「先代旧事本紀」に長國造がみえていて注目される。

(8)は「第四マ」と記すが、弟国部である。裏面上部に、ごく薄く二字分ほどの墨痕がある。上端部は折損しているが、左肩に切り欠きの一部分が残っている。弟国部は、雜体天皇の弟国宮を守衛するために設置された名代。他の事例として、飛驒国荒城郡の弟国部弟日がみえる（持統紀八年十月条）。弟国部が阿波国に設置されたことは、安閑朝における春日郡屯倉の設置や（安閑紀二年五月条）、六世纪後半に至り、名方郡・板野郡・阿波郡を凡栗直が国造として支配するに至ったことなどと深く関連すると思われる。

(9)は、上端部を刀子で圭頭状に、また下部は細く尖らせている。二字め・三字めの運筆はややわかりにくい。於井郷は井於郷の書き誤りであろう。「和名抄」に、名方東郡に井上（井乃倍）郷がみえ、また河内国志紀郡に井於（為乃倍・井乃倍）郷の事例がある。

延喜二年（九〇二）の「阿波國板野郡田上郷戸籍」に「忍海」の事例がみえている。

(9) は習書。六つの断片となっている。蠍はアワビ。蠍はやや異体字で、旁を便に作る。エビを海老・老海と両様に書く。

(10) はほぼ中央で継に半截されている。

(11) は下部を尖らせている。「和名抄」によれば、名方東郡に賀茂郷があり、また「阿波國板野郡上郷戸籍」に錦部がみえている。「錦」の金偏は異体字。また「鹿」も、ヤマイダレの異体字となっている。

(12) は習書木簡。「□方」、「□□方」の「□」の字の崩しは、「名」ではないが、名方の意で書いたものだろう。阿波國の「波」のサンズイの崩しも珍しい。またこの木簡では、所々にぐく薄く墨痕がある。もとの木簡を削り直して、習書したものとみてよい。

(13) の上端部裏面は焼け焦げている。肉眼では、「五人」の文字が見えるにすぎない。上部は赤外線テレビカメラ装置で確認した。継の筆画が四本みえることから、「曲」と判断した。一字めは残画からすれば、「評」の可能性が大きい。「和名抄」に曲部郷はみえないが、阿南市に大曲の地名があり、那賀郡に所属した。

勾部の事例があるから、この曲部も勾大兄皇子（安南天皇）の名代の可能性がある。曲部里の地名が曲部設置に由来するとすれば、(8)の弟国郡とあわせ、六世紀前半代が阿波における初期であり、後半に至るが國造となっていく歴史的背景が浮かび上がってくる。(1)～(14)の木簡について、簡略な注記を加えたが、以下、古代史の立場から、觀音寺遺跡のもつ意義についてふれておきたい。

第一点　七世紀後半にさかのほる阿波國府跡から、日本最古級のものを含む木簡群が出土した。とりわけ隸書風の論語木簡や五十戸税の木簡は、史料的価値が高い。木簡の内容からみると、出雲國府と意宇郡衙が隣接していたように、阿波國府の國庁に隣接して名方評衡が所在していた可能性もある。

第二点　六世紀末から七世紀前半にかけての祭祀遺物も多数出土しており、栗田造による水辺の祭祀に関わるものと判断される。

第三点　この地域を支配した栗田造の領域内に、七世紀後半、阿波國府が置かれた。今回出土した木簡群から、初期國府統治において注目すべき遺跡があり、出土した木簡群は、今後の日本古代史研究に必須の資料と言える。

なお、木簡の収集は、繰り返し肉眼で観察して墨痕を追い、最終的には赤外線テレビカメラ装置で確認して、文字を確定した。収集は記者発表したものを基本としているが、一九九八年七月二六日、徳島県埋蔵文化財センターで行なわれた木簡検討会での成果を踏まえ、作成したものである。とりわけ(4)については、国立歴史民俗博物館の平川南氏、奈良国立文化財研究所の館野和己氏のご教示によるところが大きい。

（一）藤川智之、八 和田 翠

福岡・香椎B遺跡

かし



(福岡)

- 1 所在地 福岡市東区香椎字寺熊
- 2 調査期間 第二次調査 一九九七年(平9) 1月~4月
- 3 発掘機関 福岡市教育委員会
- 4 調査担当者 下村 智・瀧本正志・田上勇一郎・本田浩二郎
- 5 遺跡の種類 墓葬跡・河道跡
- 6 遺跡の年代 平安時代末~戦国時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は旧郡名では筑前国柏原郡香椎となる。福岡平野の東辺部を画す多々良川から東は、三郡山系の博多湾まで達する丘陵によつて占められ、丘陵間にには幾つかの谷地形が所在する。

その中で香椎川水系により形成された谷は、幅100m、奥行き1kmの規模を有し、やや蛇行気味に東西方向に伸びる。西方は開口して博多湾に面し、東方は低い谷を越えて宇美、太宰府

- へと通じる。この谷の海岸から一帯ほど奥に、「香椎官編年記」に神功皇后を祭神として神龜元年に建立されたとある香椎宮(廟)が位置する。香椎B遺跡は宮からさらに五〇〇mほど谷奥に立地する。
- 今回の調査は宅地開発に伴うもので、計画地内にある中世~戦国期の山城の御飯ノ山城が立地する小山などの丘陵を切り崩して香椎B遺跡が立地する谷を埋め、三〇万m²の宅地を造成するものである。

調査は一九九五年~一九九八年の四年間、四次に及んだ。一九九五年~六年の調査では谷部の二二〇〇〇m²を、一九九七年~八年では工事の關係で九五~六年に調査のできなかつた谷部の二五〇〇m²と山城跡(御飯ノ山城)の全面的な調査とを行なった。

調査の結果、平安時代末~戦国時代の掘立柱建物・井戸・溝・土壙墓・墓跡などの遺構が確認された。また、奈良時代~一六世紀の須恵器・土師器・備前や常滑産の陶器・中国産磁器の他、木簡・生活用具や祭祀関係の木製品、瓦類の多種多様な遺物が、各遺構や整地土層から出土している。

調査地の谷は、南側の三分の一程が未調査のまま宅地となつた。そのため不明部分を残すものの、これまでの調査結果から香椎B遺跡の歴史的変遷を概観しておく。平安時代後半には、幾高地に掘立柱建物が認められるが、整然と区画された地割は出現せず、自然流水や溜り、一部には水田が残る。遺構としては検出されなかつたが、安樂寺所用軒丸瓦や鎌倉時代の大形鬼瓦などの瓦類が出土しており、

当地での寺院・公的施設の存在が考えられる。一二世紀後半、遅くとも一二世紀初頭には本格的整地作業が始まり、谷部に屋敷群が形成されていく。一二世紀には墨書き器(28頁図参照)が限定された地区内から多く出土するが、これらは寺熊地区に香椎宮の対宋貿易を掌握していたであろう宋人の屋敷の存在を強く示唆する。遅くとも一三世紀には南北方向の溝や橋によって区画され、調査区中央部の寺熊地区に大型の掘立柱建物を中心とした屋敷が出現する。一三世紀後半には御倉谷地区に火葬墓が造られ始める。一四世紀後半、一五世紀前半には、生水地区において、掘立柱建物の主屋、馬屋、仏堂などからなる屋敷が出現する。寺熊地区には小堂の礎石建物が認められる。この間溝は幾度も開削され、敷地の規模に変遷が認められる。一六世紀には小規模な建物からなる聚落となり、小堂も廃絶し墓地となる。谷部の北側に位置する山城が幾度かの改修を経て現在の形状になったのは一六世紀後半と考えられるが、創建時期は検討中である。山城跡から一三世紀末の常清焼の甕が出土しており、山城と直接的に結び付かないものの、地理的及び時間的関係から、弘安四年(一二八一)の弘安の役に軍事的施設として構築(使用)された可能性が指摘できる。

今回報告する木簡は、前年に寛治七年(一〇九三)銘の木筒が出土した自然流路SD-103(本誌第一九号参照)の延長部分から出土した。SD-103は、幅6寸、深さ60mmを測る。流路内からは三

点の木筒の他に、箸、下駄、漆器機、曲物などの木製品や土師器とともに、解体された牛の骨の一部が出土している。

8 木筒の釋文・内容

(1) 「卅五龍」〔炒カ〕

(2) 「□五郎」〔郎カ〕

(3) 「□(花押カ)」

・「雲取光」〔光カ〕

大日



(68)×(41)×4 0.5

(1)の下端部は、切り折りによる欠失。(2)は上部を欠き、○三三型式の可能性も残るが、付されよう。五郎二郎は荷主名か。(3)は同字が並び、経文などの書写的可能性が高い。

香椎B遺跡は、古代～中世にかけては香椎宮と、その後は大友氏との密接な関係をもつて形成されてきた。今回の木筒資料および第一次調査出土の木筒資料は、これらを裏付けるものになろう。

木筒の积読については、九州大学の佐伯弘次・坂上康俊、九州歴史資料館の倉住靖彦の各氏からご教示を受けた。



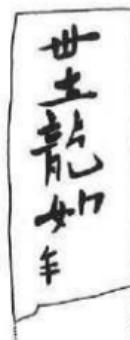
香港B遺跡出土墨書磁器



(3)



(2)



(1)



(3)



(2)



(1)

福岡・
博多遺跡群



(福岡)

本調査地は、埋没地形で
ある砂丘間低地（旧河道）
上にあたり、鎌倉時代以前

- | | |
|-----------------|---|
| 1 所在地 | 福岡市博多区中呉服町 |
| 2 調査期間 | 第一〇〇次調査 一九九六年（平成8）10月1— |
| 3 発掘機関 | 福岡市教育委員会 |
| 4 調査担当者 | 大庭康時 |
| 5 遺跡の種類 | 中世都市 |
| 6 遺跡の年代 | 弥生時代中期～現代 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 博多湾に面して形成された砂丘上に位置する複合遺跡である。遺跡群全体の時期としては、弥生時代中期から現代に及ぶが、古代末から中世にかけての対中國・対朝鮮の貿易拠点として著名である。 |

木簡は、港の下層の黒色泥土中から出土した。おおむね一四世紀前半頃の遺物と考えている。一点のみの出土である。

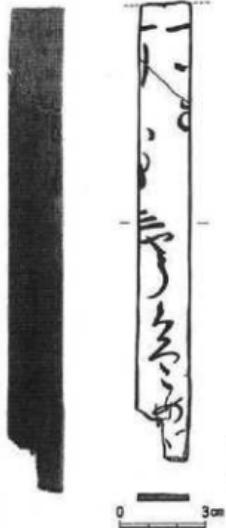
8 木簡の転文・内容

(1) 「
— □ □ □ やうくろこめ □
— (三さ)

(165) × (33) × 25 93

左端及び下端は欠損している。表面に刃物傷がみられ、折敷断片と思われるが、はつきりしない。墨痕は遺存部分で二行確認できる。「三やうくろこめ」は、「算用黒米」であろうか。墨痕が残るので、以下に文字が読めと思われるが折損により不明である。

(大庭康時)



「积文の訂正と追加」欄の新設について

本誌は、これまで①一九〇〇年出土の木簡、②一九七七年以前出土の木簡、③論考その他、の三部で構成してきた。

①「一九〇〇年出土の木簡」は、当該号発行の前年一二月の研究集会で、「一九〇〇年全国出土の木簡」などとして報告したものを中心、一年ごとの全国の木簡出土情報を集めるものである。その際、研究集会以後その年度内に出土した木簡も可能な範囲で収め、また本誌の既刊号の①の欄で報告すべきであったその年以前出土の木簡についてもできる限り収集し、この欄に掲載してきた。

②「一九七七年以前出土の木簡」は、一九七九年刊行の本誌創刊号の収録範囲以前の出土にかかる一九七七年以前出土の木簡を、①と同じスタイルで収集するものである。

①②の木簡の积文は、その時点で能う眼りの最も良きものを収載するようにしているが、木簡の保存処理やその後の研究の進展によって新たに文字が判読できたり、积文に訂正を要するような箇所が生じたりすることが少なくない。また、本誌掲載後に遺物整理の過程で、新たな木簡の存在が明らかになることも多い。

本誌では、同一遺跡の发掘調査については、①②とも調査次数ないし年度ごとに一回の収録を原則としているため、右のような

木簡の积文の訂正や追加の必要がある場合には、随時コラムなどで紹介してきた。しかしながら、収載する木簡の点数が年々増大するのに伴い、このような方法では対応できないような事態も予想される。

本誌掲載の事例報告、ことに木簡の积文については、このような訂正や追加についても、確実に誌面に反映させていくことが本誌の責務であると考える。そこでこのたび、①②の欄で報告した木簡の积文の訂正と追加を必要に応じて収録する「积文の訂正と追加」の欄を、①②の次に新たに設けたこととした。

収録の体裁は基本的に①②に倣うが、凡例に明記したように、若干この欄独自の体裁をとる部分がある。その要点を摘要すると次のようになる。

(1)既掲載の事例報告を受ける形で掲載するので、対応する報告が掲載された本誌の号数を、遺跡名の下に明記する。

(2)遺跡位置を示す五万分の一地形図は原則として割愛する。

(3)「遺跡及び木簡出土遺物の概要」の項は省略し、必要な場合は「木簡の积文・内容」の項で必要最少限の旨及を行なう。

(4)木簡の掲載順は、积文の訂正、同追加の順とし、通し番号を付す。また、积文を訂正する木簡については、既掲載の事例報告における木簡番号を最下段に付す(例 17(2)、本誌17号掲載の事例報告の木簡(2)の訂正であることを示す)。

訳文の訂正と追加（二）

兵庫・山垣遺跡（第六号）

- 1 所在地 兵庫県氷上郡春日町棚原字山垣
 - 2 調査期間 一九八三年（昭58）四月～九月
 - 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
 - 4 調査担当者 加古千恵子・平田博幸
 - 5 遺跡の種類 官衙跡
 - 6 遺跡の年代 奈良時代
 - 7 木簡の訳文・内容
- 山垣遺跡は、近畿自動車道舞鶴線の建設工事に伴い調査された遺跡である。方形に遺跡の範囲を区画する堀のうち、北・東・南の三方の堀（SDO. 1・2・3）を検出するとともに、その区画の南東部に建てられた南北棟の掘立柱建物一種を確認した。これらの遺構は計画的に配置されており、区画自体も周辺の參里形地割に即した位置を占めている。
- 木簡は、大量の土器・木器などの遺物とともに、この堀から発見

された。木簡の内容とともに墨書き器の中に「里長」の文字が認められたことなどから、八世紀初めの地方行政の具体像を示す貴重な資料として注目された。木簡の訳文は、一九八四年に本誌第六号及び『山垣遺跡—近畿自動車道開設文化財発掘調査概報』で報告した後、一九九〇年に、補訂を加えた上、写真・実測図を添えて、「山垣遺跡発掘調査報告書」に掲載した。

その後一九八七年に奈良国立文化財研究所において真空凍結乾燥法により保存処理を行なったが、その結果それまでは不明瞭であった墨痕が鮮明になった。また、赤外線テレビカメラ装置の性能が向上したこともあり、訳讀可能な文字の増補や訂正が可能となつた。

一方、近年郡符木簡や封緘木簡についての研究が進展し、新たな視点から山垣遺跡出土木簡を観察し直すことができるようになった。こうした状況の下、来るべき発掘調査報告書の「木簡編」の刊行に向けての準備を契機として、一九九五年度に再調査を行なつた。その結果、例えば二号木簡と三号木簡の接合する可能性が考えられることなどをはじめ、ほぼ全ての木簡の訳文・内容について増訂を行なつてある。ここでは、そのうちの主なものを紹介する。



(9)

- (4) □□年正月十一日秦人マ新野□□□貸給
・
「秦人マ身十束
同人マ須久奈十束 合百九十六東稟□留カ
伊千我郡鷲里秦人マ安古代一束
同マ小林廿束□墓垣百代
竹田里春マ若万呂十束
同里秦人マ志比十束。
○
- (5) 「秦人マ身十束
同人マ須久奈十束 合百九十六東稟□留カ
伊千我郡鷲里秦人マ安古代一束
同マ小林廿束□墓垣百代
竹田里春マ若万呂十束
同里秦人マ志比十束。
○
- (6) 「戸主神直」
〔(12)×25×5 039 第七号〕
226×25×4 051 第八号
- (7) 「春マ久伎利」
- (8) 「猪甘マ□井稟□」
〔(12)×25×5 039 第七号〕
226×24×4 051 第一〇号
- (9) 「丹波国水上郡」
〔(13)×25×5 043 第一一分〕
226×35×7 043 6(5) 第一一分
- (10) □ 神人□□□万口□
〔(13)×25×5 043 第一一分〕
226×35×7 043 6(5) 第一一分
- (11) 6(2) 第五号*
- 897×57×8 011 第二号

11

・ □マ名万呂春マ鷦□春マ三久万呂

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

12

・ 加津良正
凡人一正丁小林 □ [間カ]

□

□

□

□

□

□

□

□

□

・ □マ名万呂春マ鷦□春マ三久万呂

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□</div

木簡出土数は既刊報告書では二二点としたが、今回の再調査で接続が判明したものがあり、都合二〇点となった。この二〇点の全体を概観すると、郡の行政に関する狹義の文書木簡（2）、（3）？及び封緘木簡（9）、農業経営に関する記録木簡（4）（5）（6）（6）？（付札（5）～（8）、いずれの記載も個人名を中心とする）、その他に分類できよう。以下、特に新たな見出しが得られたものについて述べる。

（2）は、かつて二点の木簡としていたものであるが、今回の再調査で接続が判明し、表一文字め下部の位置で表から刃物で木簡の厚みの半ばまで刻みを入れた上で折っている状況が確認できた。これが接続する可能性についてはかねてから弘前大学の鐘江宏之氏からご教示を受けていたが、現物によりこのことが確かめられた。この接続により、本資料が人の召喚を命じた郡符であることが確実になり、あわせて八幡林遺跡（本誌第一三号）¹⁾、荒田目条里遺跡（同第二七号）²⁾、屋代遺跡群（同第一八号）³⁾などから出土した他の郡符木簡や、香住エノ田遺跡出土の召喚状（同第一八号）などの類例と同じく、廃棄の際に人為的に切断されていることが明らかとなつた。

（9）は、封緘木簡であり、長方形の材を羽子板の柄状に整形したものであることから、封緘木簡であることが指摘されていたが、今回現物を観察した結果、裏面は削ったままで調整していないことがわかった。この点からも本木簡は文書などを挟むために一枚の材

を二枚に割ったもののうちの片方であると判断できる。

（4）は、判読可能な文字が増加したこと、穂の貸付関係の記録木簡であることが明らかとなつた。冒頭に、日付・差出しと思われる記載があり、もともとは文書木簡であった可能性もあるが、受け取り側では帳簿として利用したとも思われる。下部の孔はその際に整理の便宜のために穿たれたのかも知れない。内容をみると、冒頭に一行書きで日付、人名「泰人マ新野」、「貸給」などとあり、次いで三行書きで人名の後に束数、一部には田積が付記したものを列記し、最後にその束数の合計と、さらに「榜^音福」別而代「□物」を合わせた束数を記している。畠の束数記載と「貸給」の文字が判読できることにより、出舉、あるいは借貸に関する帳簿であると判断できる。なお、冒頭の二文字は從來干支の可能性が指摘されているが、現状では判断できない。

8 関係文献

兵庫県教育委員会「山垣遺跡—近畿自動車道関係埋蔵文化財発掘調査概報」（一九八四年）

同「山垣遺跡発掘調査報告書」（一九九〇年）

（加古千恵子・平田博幸・古尾谷知浩（奈良国立文化財研究所））

兵庫・袴狭遺跡（深田地区）（第一六号）

(1)

咄天道皇

罪人道生殺

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 所在地 | 兵庫県出石郡出石町持鉢字深田 |
| 2 | 調査期間 | 第七次調査 一九九三(平5)年六月1—二月 |
| 3 | 発掘機関 | 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所 |
| 4 | 調査担当者 | 大平 茂・西口圭介・藤田 淳・鈴木敬二・岡 昌秀 |
| 5 | 遺跡の種類 | 水田跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 古墳時代—平安時代 |
| 7 | 木簡の軒文・内容 | 特徴
特徴遺跡は兵庫県の北部を流れる出石川の支流、特徴川流域で
認された遺跡で、九世紀代においては出石郡衙の存在が想定され
いる。深田地区は、官衙に開運する倉庫群・居館・池状遺構など
遺構群が検出されている上流域の内田地区から約2km下流にあた
る古墳時代—平安時代の水田及びこれに伴う畦畔や水路が確認され
いる。出土遺物の大半は木製品で、中でも田下駄の占める割合が
も多いが、木製祭祀具・曲物・木皿・下駄なども伴出している。
今回報告する木簡は、整理作業中に新たに発見されたものであ
り、奈良—平安時代の水田土壤層の掘り下げ時に排水溝から出土した
が、明確な出土層位は不明である。 |



(前田
淳)

遺構群が検出されている上淀部の内田地区から約一厘下流にあたり、古墳時代—平安時代の水田及びこれに伴う畦畔や水路が確認されている。出土遺物の大半は木製品で、中でも田下駄の占める割合が最も高いが、木製祭祀具・曲物・木皿・下駄なども伴出している。

今回報告する木簡は、整理作業中に新たに発見されたものである。奈良・平安時代の水田土壤層の掘り下げ時に排水溝から出土したため、明確な出土層位は不明である。

道皇の四文字と符號（二本の筆で結ばれた三つ星と人面）はかなり明瞭に判別できる。しかし、その下の四行の文字は中寄りの二行の一部が辛うじて判読できるものの、両側の一三行は読み切れない。人面は大きく見聞いた眼と鼻に特徴があり、中世に描かれた鬼の絵と共に通するものがあるが、橋塹跡群から大量に出土している古代の墨書き人形には見られない表現である。

羽子板状を呈する大窓の障子木門である。板目取りした板状材の下側を両側から把手状に細く削り、そこに左右一対の「く」形の抉りを上下に削り出している。抉りは枕などに縛りつけるためのものかもしれないが、紐で縛ったような圧痕は認められない。

兵庫・袴狭遺跡（第一七号）^{はかざ}

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭字内田・字谷外
- 2 調査期間 第九次調査a 一九九四年（平6）六月1—二月
第九次調査b 一九九五年一月1—二月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会理藏文化財調査事務所
- 4 調査担当者 大平茂・鈴木敬二・中村弘・岡昌秀
- 5 服部 寛 遺跡の種類 官衙跡・祭祀跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代・中世
- 7 木簡の积文・内容
- 袴狭遺跡は兵庫県の北緯を流れる出石川の支流、袴狭川流域で確認された遺跡である。過去の一連の調査により、奈良時代から平安時代の官衙跡及び水田跡が検出されており、九世紀代においては出土物の存在が想定されている。
- このうち第九次調査は、此隔山北麓に接した水田部の二地点を調査している。本誌第一七号では第八次調査、第九次調査として報告しているが、いずれも第九次調査に該当し、前者をa（B8地点）、後者をb（B10地点）として訂正する。
- a（B8地点）では、四時期の遺構面を調査し、第一面では

中世（室町時代）の溝を、第一と四面では奈良～平安時代の建物群と溝を検出している。b（B10地点）では、水田跡三面（平安時代～中世）と、その下層（奈良～平安時代）の河道を検出している。

木簡は本誌第一七号で二三點について報告したが、第九次調査の(4)として掲げたものについて、その後の検討で積文に訂正すべき部分が見つかったので再掲する。

また、遺物整理の過程で新たにa（B8地点）から四点の木簡の出土が確認され、出土木簡の点数は第九次調査で合計一七点となり、袴狭遺跡のうち兵庫県教育委員会理藏文化財調査事務所担当分の調査全体では四二点となつた。また、墨書きはないが木簡状の形態を有する木製品（○三三・型六）は、九点を確認している。

(2)は第一～三面の建物群に伴う溝から、(3)(4)は排水溝からの出土で、層位的には第二面より下層にあたる。(5)は第一面の上位の遺物で、包含層からの出土である。

- (1)
 •
 出石郷秦部牛万呂戸口秦部旅人己口分桑口口四口
 (2)
 17
 45×55×5
 足石

(2)の表は人名を現存三行三段にわたって列記し、合点を付したものが、その上段の記載が不明顯であるため、どのような内容の帳簿であるかは不詳。裏には「論語序何晏集」解釈の記載がある。同じ第九次調査³において「論語」公治長篇の文言を記した木板が出土しており(本文第一七号-12)、関係が注目される。

(2)の表は人名を現存三行三段にわたって列記し、合点を付したものであるが、その上段の記載が不明瞭であるため、どのような内容の帳簿であるかは不詳。裏には「論語序何晏集〔解〕」の記載がある。

(4)

(221) × 25 × 3 019

□	論語序何晏集	解カ
□	日大	族カ
□	鷗	
□	下部酒縫	日下部酒縫
□	當女	當女
11	安方	安方
□	木中	木中
□	知	知
□	當女	當女
静成女		静成女



(2)



(3)



(4)



(5)

兵庫・入佐川遺跡（第一八号）

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町宮内
 - 2 調査期間 第一次調査 一九九二年（平成4年）五月～一二月
 - 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
 - 4 調査担当者 大平 茂・村上泰樹・柏原正民
 - 5 遺跡の種類 水田跡・河道跡
 - 6 遺跡の年代 古墳時代～近世
 - 7 木簡の祝文・内容
 - 8 木簡の祝文・内容
- 入佐川遺跡は兵庫県の北部を流れる出石川の支流、入佐川流域で確認された遺跡で、すでに本誌第一八号で第一次調査、及び第四次調査（一九九五年度調査）で出土した木簡を紹介している。
- 今回報告する木簡は、一九九二年度調査資料の整理作業中に新たに発見されたものである。既報告のように当調査では弥生時代～古墳時代の河道や水田、奈良時代～近世までの河道や溝などが検出されている。木簡は近世の溝および河道から出土しており、陶磁器や漆桶などが伴出している。

(1)



(130)×(24)×4 081



(1)

（藤田 淳）

180×40×3 061



（1）は、下端に向かって細く削った板状材である。上半は欠損し亀裂が生じ、下端側も失われている。上端近くの一文字はやや墨も残っているが、その下は痕跡程度である。近世の溝より出土した。

（2）は、薄い短冊形の板状材の長辺に抉りを入れたもので、両端中央に各一カ所の目釘孔があり、箱物の一部と推定される。両面に墨書が認められるが、文字は判読できない。近世の河道より出土した。なお、木簡の祝文については奈良国立文化財研究所の方々のご教示を得た。

島根・出雲國庁跡（第一二号）

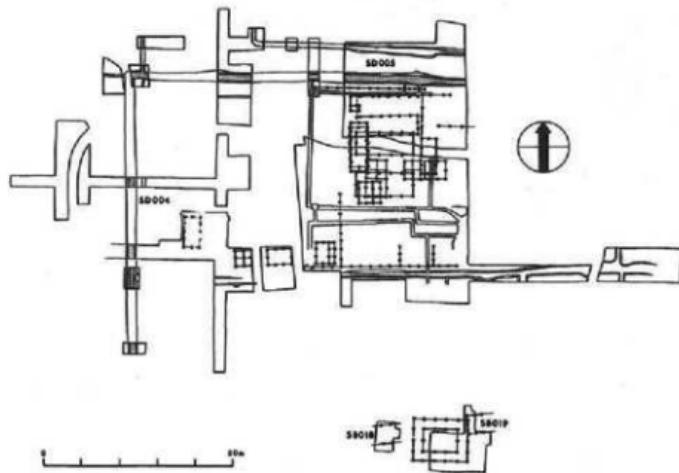
いすもこくちょう

- | | | |
|---|----------|-----------------------|
| 1 | 所在地 | 島根県松江市大草町 |
| 2 | 調査期間 | 一九六八年（昭43）八月—一九七〇年一二月 |
| 3 | 発掘機関 | 松江市教育委員会 |
| 4 | 調査担当者 | 山本 清・坪井清足・町田 章ほか |
| 5 | 遺跡の種類 | 官衙跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 七世紀末～九世紀 |
| 7 | 木簡の収文・内容 | |



出雲国庁跡出土木簡については、これまで三点について収文・写真などが公表されている。国府推定地ではそれまで例がなかった評制下の木簡を含み、国府ひいては律令国家の地方支配の成立過程をめぐる議論に重要な問題を提起してきた。

一九九四年及び九八年にこれらの木簡の写真撮影・実測などを行ない査証を再検討した結果、一部に訂正を要する箇所が見つかった。



出雲國庁跡における木簡出土遺構（網かけ部分）
（『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』より一部加筆転載）

釁文の訂正と追加

(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
□	□	□	□	□	□	□	
□	□	□	□	□	□	□	
□	□	□	□	□	□	□	
□	□	□	□	□	□	□	
□	□	□	□	□	□	□	
□	□	□	□	□	□	□	
□	□	□	□	□	□	□	

142×7×9 011

また、遺物整理過程で新たな木簡も発見されている。新出の木簡には訛讀できるものは少ないが、地方官衙遺跡出土木簡ではごく例の少ない〇一五型式の木簡など重要な木簡が含まれている。なお、(3)には訂正箇所はないが、再検討結果を合わせて報告したい。

木簡出土遺構は、(1)が南北溝SDOO四、(2)(3)が東西溝SDOO五であるが、(4)～(6)については詳細は不明である。また、SDOO四・OO五も七世紀から九世紀まで一貫して利用されており、出土状況から年代の判定を行なうのは困難である。

8 木簡の訛文・内容

大原評 □ 磯部 安 □

「進上兵士財 □ 月万カ」

□ マ二百代

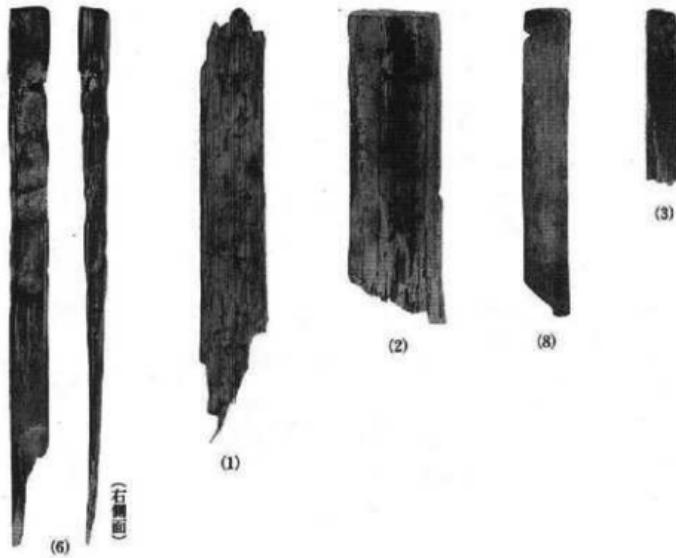
(152)×23×3 081
(114)×34×5 019
11 (2)

(105)×52×8 019
11 (3)

217×16×4 081
15

(191)×(13)×10 015

(右側面)





(8) 「 \vee □ (翻足)

(111) × (16) × 4 95

(1) は板目、上端・下端は欠損する。裏面にはハギトリ状ケズリが施されている。□ 積部は全体で氏族名の可能性があるが、「磯」の上の文字は他の文字と若干筆が異なるようで、異筆とも考えられ断言できない。機能的には荷札木簡の他、安□を人名とみると、歴名部分を有する木簡の可能性もある。

(2) は板目、上端は平面ケズリが施され、下端は欠損。表面にはハギトリ状ケズリが確認される。裏面は欠損。軍團から兵士を国府へ進上した文書木簡か、その際に作成された帳簿木簡であろう。また、「財」の左上方に压痕状の線刻が認められる。

(3) は板目、表裏両面ともハギトリ状ケズリが確認され。上端・下端は欠損。「代」の下には文章は統かず、代制による田籍を示した木簡である。

(4) は板目、上端には平面ケズリが行なわれており、下端は欠損。表面にはカットグラス状ケズリが施され、裏面にはケズリはない。

(5) は板目、上端・下端ともキリ・オリ技術によつて切り離されているが、木簡本来のものか二次的なものは不明。表面にはハギトリ状ケズリが確認でき、裏面も恐らくハギトリ状ケズリが施されていたと考えられる。上下に浅い切り込みがある。

(6) は板目、上端は平面ケズリ・側面ケズリ加工がなされている。

下端は欠損。表裏両面ともカットグラス状ケズリを確認できる。側面に穿孔があるが、焼けた痕跡は認められない。墨書き一文字めの右半分が残つており、ほぼ中央で縫に半裁されているものと考えられる。「中」の文字からすると、三等の考第がたてられる郡司・軍團少數以上、史生・賛人・國博士・醫師・外數位に關係する考課木簡であった可能性が高い。

(7) は板目、上端は両側面からのキリによつて、下端は右側面からのキリ・オリによつて切斷されている。これは二次的な加工によるものか。表裏両面にハギトリ状ケズリが確認できる。

(8) は板目、上端は側面ケズリが施され、側面にキリカキによる切り込みが認められる。表裏ともにハギトリ状ケズリがなされる。下端は斜めに削つて幅を細めており、この部分は右側面からキリ・オリによつて切斷されているので、棒状になつていた可能性が高く、この他、墨痕のない付札状木製品の断片一点がある。

おきたい。

9 関係文献

平石 充「出雲國府跡出土木簡について」(島根県古代文化センター)

『古代文化研究』三 一九九五年

(平石 充) (島根県埋蔵文化財調査センター)

木蘭学会会則

- 第一条 本会は木蘭学会と称する。
- 第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。
- 第三条 本会は木蘭に関する情報蒐集・整理し、木蘭そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- 1 木蘭に関する情報の蒐集および整理
 - 2 研究集会の開催
 - 3 会誌「木蘭研究」その他の刊行
 - 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
 - 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 第五条 木蘭の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する個人および団体は会員になることができる。
- 二 本会に入会しようとする場合は、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。ただし団体については、会員の推薦は必要としない。
- 三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。
- 四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ
- の他前条の事業に参加することができる。
- 五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。
- 第六条 本会は次の役員をおく。
- 1 会長一名
 - 2 副会長二名
 - 3 委員若干名
 - 4 監事二名
- 第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。ただし再任はさまたげない。
- 二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。
- 三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。
- 四 監事は会計および会務の執行を監査する。
- 第八条 本会は毎年一回総会を開く。
- 第九条 本会の経費は会費および寄付金等をもっており、総会において会計報告を行うものとする。
- 第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。
- 第十一条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

(一九七九年三月三十一日制定 一九九五年十一月一日改正)

木簡研究 第9号

1987年11月刊

卷頭言

1986年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(9)

国語の表記史と森ノ内遺跡木簡

敦煌漢胡簡出土骨書の復原

漆紙文書集成

正倉院木簡の用途 一柳秀三郎氏の所説に接して一

岸俊男会長の思い出

田中 稔

稻岡 耕二

大庭 喬

佐藤宗諱・橋本義則

東野 治之

平野 邦雄

木簡研究 第10号

1988年11月刊

卷頭言 一木簡学会の十年一

原秀三郎

1987年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(10)

中世木簡の一形態 一山札・手札についての覚書一

雲夢睡虎地秦墓竹簡「日書」より見た法と習俗

木簡の保存処理

石井 進

工藤 元男

沢田 正昭

木簡研究 第11号

1989年11月刊

卷頭言

狩野 久

1988年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(11)

中国出土簡牘の保護研究

中国出土木・竹簡の保存科学的研究(抄訳)

木箱と木簡

所謂「長屋王家木簡」の再検討

有韻尾字による固有名詞の表記

胡 錠 高敏彦

(訳) 佐川正伸

小池伸一

大山誠一

犬飼隆

木簡研究 第12号

1990年11月刊

卷頭言

田中 琢

1989年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(12)

森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって

木簡類による和名抄地名の考察 一日本語学のたちばから一

内資人考

山尾 幸久

工藤 力男

春名 宏昭

木簡研究 第13号

1991年11月刊

卷頭言

笹山 晴生

1990年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(13)

下曾我遺跡と出土木簡

香川県長福寺出土の木簡 一蓄蓄錢に伴って出土した木簡一

「二条大路木簡」と古代の食料品貢進制度

中国簡牘学国際學術研討会参加記

鈴木 靖民

館野 和己

樋口 知志

佐藤 薩信

創刊号～4号 品切れ、9号～12号 3800円 13号 4300円

送料 1冊 600円、2冊 800円、3冊 1000円、4冊 1200円、5～10冊 1500円

彙報

ポジウムの開催、③木簡の図録の刊行などを予定しているとの報告があり、①については同研究集会の実行委員長である平川南委員から追加説明が行なわれた（同実行委員会については、長野特別研究集会の項参照）。

編集報告（鎌田元一委員）

第一回総会及び研究集会

木簡学会第一回総会及び研究集会は、一九九七年一二月六・七

日に、奈良国立文化財研究所平城宮跡資料館講堂において、一八五名の参加者を得て開催された。会場には、平城宮跡・平城京跡・飛鳥池遺跡（以上、奈良国立文化財研究所）、長登銅山跡（山口県美東町教育委員会）、山垣遺跡（長野県教育委員会理観文化財調査事務所）の木簡が展示された。

◇一九九八年一二月六日（土）（午後一時～五時）

第一回総会（議長 福岡猛氏）

狩野久会長の挨拶で開会後、以下の報告が行なわれた。

会務報告（狩野和巳委員）

会員の状況（新入会員八名・二団体）、幹事の交替（大隅清陽氏・吉川敏子氏退任、増渕徹氏・吉川聯氏新任、会員サービスの概要、常任委員会の設置についての報告があつた。

一〇周年記念事業についての報告（和田翠委員）

①長野特別研究集会の開催、②長屋王家木簡をテーマとするシン

「木簡研究」第一号の編集経過、及び価格を前号と同じ五五〇

円に決定したことが報告された。

会計・監査報告（山中敏史委員・八木充監事）

山中委員から一九九六年度の会計決算報告が行なわれ、八木監事がから会計が正確かつ適切に行なわれている旨の監査報告がなされた。ついで、山中委員から、一九九八年度の予算案の説明が行なわれた。以上の案件については、異議なく承認された。

研究集会（司会 寺崎保広氏）

門勝制と木簡

長登銅山跡出土木簡

今泉 隆雄氏

池田 善文氏

八木 充氏

今泉氏は、門勝制の概要とそれに關係する木簡についての研究成果の報告、池田氏は長登銅山跡の調査成果をスライドを併用して説明、八木氏は同遺跡出土木簡の検討成果についての報告を行なった。

◇一九九八年一二月七日（日）午前九時～午後三時

研究集会（司会 清水みき氏・石上英一氏）

一九九七年全国出土の木簡

渡辺 春宏氏

山垣遺跡出土木簡の再検討

員長平川氏、事務局長福島氏)と運営委員会(委員 小林秀夫、土屋積、傳田伊史・平川南・庄瀬昭広、福島正樹・百瀬長秀の各氏)ほか歴史類、理文センターの方々。委員長小林氏)が担当した。開催にあつては、各教育委員会をはじめ地元の方々には多大のご協力をいただいた。

渡辺氏の報告は、例年通り全国の出土木簡とその遺跡について概観したもので、その多くは本号に収録することができた。加古・平田・古尾谷三氏の報告は、以前に出土し報告されていた山垣遺跡出土木簡について、保存処理後の再調査の成果を発表し、新たな接続による知見が呈示された。田中氏の報告は、下ノ西遺跡の概要と木簡の説明で、出典や国司借貸に関する木簡などが取り上げられた。

午後からは、二日間の報告をめぐって活発な議論が行なわれ、最後に町田章副会長の挨拶をもって研究集会を終了した。なお、本年度は、適当な現場がないため発掘現場見学は行なれなかつた。

長野特別研究集会

一九九八年六月五日(金)・六日(土)の両日、木簡学会二〇周年記念事業の一環として、更埴市において、長野特別研究集会が開催された。木簡出土の現地における研究集会の試みとしては、一九四九年九月の新潟特別研究集会に続くものである。木簡学会の主催、長野県立歴史館と長野県埋蔵文化財センターの共催として実施し、実務は別に組織した実行委員会(会員 小林秀夫、佐藤信、鈴木京一、館野和己・傳田伊史・早川万年・平川南・福島正樹・山口英男の各氏)委

社・財團毎文化事業財団の後援をいただいた。なお、通常の研究集会では参加者を会員に限っているが、新潟特別研究集会と同様に今回も地元の研究者や大学院生にも参加を呼びかけ、多数の参加を得た。

◇一九九八年六月五日(金)(午前九時～午後五時半)

現地見学会

長野駅東口に集合し、バス三台に分乗して見学会に出発した。午前中は上田市立信濃國分寺資料館と国分寺跡の見学、昼食を挟んで午後は屋代遺跡群・更埴条里遺跡を車中から望み、森井軍塚古墳・古墳館へ向かいこれを見学し、さらに長野県立歴史館で屋代遺跡群出土木簡の観察、常設展示の見学を行なつた。その後長野市に戻り、引き続いて懇親会を開いた。見学会の参加者は、会員八八名・非会員二四名、計一二二名であった。

◇一九九八年六月六日(土)(午前九時～午後四時)

研究集会(司会 福島正樹氏・平川南氏・佐藤信氏)

「七世紀の社会と木簡—屋代木簡をめぐって—」と題して、長野

県立歴史館講堂において、研究集会を開催した。佐藤宗諱副会長の開会挨拶、長野県立歴史館の市川健史館長の歓迎挨拶の後、実行委員の福島正樹氏の司会によって、次の五本の基調報告が行なわれた。

信濃の古代と屋代遺跡群

七世紀の屋代木簡

七世紀の地方木簡

七世紀の宮都木簡

律令制の成立と木簡

七世紀の宮都木簡

基調報告の後、平川・佐藤両氏の司会によって討論が行なわれ、和田英氏の挨拶によつて閉会した。参加者は、会員二三名、非会員九〇名、計二二三名であった。なお、別室では、屋代遺跡群出土木簡、徳島市觀音寺遺跡出土木簡（写真）の展示を行なった。

以上の報告及び討論については、本号に掲載した。

なお、翌六月七日（日）の午前九時半から午後四時まで、「屋代

木簡公開シンポジウム今よみがえる信濃の古代」が二二一名の参加者を得て長野県立歴史館講堂において開催された。主催は同シンポジウム実行委員会、共催は木簡学会・長野県立歴史館・長野県理文文化財センターなどである。内容は、小林・福島・山口・平川各氏の基調報告、早川・鈴木両氏のコメント、及び佐藤・館野両氏の司会によるディスカッションで構成されるものであった。

委員会報告

◇一九九七年二月六日（土）午前一〇時三〇分～午後〇時

於奈良国立文化財研究所

総会に先立ち、会務・総会と研究集会の運営・「木簡研究」第一九号の編集経過と価格決定・二〇周年記念事業の計画・長野特別研究集会の準備状況・会計事務について報告がなされ、審議の上承認された。

◇一九九八年六月一二日（金）午後二時～午後五時

於奈良国立文化財研究所

会務報告として、一名の退会、及び幹事の交替（今津勝紀氏から山本崇氏）が提示され、承認された。続いて入会審査、長野特別研究集会の結果・会計事務・「木簡研究」第二〇号の編集状況（担当は清水みき委員と渡辺晃宏幹事）、総会と研究集会及び二〇周年記念事業の準備状況について報告が行なわれ、審議の上承認された。

◇一九九八年一月六日（金）午後二時～午後五時

於奈良国立文化財研究所

会務報告として二名の退会（董夫）が報告された後、入会審査が行なわれ、九名の入会が承認された。続いて会計事務・長野特別研究集会の会計・「木簡研究」第二〇号の編集・二〇周年記念事業の進行状況の報告があり、審議の上承認された。また、委員の改選についても話し合った。

（鈴木景二）

木簡学会役員（一九九七・一九八年度）

幹監	委員
事事	
吉川 増潤	佐藤 宗諒
土橋 鶴見	石上 英一
浩幸	櫻木 謙周
誠	清水 みき
徳	東野 治之
吉川 聰	岩本 正二
増潤	和田 南
土橋	岩本 雄
鶴見	永田 英正
浩幸	本郷 真紹
誠	西村さとみ
徳	山下信一郎
吉川 真司	八木 充
	鈴木 景二
	西村さとみ
	山本 崇
	鶴見 泰寿
	古尾谷知浩
	山本 崇
	渡辺 晃宏
	寺崎 保広
	西山 良平
	山中 敏史
	佐藤 信
	鎌田 元一
	町田 章
	榮原水造男
	館野 和巳
	佐藤 信
	寺崎 保広
	西山 良平
	山中 敏史

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 20 1998

Contents

Foreword	WADA Atsumu	i
Wooden Writing Tablets Recovered in 1997	1	
Outline	1	
Explanatory Notes	6	
Nara Palace Site, Nara Prefecture ; Nara Capital Site (1), Nara Prefecture ; Nara Capital Site (2), Nara Prefecture ; Aono Site, Nara Prefecture ; Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture ; Sakafuneishi Site, Nara Prefecture ; Nagaoka Palace Site, Kyoto Prefecture ; Site in Block 3 of East 4th Ward on 2nd Street, Nagaoka Capital Site, Kyoto Prefecture ; Site in West 2nd Ward on 6th Street, Nagaoka Capital Site, Kyoto Prefecture ; Site in Block 3 of West 1st Ward on the 3rd Street, Heian Capital Site, Kyoto Prefecture ; Garden of Byodo-in Temple, Kyoto Prefecture ; Saikudani Site, Osaka Prefecture ; Osaka Castle Site, Osaka Prefecture ; Tenma-Honganji Temple Site, Osaka Prefecture ; Moat enclosed Site, Sakai City, Osaka Prefecture ; Higashi Asakayama Site, Osaka Prefecture ; Ina no sho Site, Hyogo Prefecture ; Yashiki-machi Site, Hyogo Prefecture ; Katsu Site, Hyogo Prefecture ; Samurai House Site in Akashi Castle, Hyogo Prefecture ; Sakaidani Site, Hyogo Prefecture ; Shigeri-Miya no nishi Site, Hyogo Prefecture ; Asaka-Jo no hori Site, Hyogo		

Prefecture ; Daishogun Site, Shiga Prefecture ; Owaki Castle Site, Aichi Prefecture ; Senagawa Site, Shizuoka Prefecture ; Site in front of Meiji University Memorial Hall, Tokyo ; Sendagaya 5-Chome Site, Tokyo ; Yamazaki-Kami no minami Site, Saitama Prefecture ; Saibara Site, Chiba Prefecture ; Koyanagi-machi Site, Matsumoto Castle Site (Third Keep), Nagano Prefecture ; Ise-machi Site, Matsumoto Castle Town Site, Nagano Prefecture ; Miwada Site, Miyagi Prefecture ; Ippon'yanagi Site, Miyagi Prefecture ; Shirayama Site, Iwate Prefecture ; Sanjo Site, Yamagata Prefecture ; Kamitakada Site, Yamagata Prefecture ; Yamada Site, Yamagata Prefecture ; Hotta Fort Site, Akita Prefecture ; Daikojishinjo Castle Site ; Aomori Prefecture ; Fukui Castle Site ; Fukui Prefecture ; Kanaiwa honmachi Site, Ishikawa Prefecture ; Tomizu-Onishi Site, Ishikawa Prefecture ; Katada-B Site, Ishikawa Prefecture ; Nanao Castle Town Site, Ishikawa Prefecture ; Jahami-A Site, Toyama Prefecture ; Futakuchi-Gotanda Site, Toyama Prefecture ; Shimizudo-F Site, Toyama Prefecture ; Shimo no nishi Site, Niigata Prefecture ; Nakakura Site, Niigata Prefecture ; Omido Temple Site, Tottori Prefecture ; Santadan-I Site, Shimane Prefecture ; Obukui Site, Shimane Prefecture ; Takata Site, Shimane Prefecture ; Hyakkengawa-Yoneda Site, Okayama Prefecture ; Tsudera Site, Okayama Prefecture ; Sueharakama Site, Yamaguchi Prefecture ; Hagi Castle Site, Yamaguchi Prefecture ; Takamatsu Castle Site, Kagawa Prefecture ; Kannonji Site, Tokushima Prefecture ; Kaminagano-A Site, Fukuoka Prefecture ; Kashii-B Site, Fukuoka Prefecture ; Hakata Site, Fukuoka Prefecture ; Uoyamachi Site, Fukuoka Prefecture	224
Wooden Writing Tablets Recovered Before 1977 (20)	224
Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture	224
Amendments and Additions (1)	227
Yamagaki Site (6), Hyogo Prefecture ; Hakaza Site (16-17), Hyogo Prefecture ; Irusagawa Site (18), Hyogo Prefecture ; Izumo-kokuchō Site, Shimane Prefecture	
Article	
A Second Study of the Wooden Tablets Found at Prince Nagaya's Mansion and in his Steward's Office	YAGI Atsuru..... 241
Record of the Congress in Nagano	
Ancient Shinano and Yashiro Sites	TERAUCHI Takao..... 266
7th Century Wooden Tablets Found in Yashiro Sites	DENDA Ifumi..... 276
7th Century Wooden Tablets Found in Local Government Offices	KANEGAE Hiroyuki..... 287

7th Century Wooden Tablets Found in Palace and Capital Sites	TSURUMI Yasutoshi	303
Wooden Tablets and the Establishment of the Ritsuryo Order	TATENO Kazumi	320
Points of Debate at the Congress in Nagano	HIRAKAWA Minami and SATO Makoto	334
Book Review		
SATO Makoto, <i>Nihon kodai no kyoto to mokkan</i> [Palaces-Capitals and Wooden Tablets in Ancient Japan]	NITO Atushi	338
New Publication		
OBA Osamu, <i>Mokhan: Kodai kara no messeji</i> [Wooden Tablets: Messages from Ancient Times]	MARUYAMA Yumiko	345
Bulletins	SUZUKI Keiji	347
Contents of Volumes 16-20		350
List of Reports at the Regular Congresses (10th—19th) and Special Congresses (Niigata, Nagano) of Our Society		366
Editor's Notes	SHIMIZU Miki	368
Columns:		
Ink-inscribed Pottery Unearthed from Block 11, East 2nd Ward on 2nd Street, Heijo Capital Site	WATANABE Akihiro	42
"O-nie" Inscribed Wooden Tablet Unearthed at the Fujiwara Palace Site	TERASAKI Yasuhiro	53
Announcements		
On the Creation of an "Amendments and Additions" Column		226
Regulations of the Society		240

Published by
JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

木簡研究 第二〇号

一九九八年十一月二十日 印刷

一九九八年十一月二十五日 発行

〒630
奈良市一条町二丁目九番一號
-8577

奈良國立文化財研究所

平城・史料調査室 気付

編集発行

木

簡

学

会付

本

簡

学

会付

E-mail mokkan@nabunken.go.jp

TEL (0743) 341-3931

振替口座 01000-161-1517

印 刷 真 隅 京都市下京区油小路仏光寺上ル
TEL (075) 351-16034

ISSN 0912-2060

